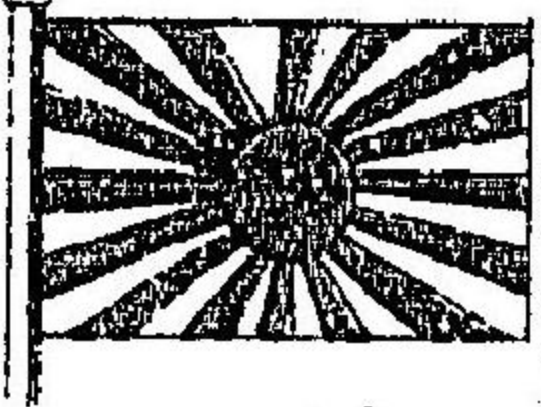
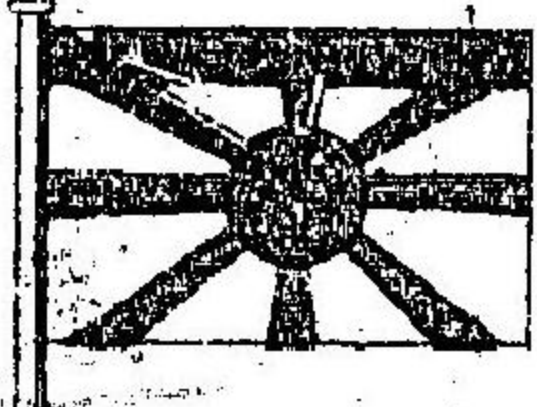
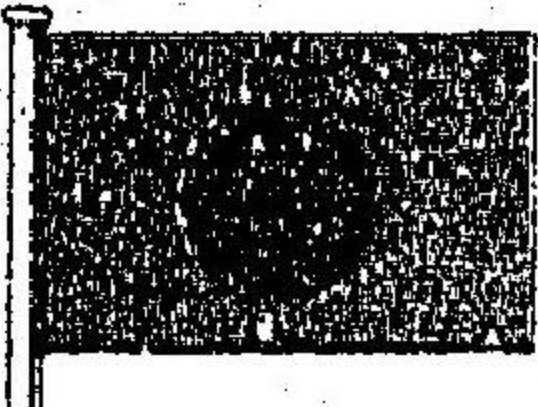
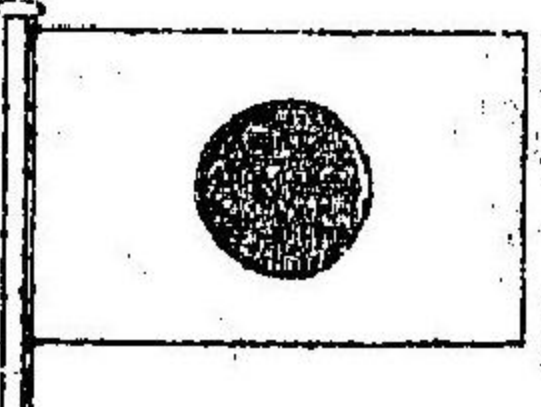
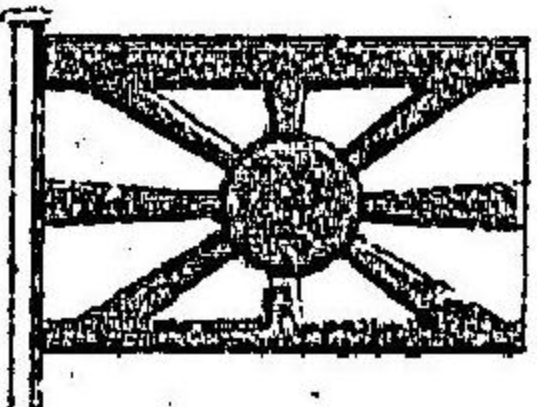
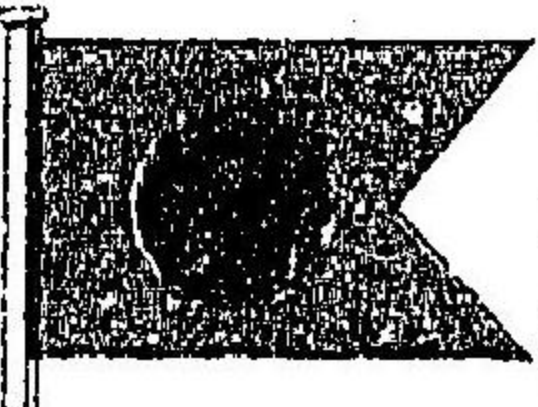
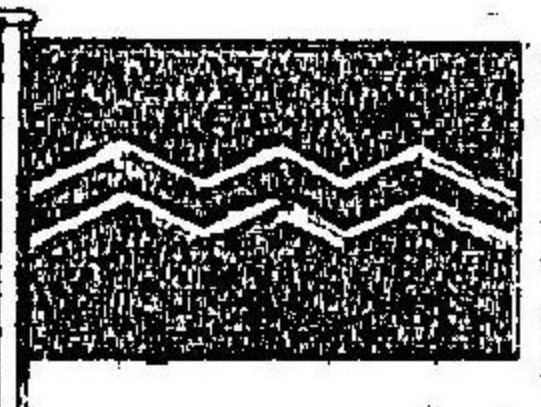
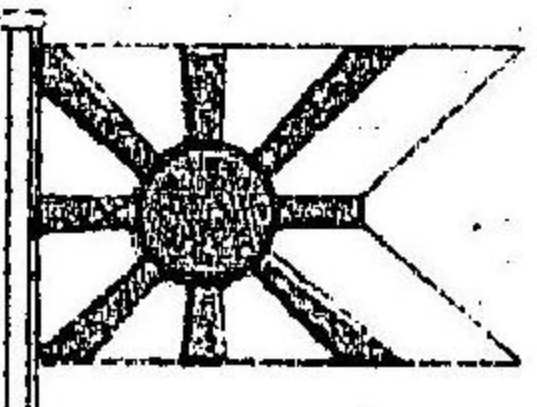
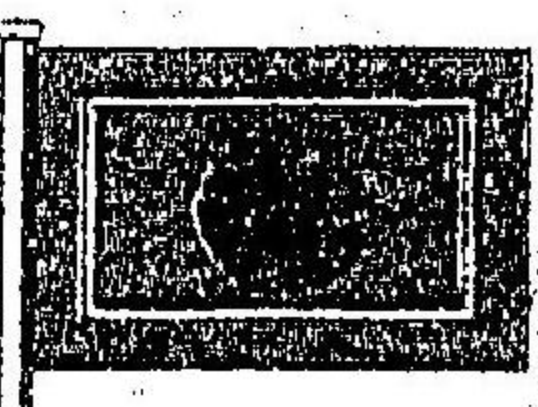
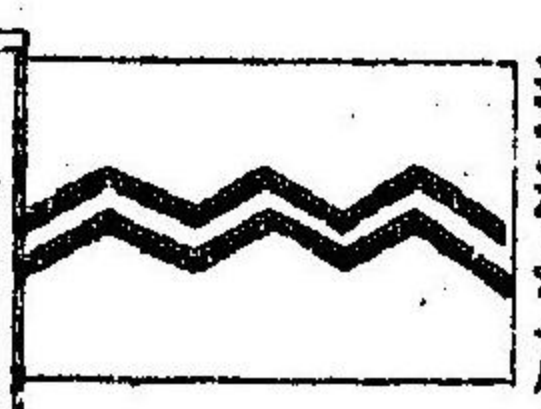
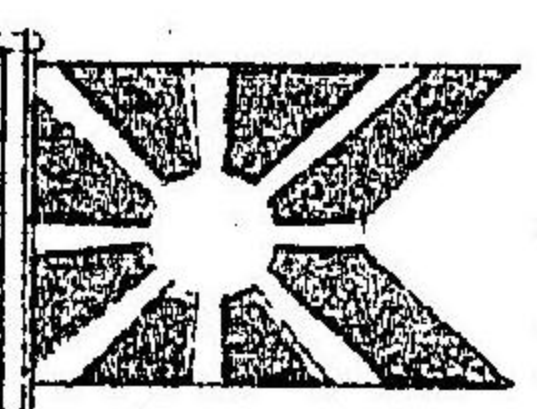
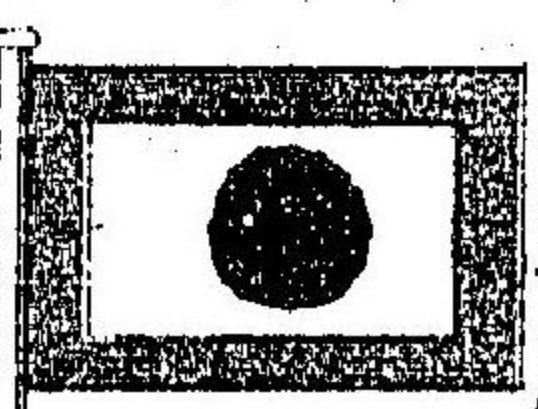
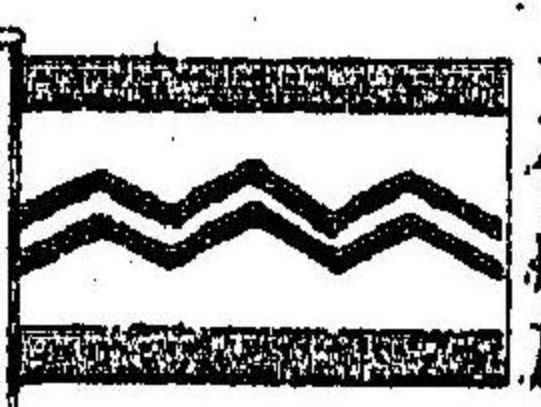
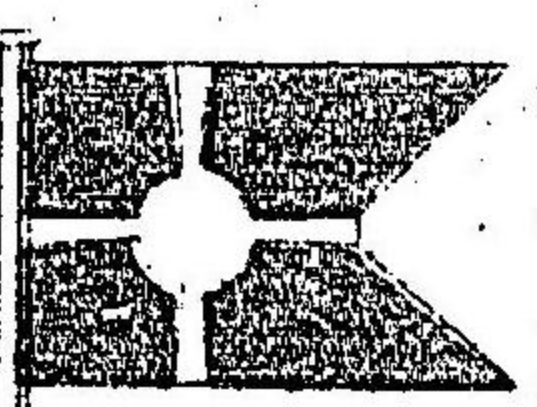
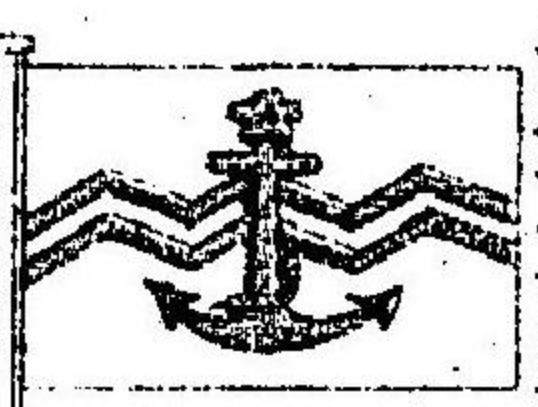
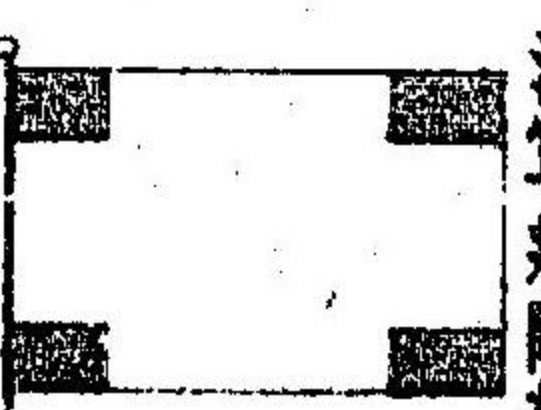
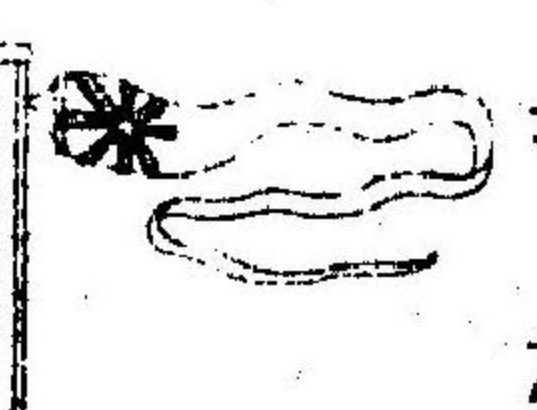
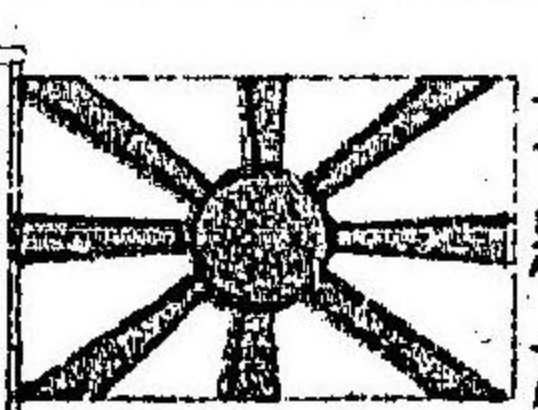
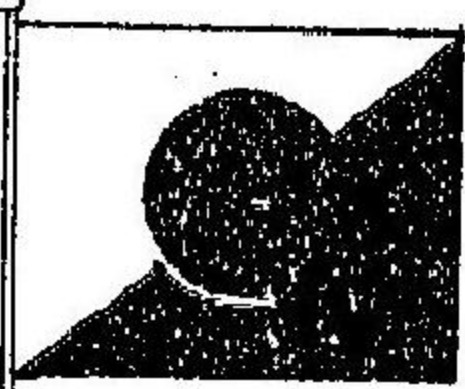

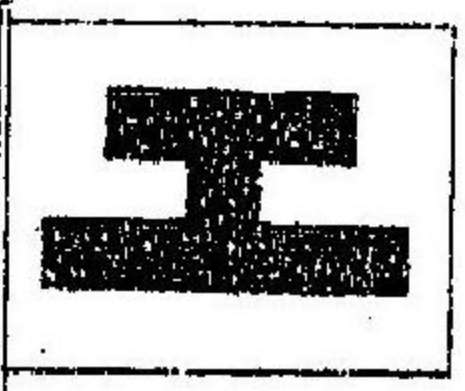
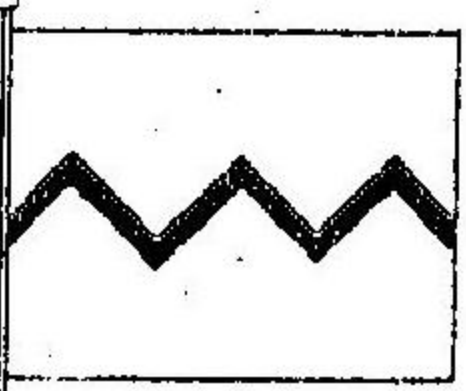
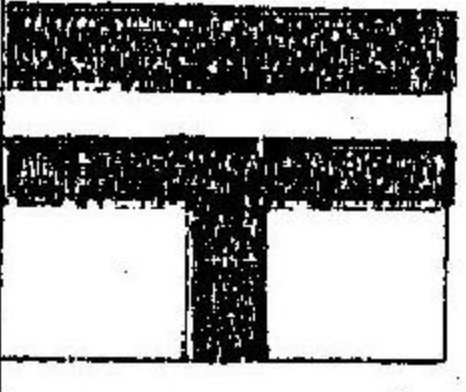
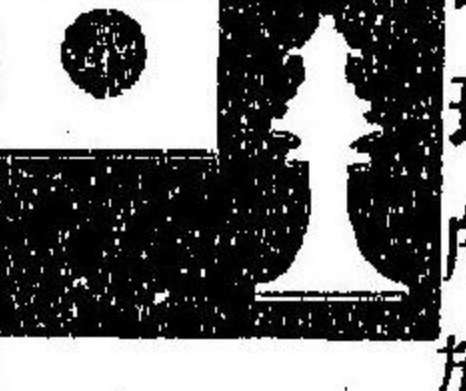
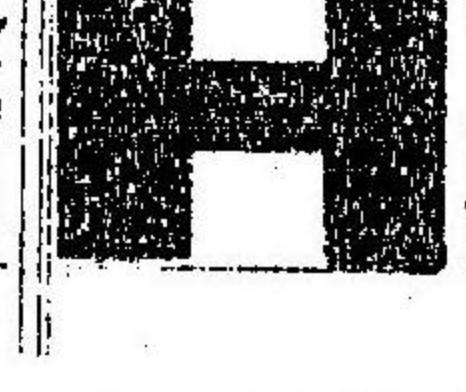
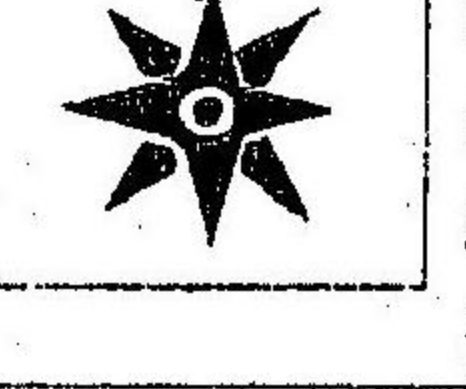


特62 789

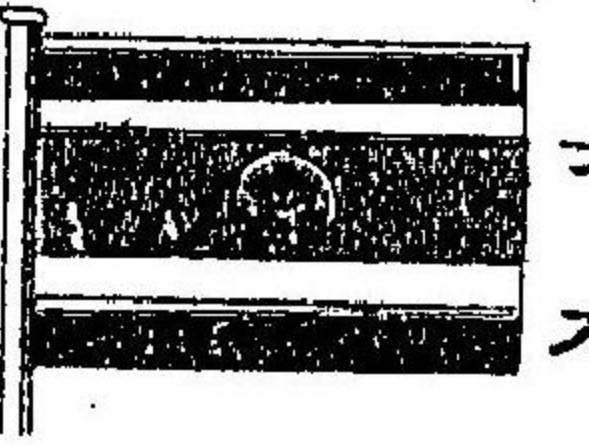
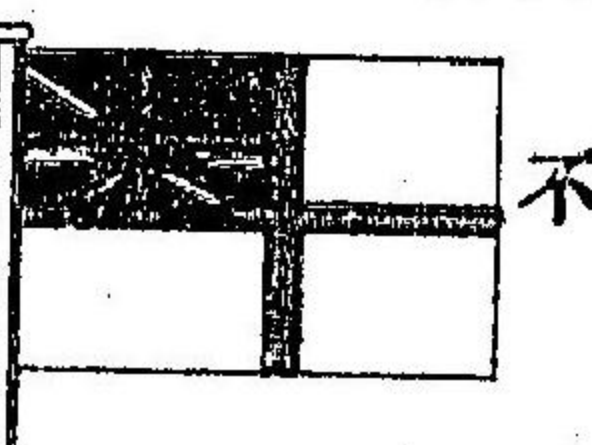

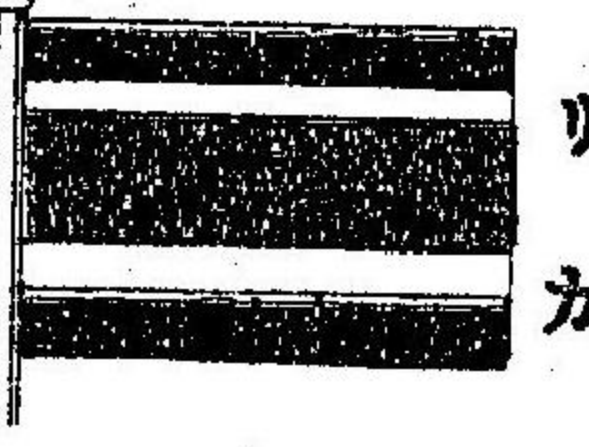
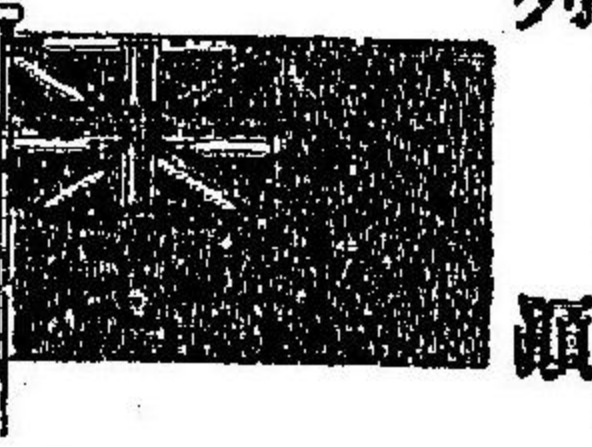
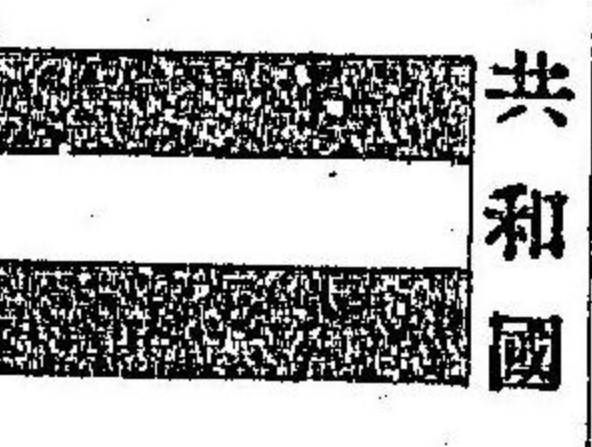
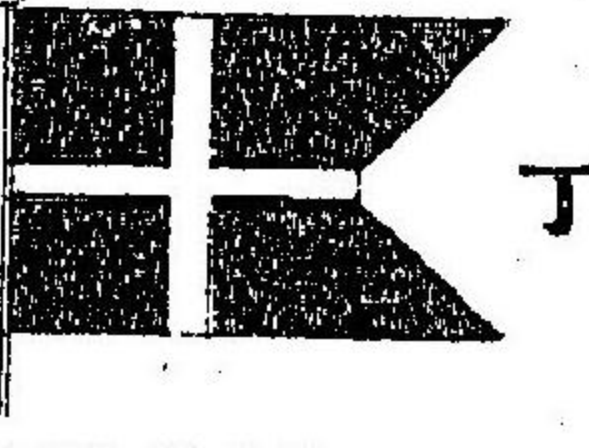


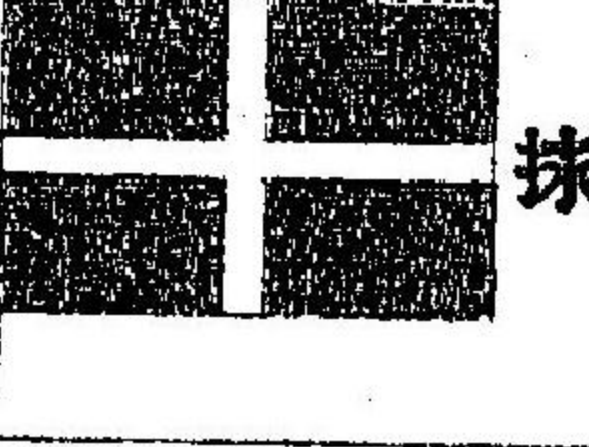
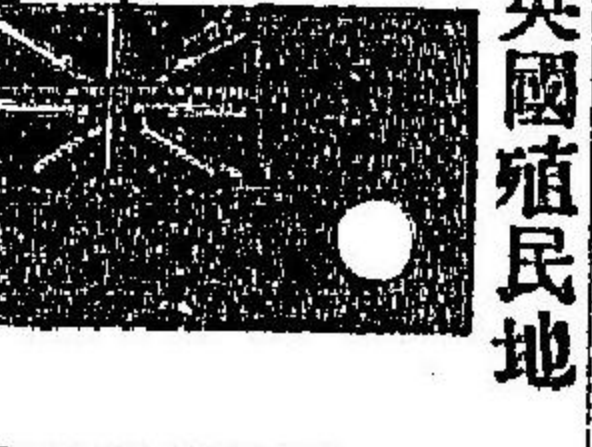

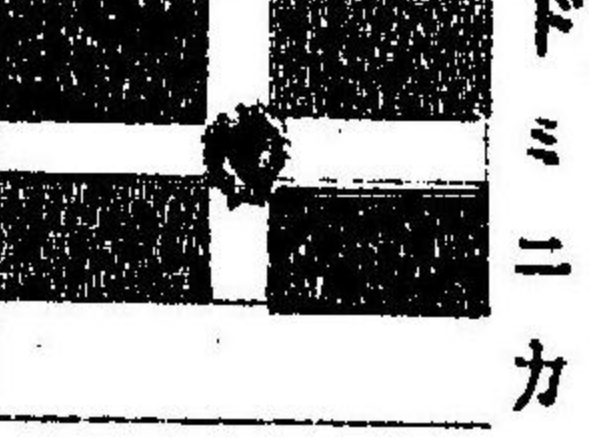

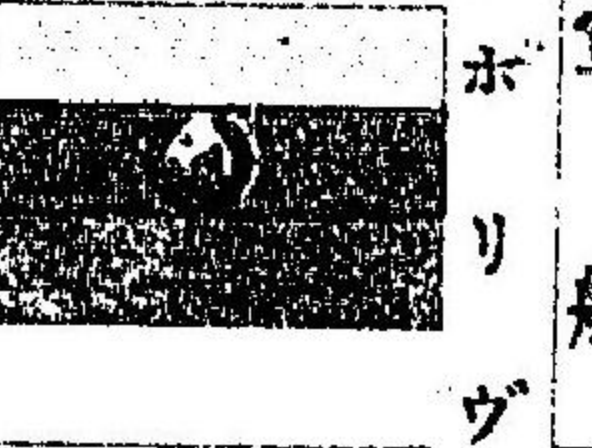
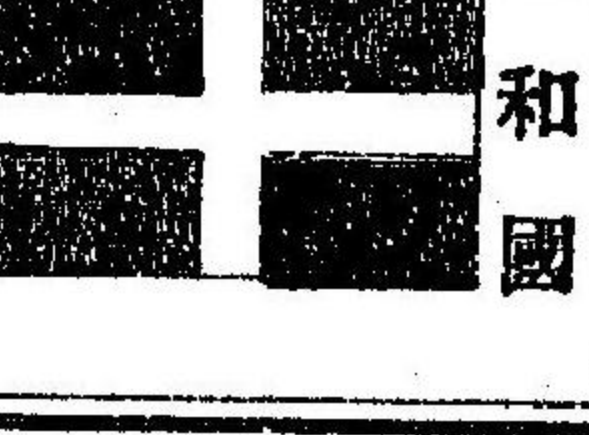

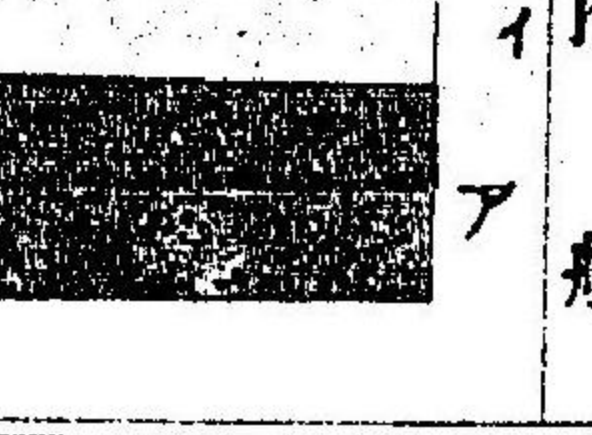
陸海軍及諸官船旗

	軍艦旗		中將旗		天皇旗
	艦首旗		少將旗		皇后旗
	當直旗		代將旗		皇太子旗
	運送船旗		先任旗		皇族旗
	工作船旗		司令旗		海軍大臣旗
	海軍病院旗		長旒		大將旗



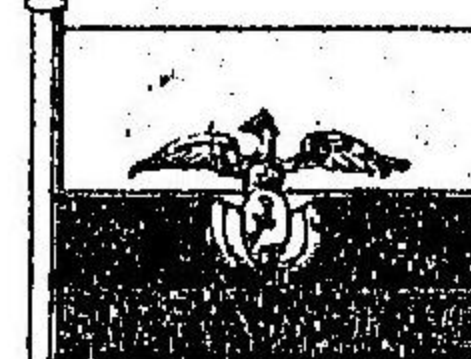

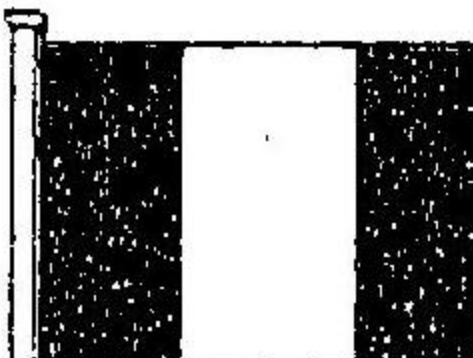
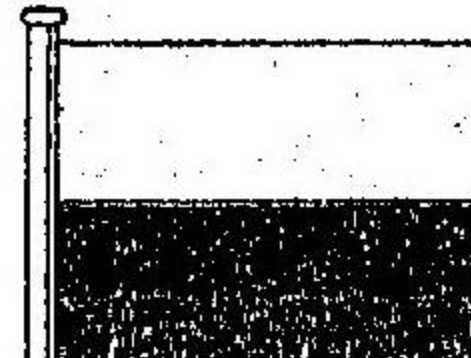
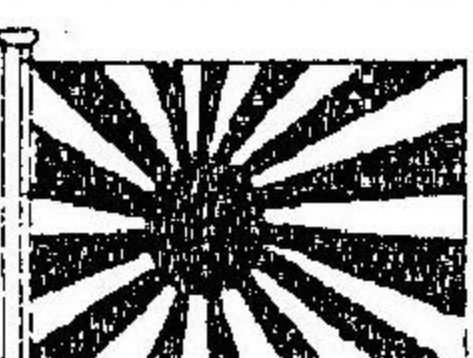

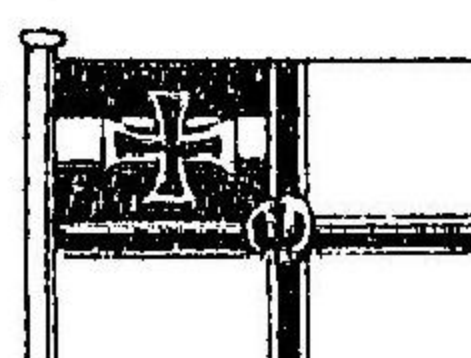
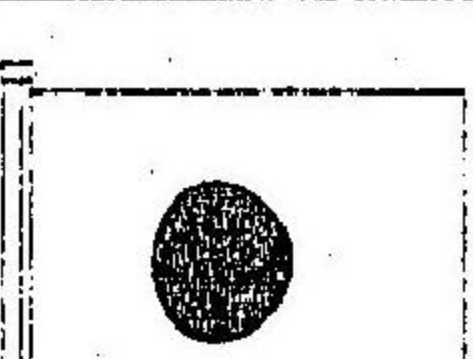

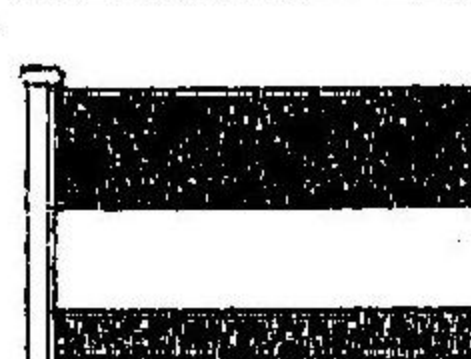

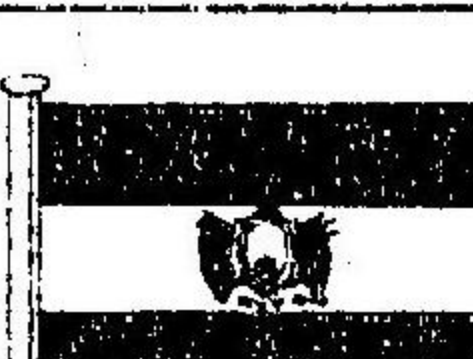
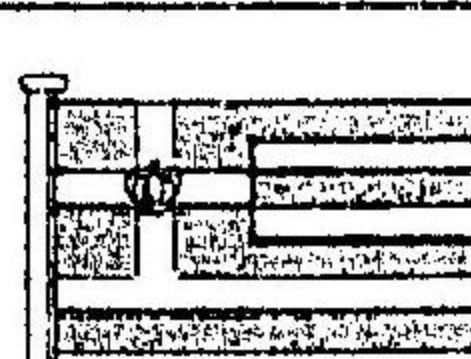


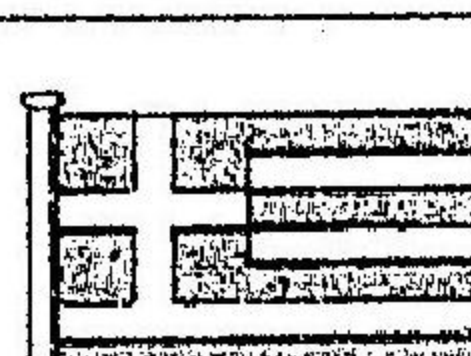
陸海軍及諸官船旗

		稅關旗		陸軍官廳船旗 官廳名稱
		帝國鐵道廳旗		陸軍運送船旗
				遞信省旗
				航路管理所 標識旗
				港長旗
				商船學校旗

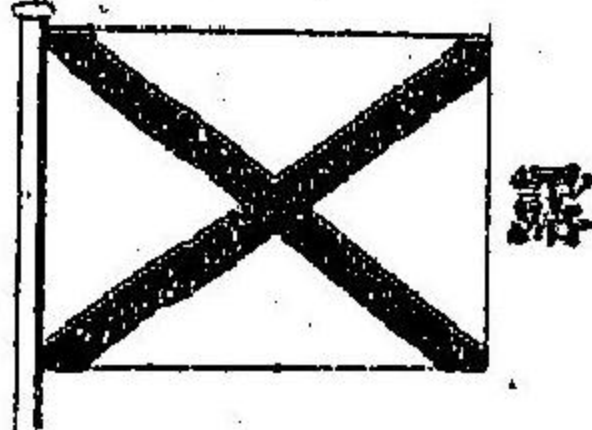

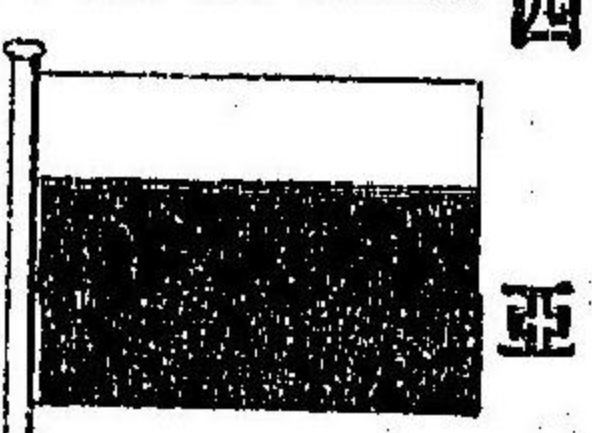
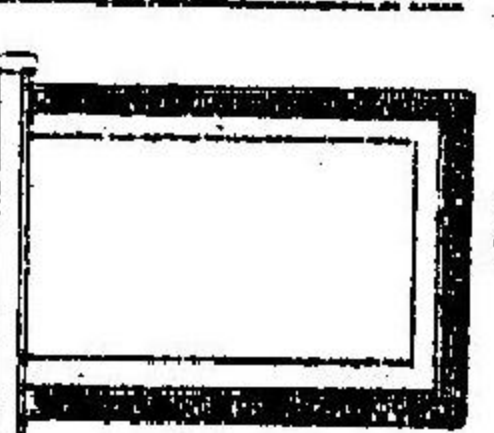
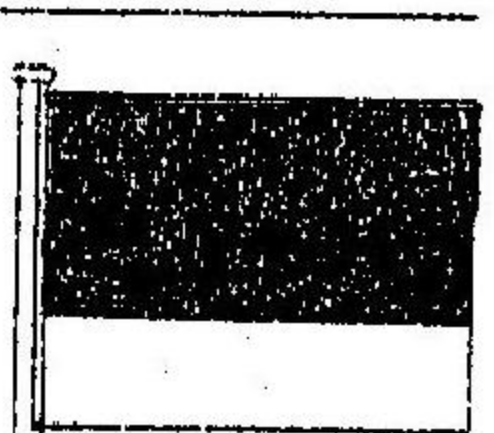


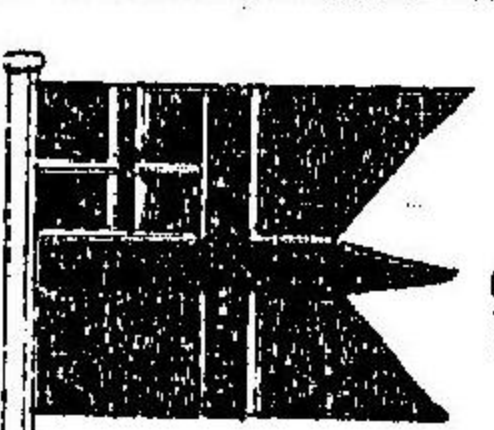
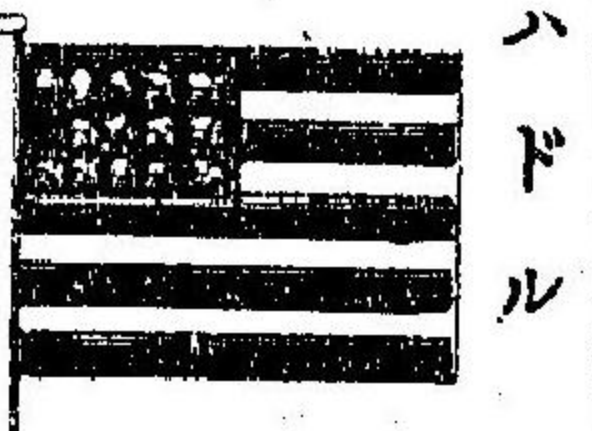
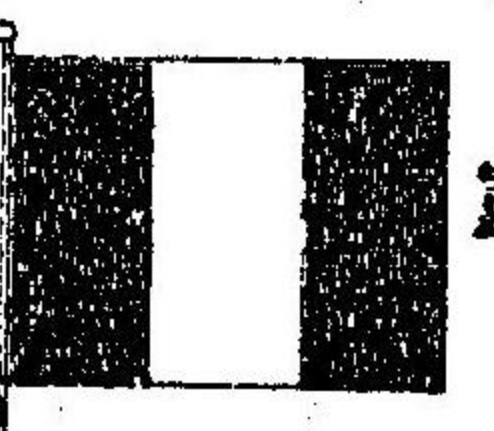
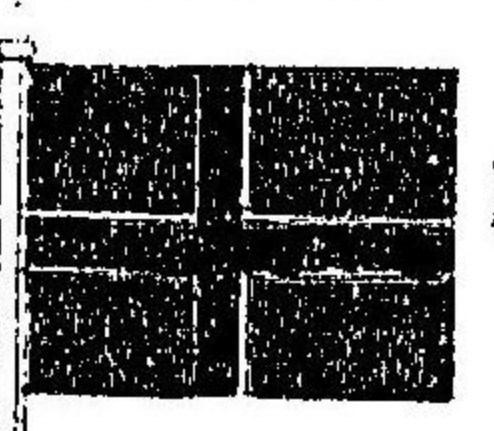
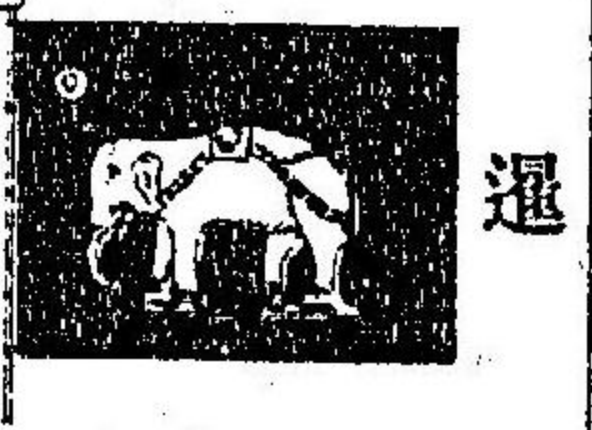
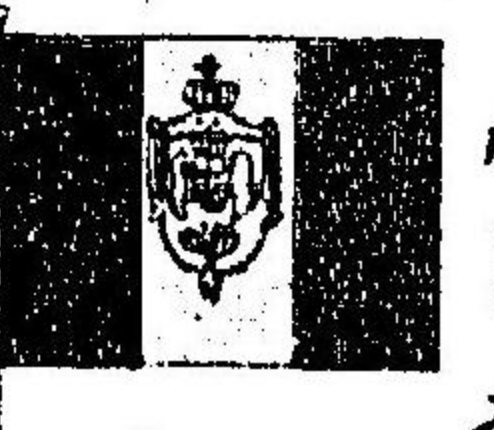

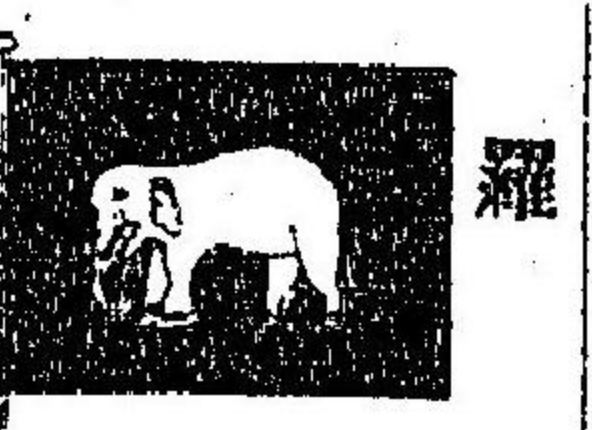
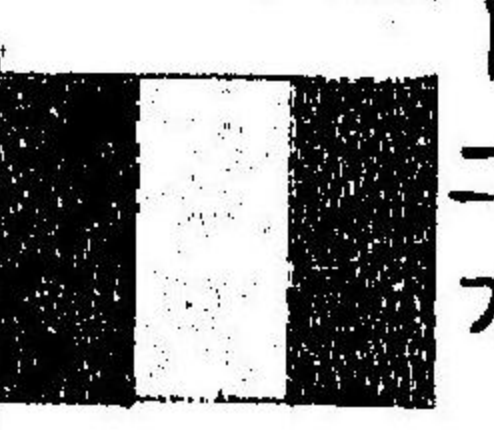

各國軍艦及商船旗章

	コ ス タ リ カ		不 列 顛		亞 爾 然 丁 共 和 國	軍 艦 商 船
						
	丁		英國海軍 護衛軍		奧 地 利	軍 艦
	抹		英國殖民地		洪 牙 利	商 船
	ド ミ ニ カ 共 和 國		清		ホ リ ヱ ア	軍 艦 商 船
			國			

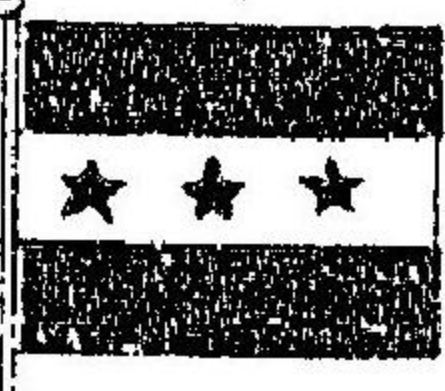
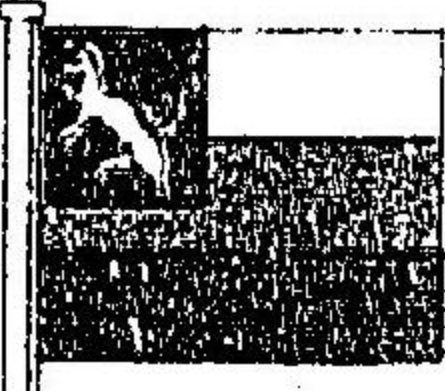

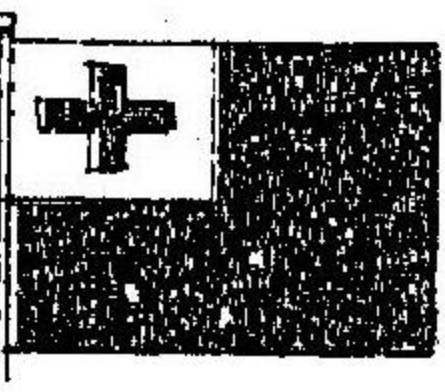
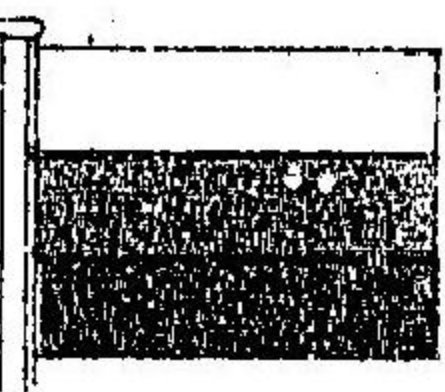
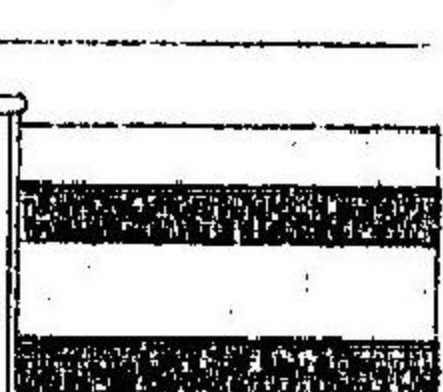
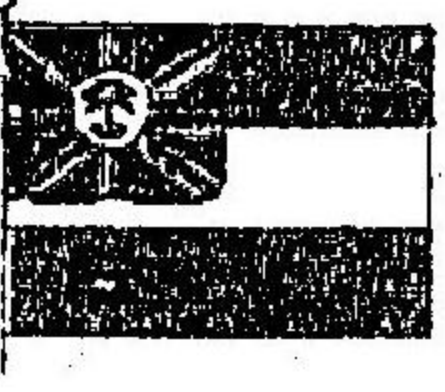

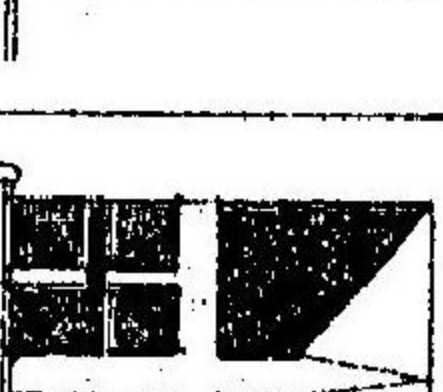
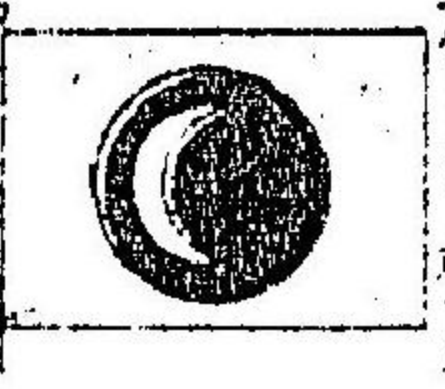
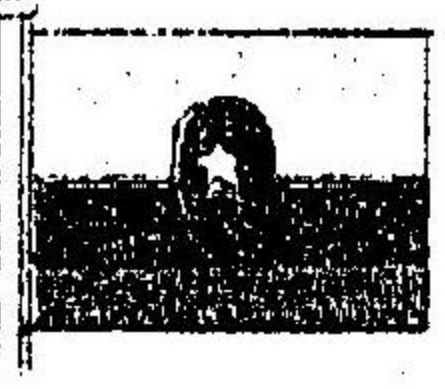

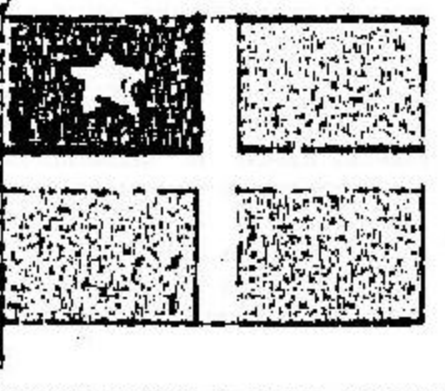
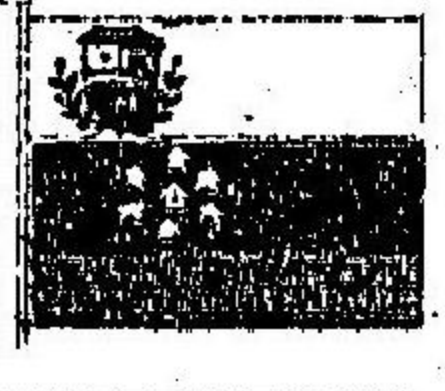

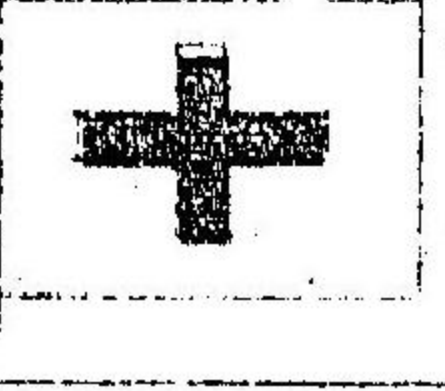


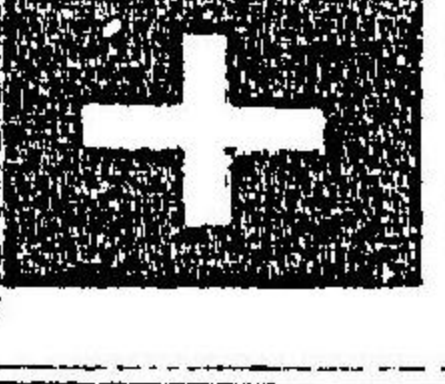

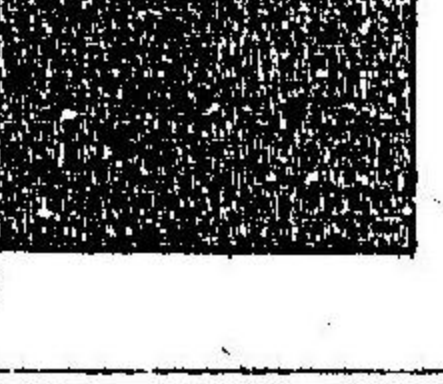
各國軍艦及商船旗章

	伊 太 利		グ ア テ マ ラ		エ ク ア ド ル	軍 艦
						商 船
	日 本		ハ イ チ		獨 逸	軍 艦
						商 船
	墨 西 哥		ホ ン ガ リ ヤ		希 臘	軍 艦
						商 船

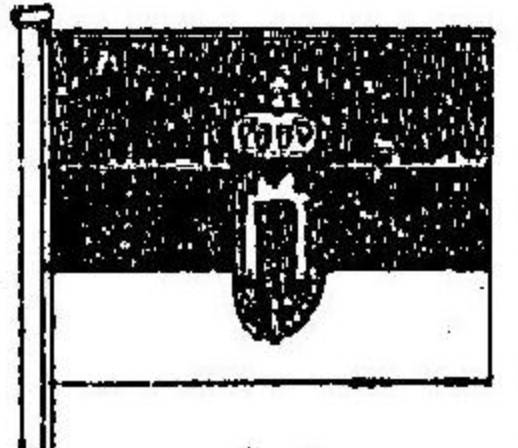
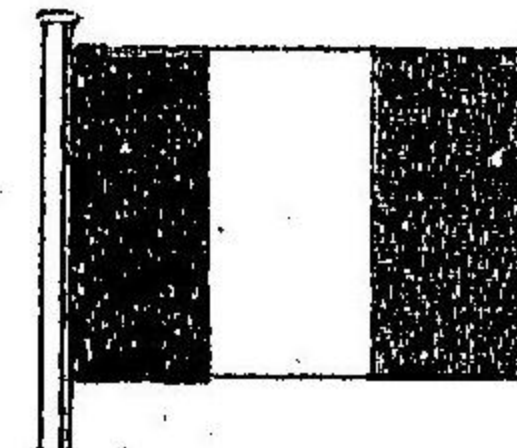
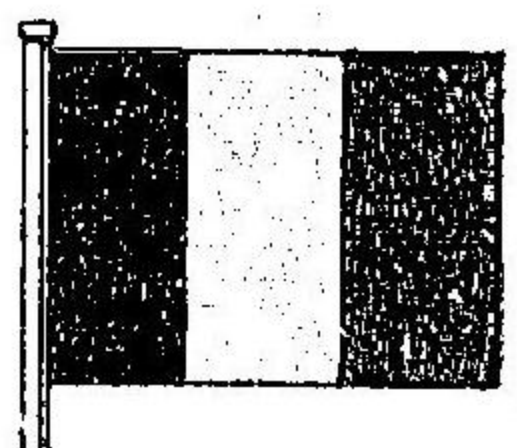
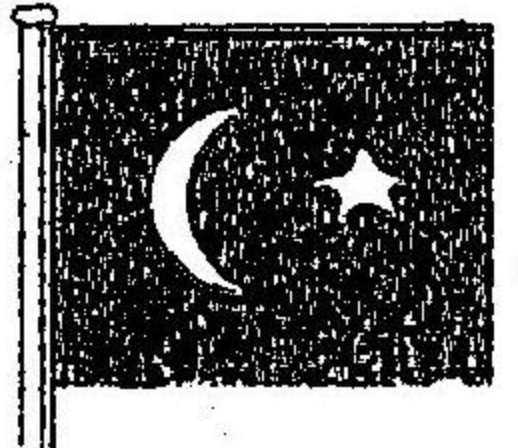
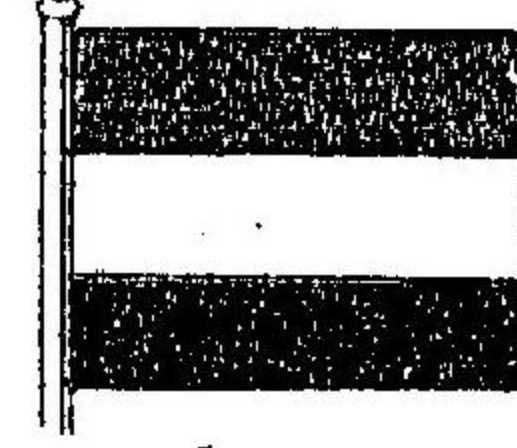
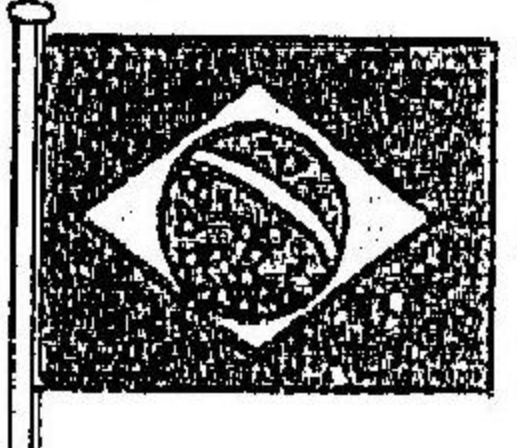
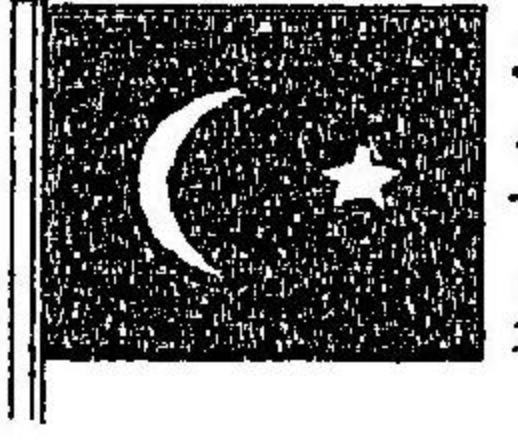

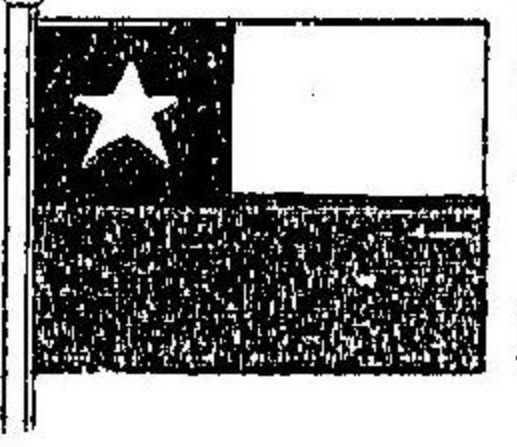

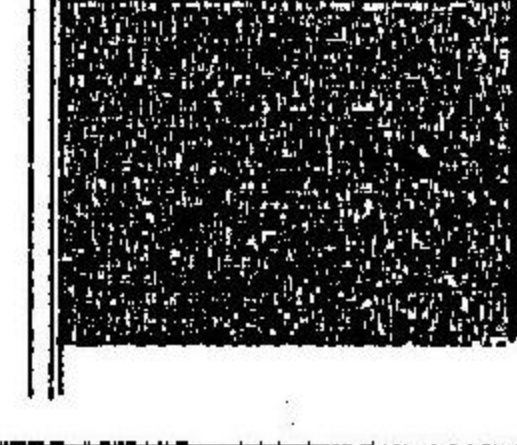
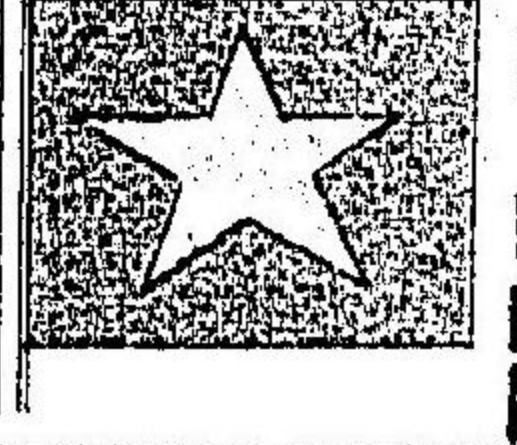
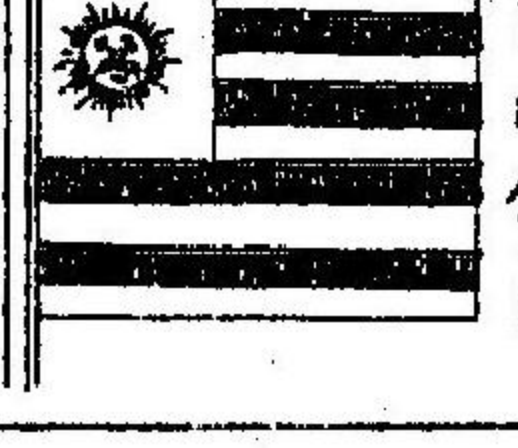
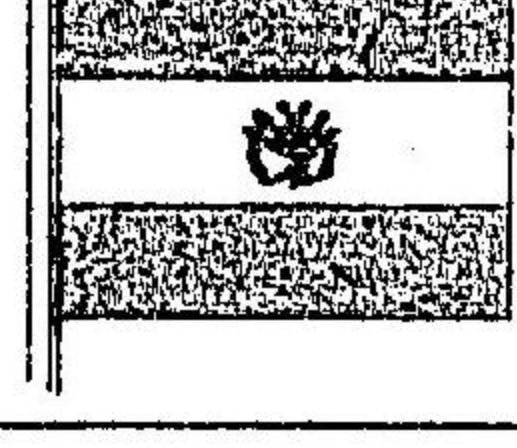
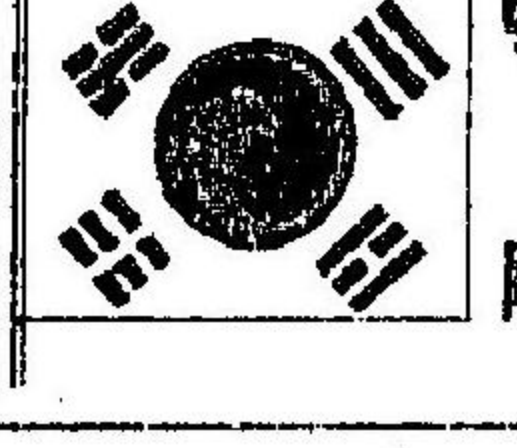

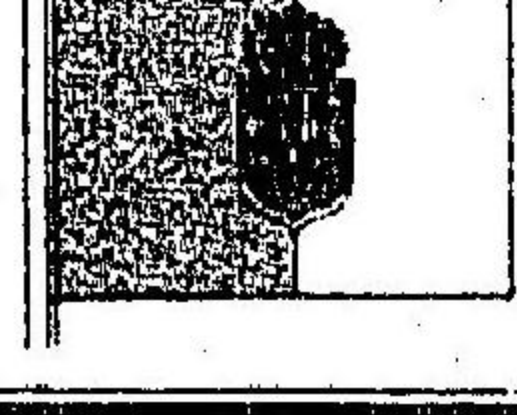
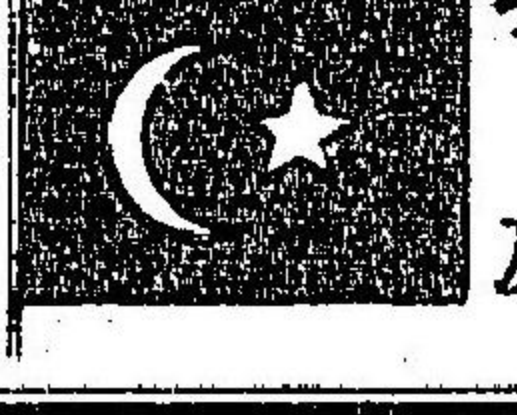
各國軍艦及商船旗章

	露		波		軍艦
	西 亞		斯		商船
	サル ザ ハ ド ル		祕		軍艦
			露		商船
	暹		ル メ ー ニ ア		軍艦
	羅				商船

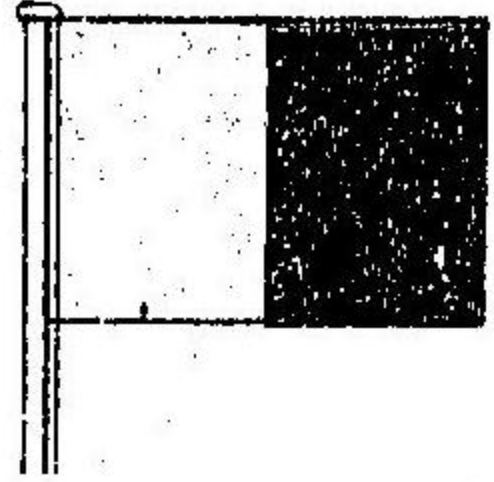
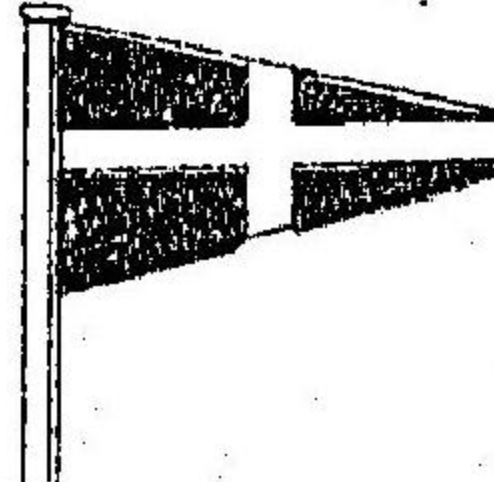
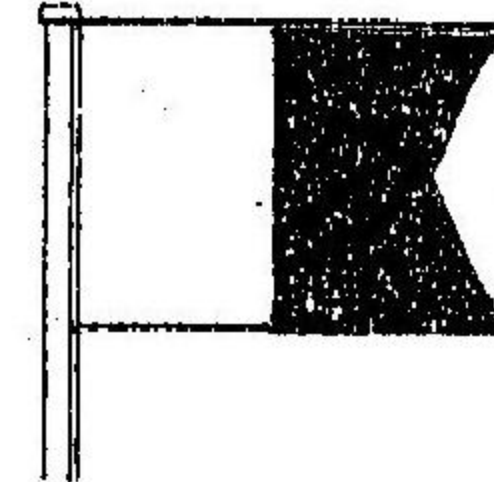
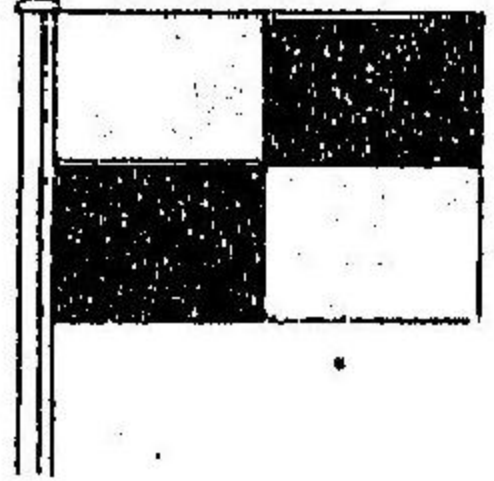
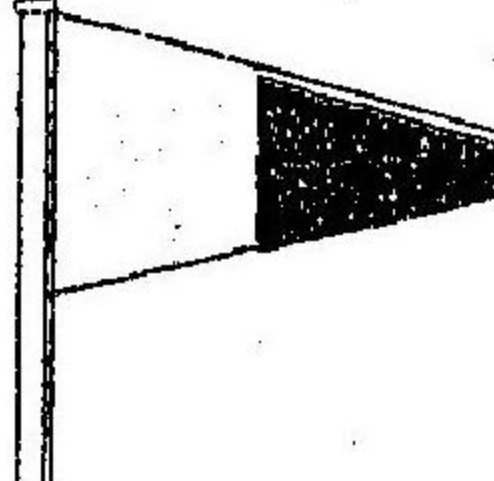
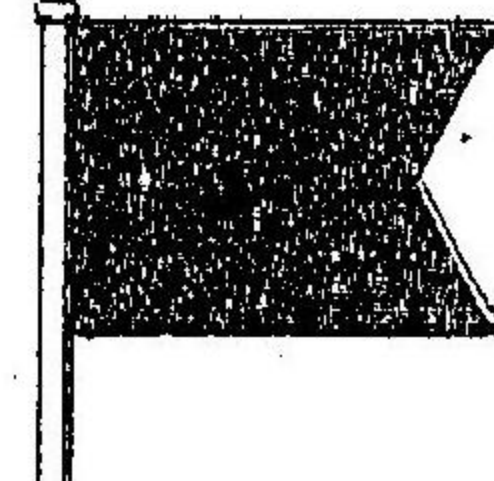
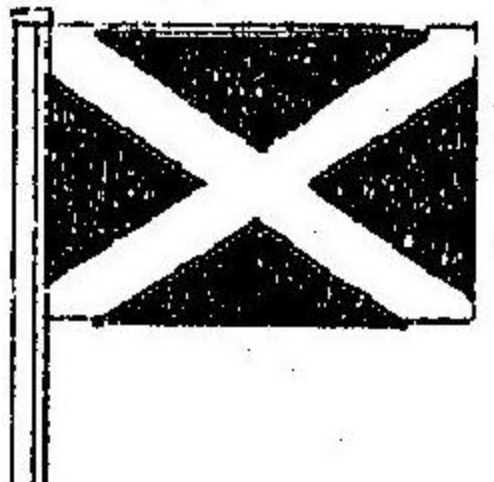
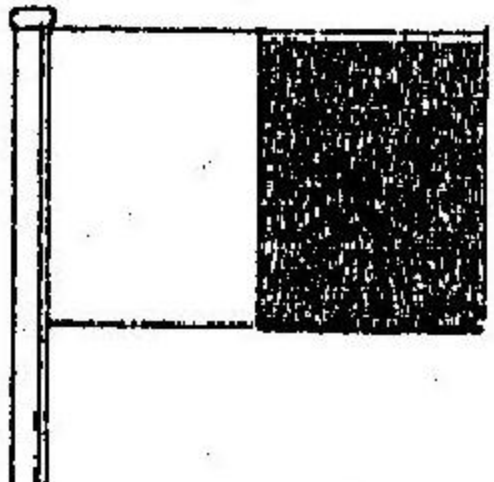
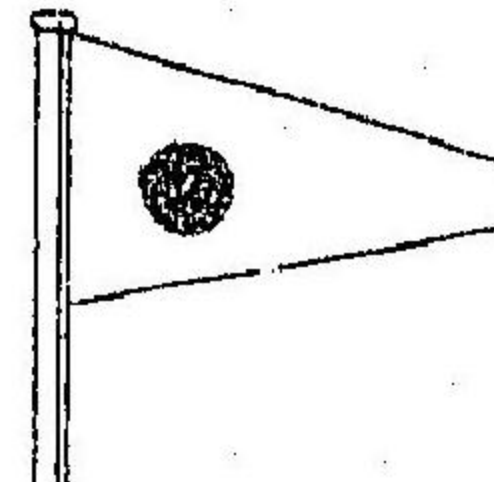
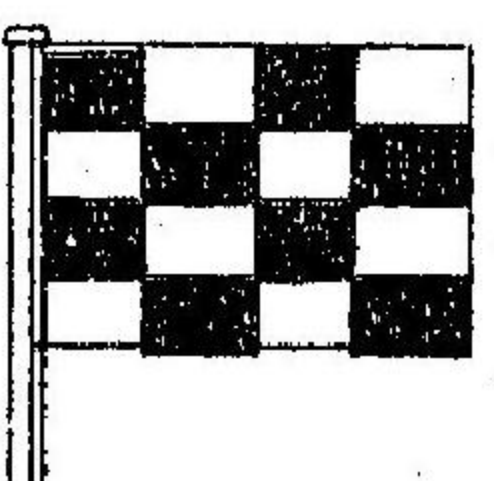
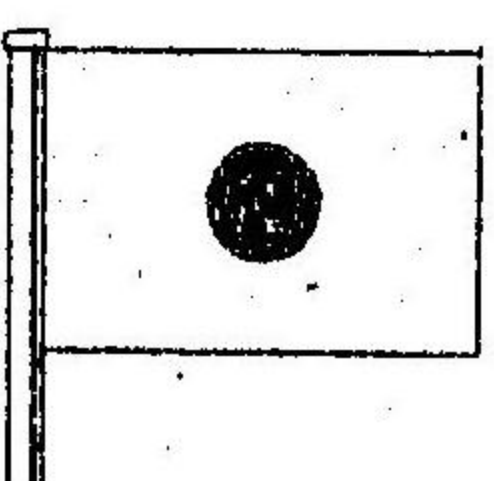
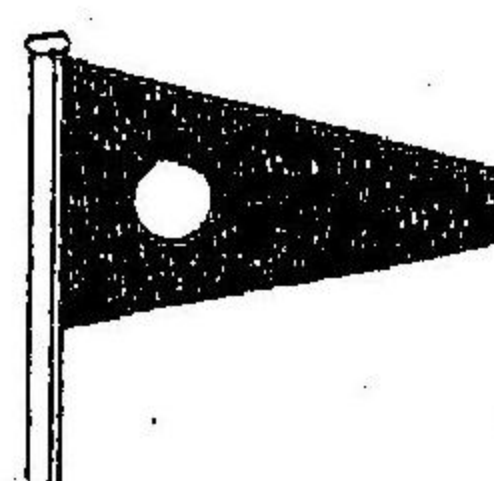
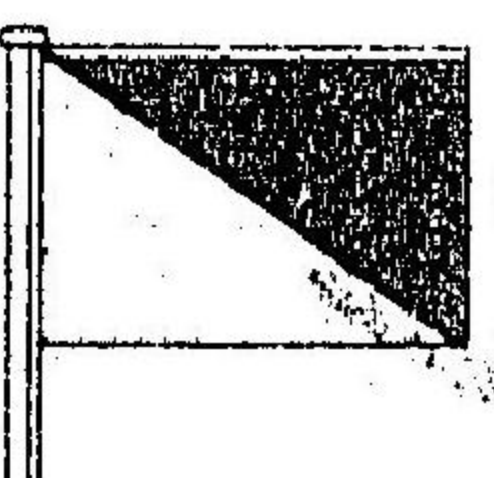

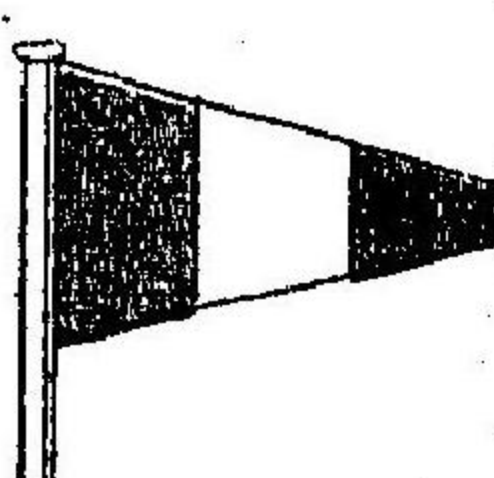
各 國 軍 艦 及 商 船 旗 章

	ラ ト ン ガ ト ン ガ タ ブ		ブ ル ガ リ ヤ		西 班 牙	軍 艦
						商 船
	ク ツ ク 島		コ ロ ン ビ ヤ 合 衆 國		瑞 典	軍 艦
	土 耳 其 及 ト リ ボ リ					商 船
	ク リ ー ト		ウ エ 子 ズ ウ イ ラ			軍 艦
	赤 十 字 旗				チ ユ ニ ス	商 船
	瑞 西		サ モ ア			商 船

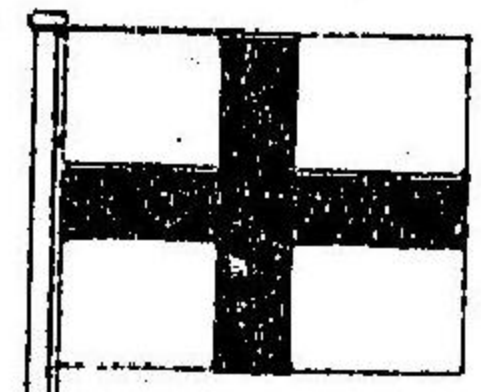
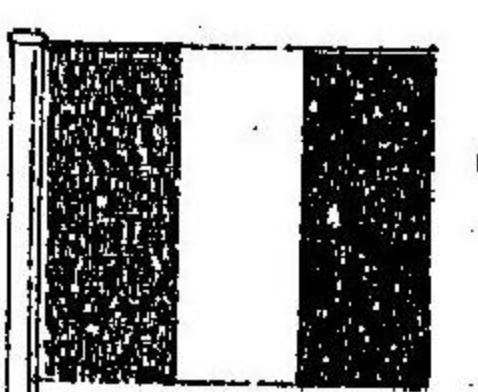
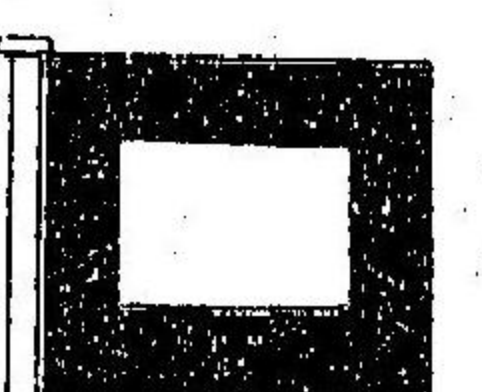

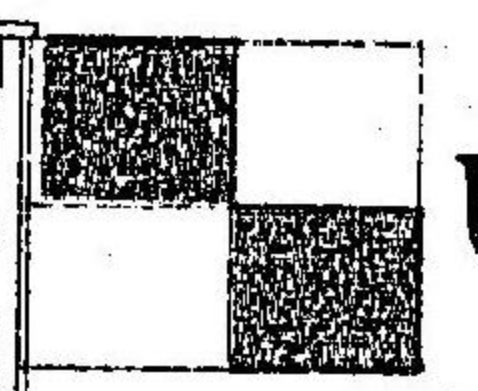
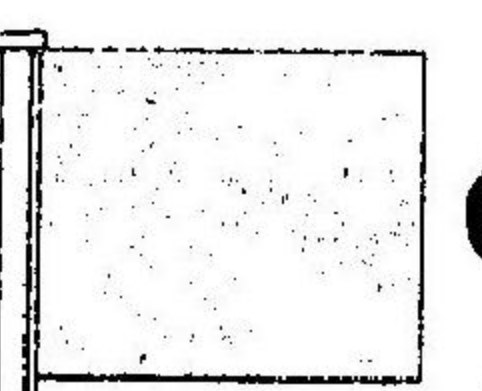
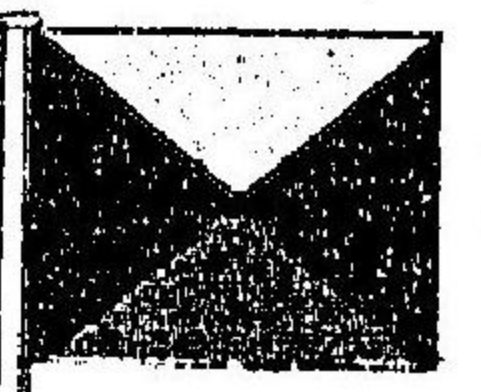
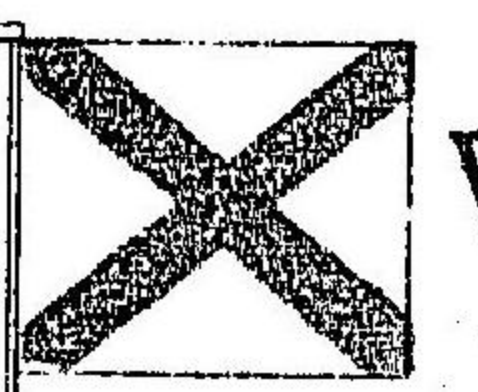
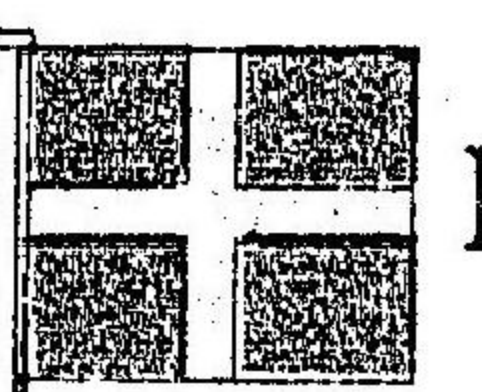
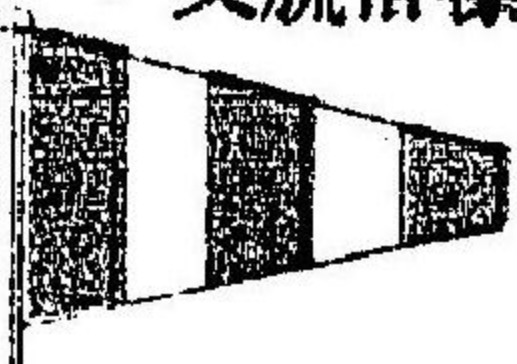
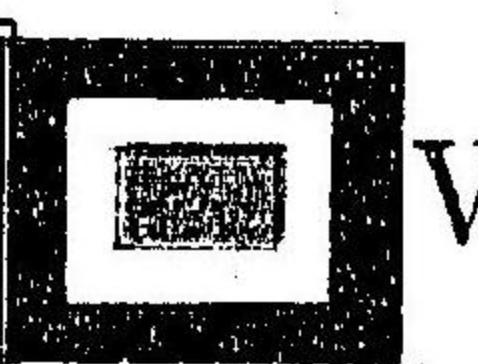
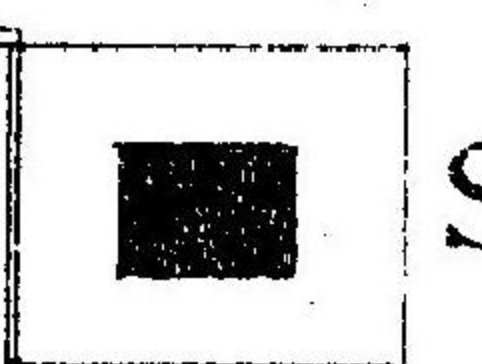
軍艦商船同一用ユ各國旗章

	セル ヴイ ア		佛 蘭 西		白 耳 義
	トリ ポリ		和 蘭		伯 刺 西 爾
	土 耳 其		リ ベ リ ア		智 利
	亞 米 利 加 合 衆 國		マ ス ロ ツ コ 及		コ ン ゴ ー 自 由 國
	ウ ル ゲ ー		ニ カ ラ ガ		韓 國
	サ ン ヅ バ ー		葡 萄 牙		埃 及

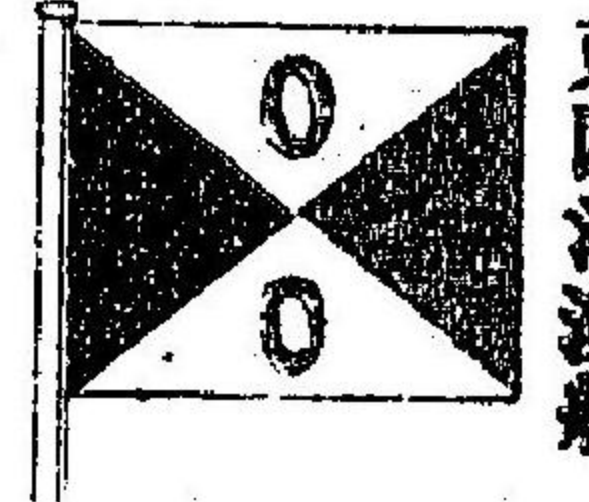
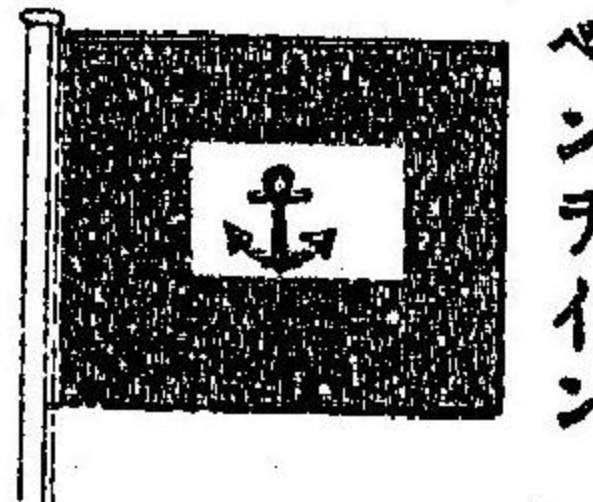
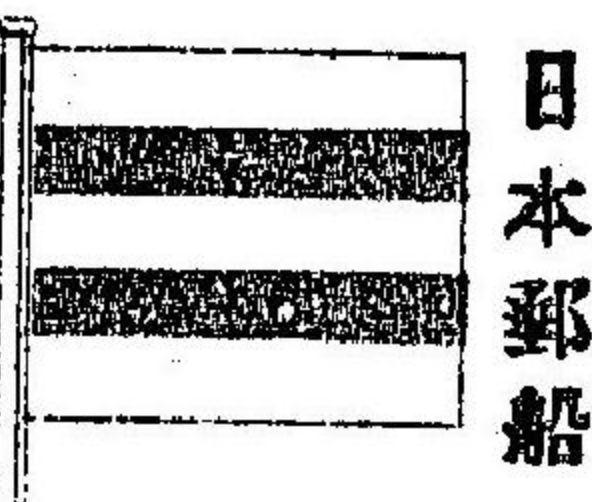
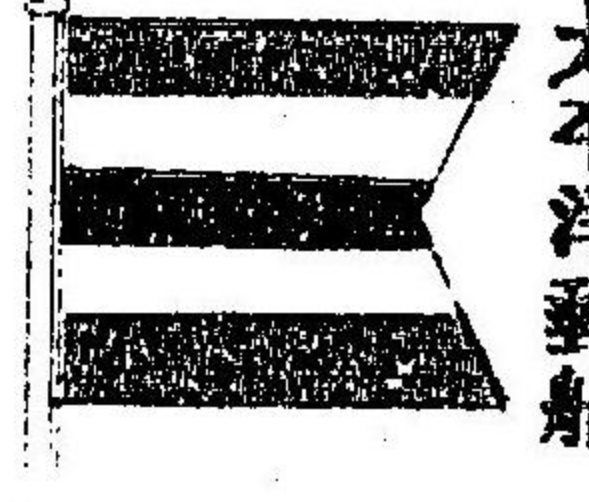
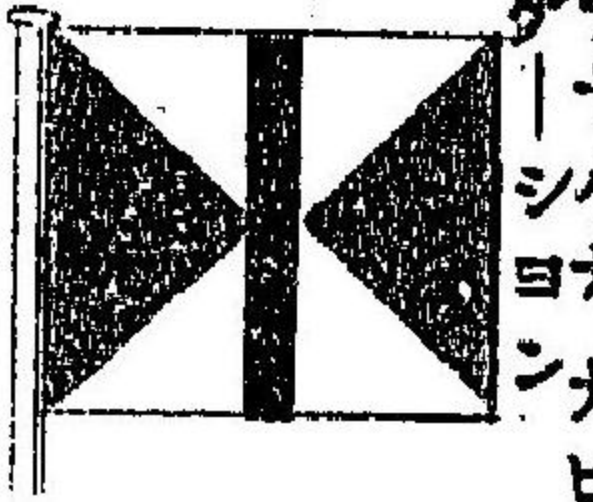
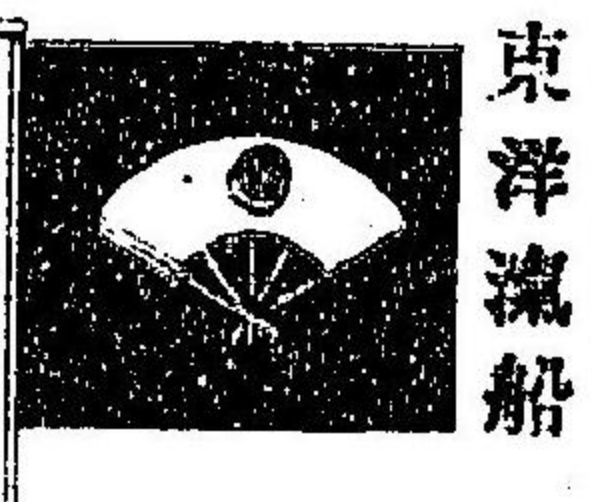
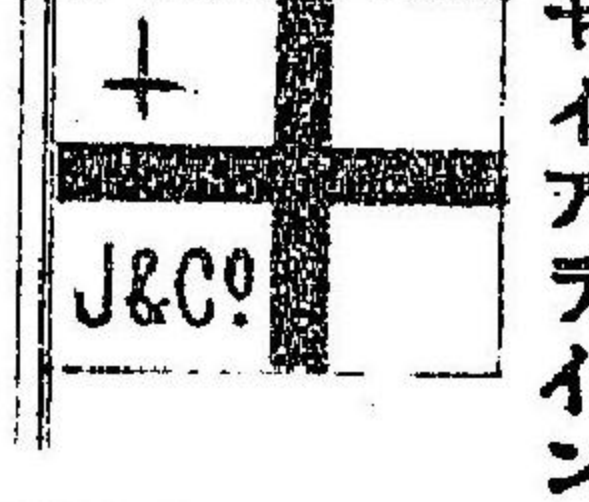
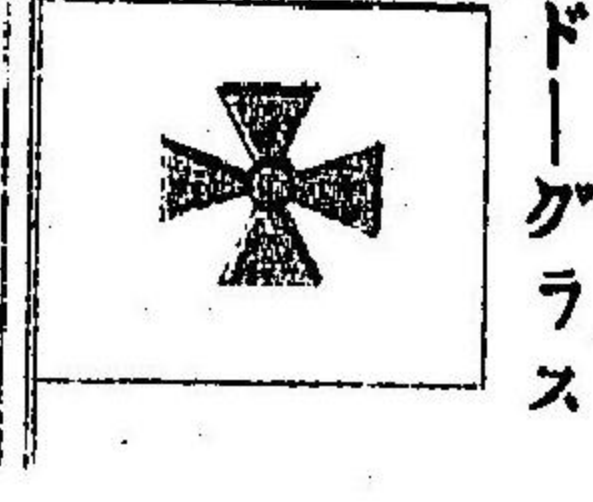
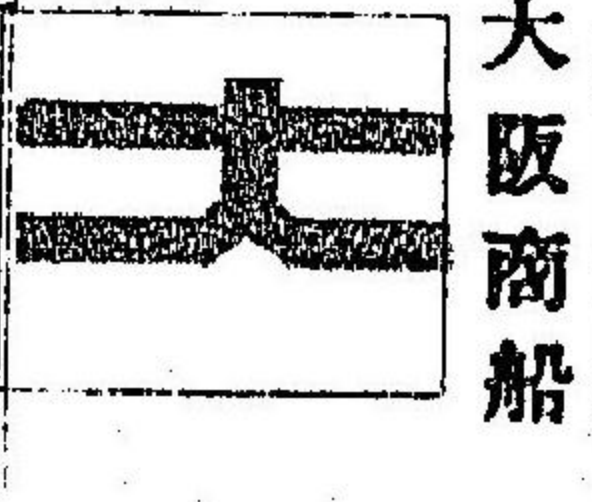
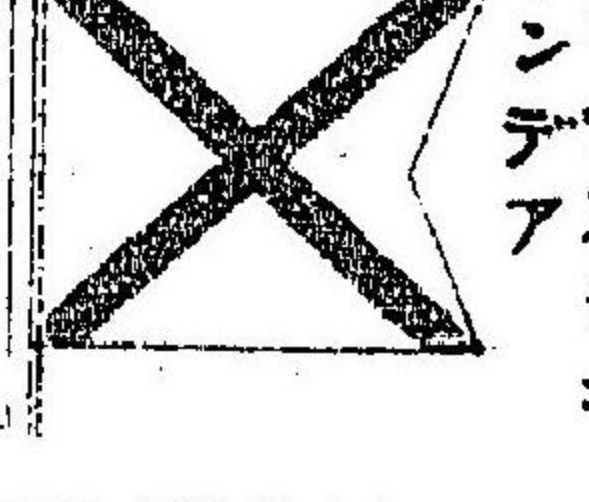




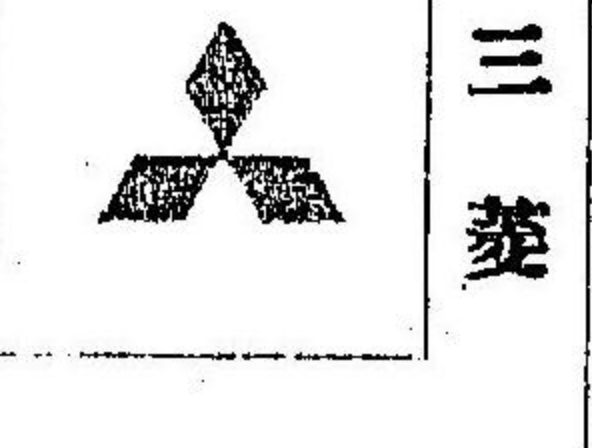
萬國船隻信號旗章

 K	 F	 A
 L	 G	 B
 M	 H	 C
 N	 I	 D
 O	 U	 E

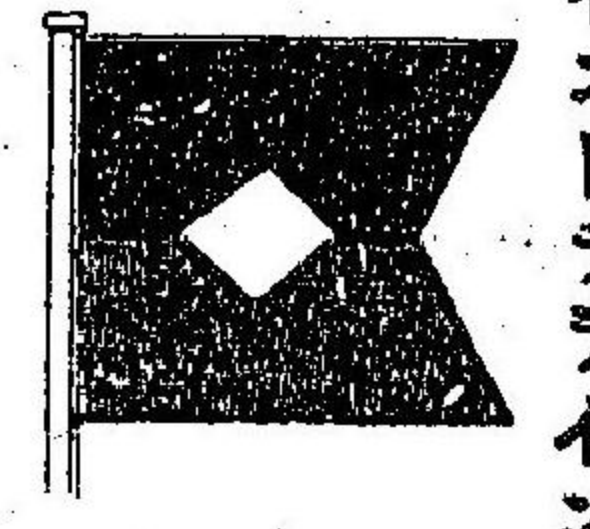

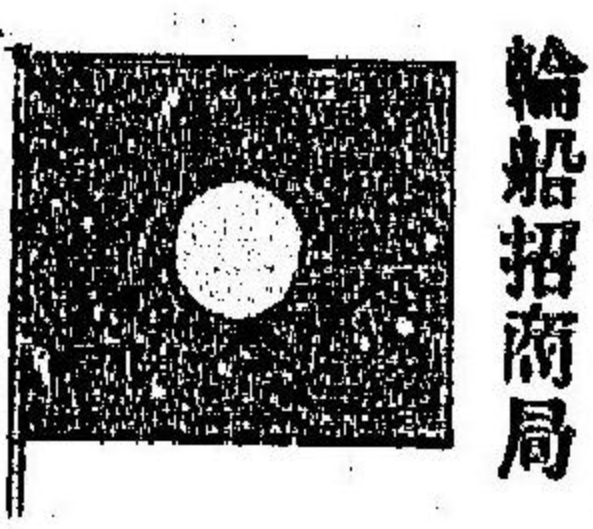


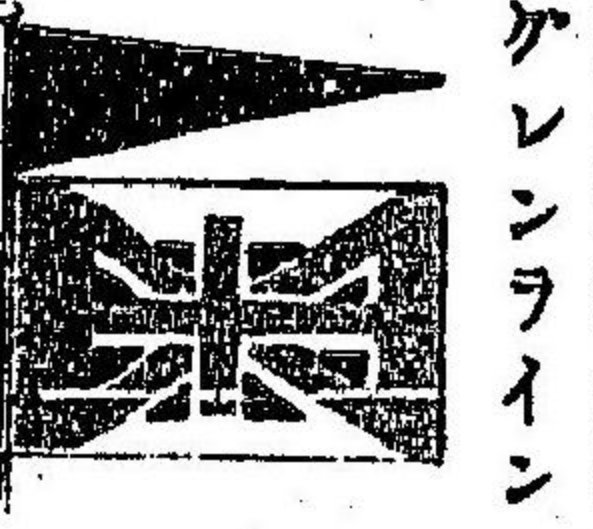

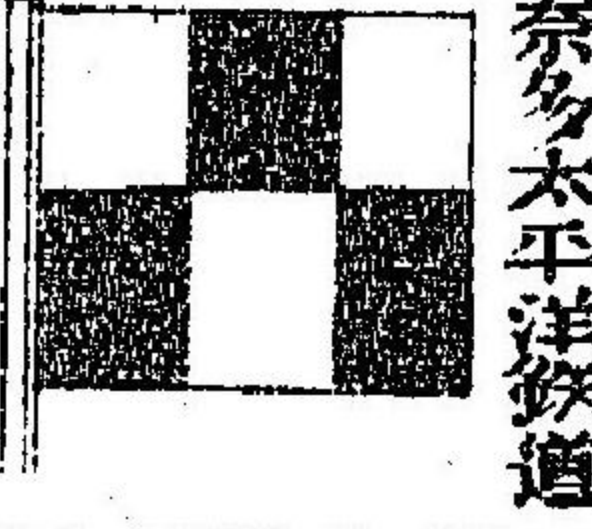
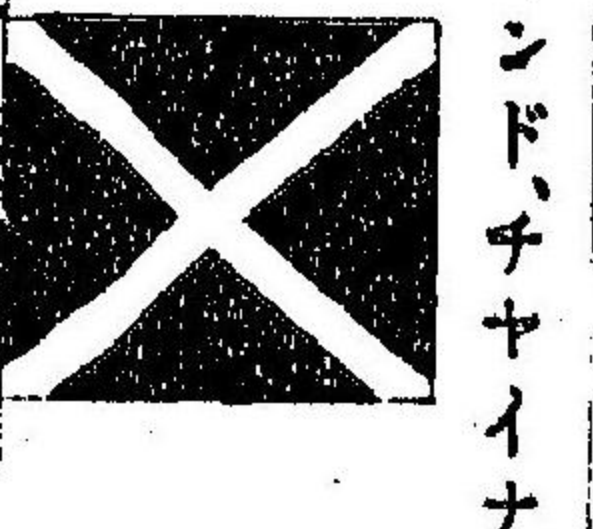

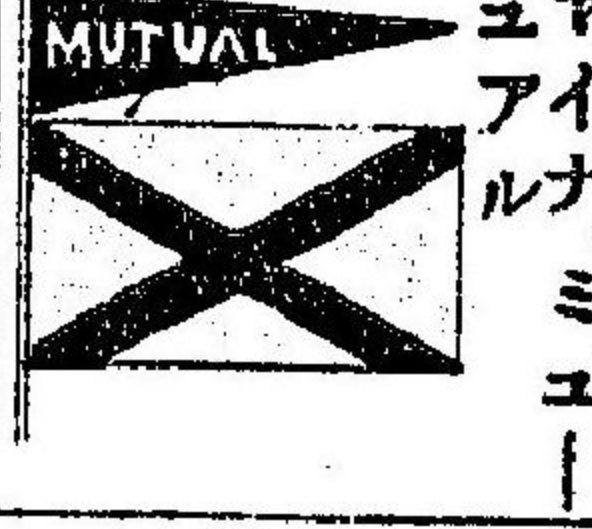

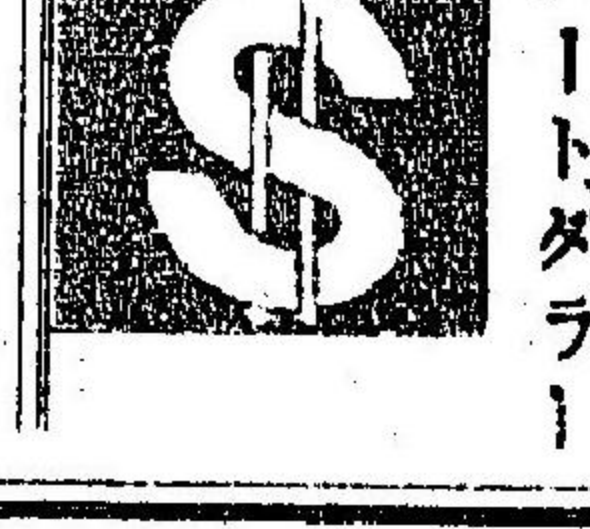


萬國船隻信號旗章

 <p>X</p>	 <p>T</p>	 <p>P</p>
 <p>Y</p>	 <p>U</p>	 <p>Q</p>
 <p>Z</p>	 <p>V</p>	 <p>R</p>
<p>標信旗又ハ</p>  <p>回答旗</p>	 <p>W</p>	 <p>S</p>


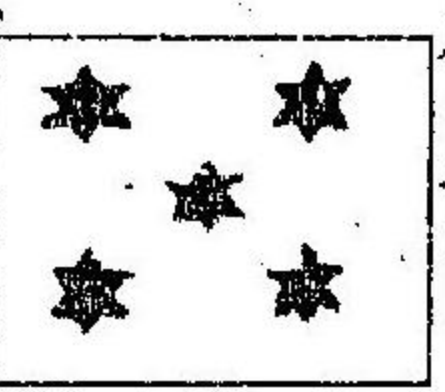

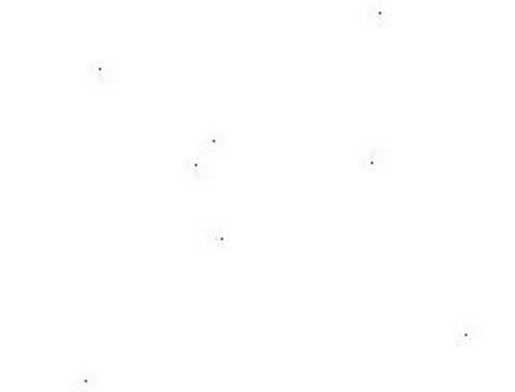
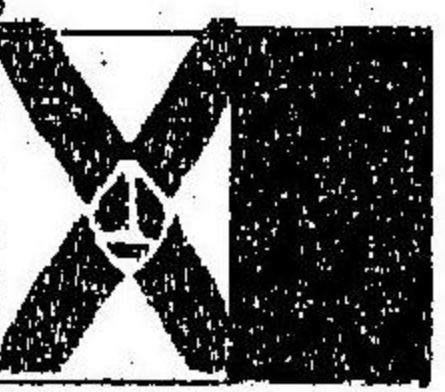



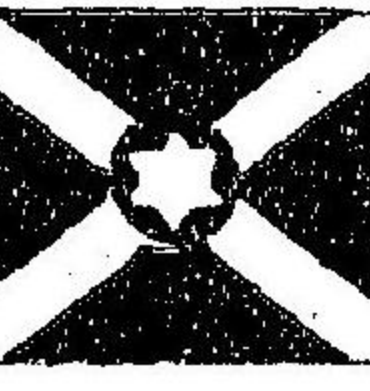
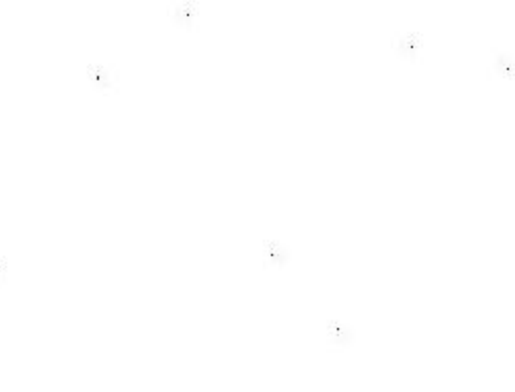
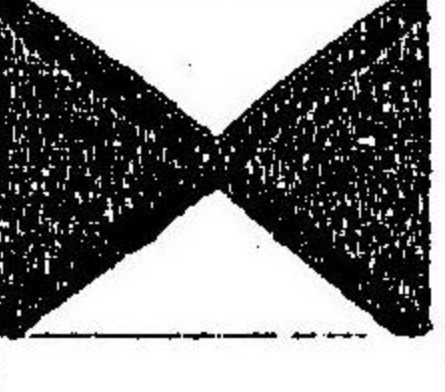







各 國 船 主 旗 一 班

 <p>東西洋汽船</p>	 <p>ペンライン</p>	 <p>日本郵船</p>
 <p>太平洋郵船</p>	 <p>グチャイヨナビ</p>	 <p>東洋汽船</p>
 <p>シヤイアライン</p>	 <p>ドーグラス</p>	 <p>大阪商船</p>
 <p>オンデツシユ</p>	 <p>アムリカルグ</p>	 <p>三井物産</p>
 <p>ナリエルニアル</p>	 <p>佛國郵船</p>	 <p>三菱</p>

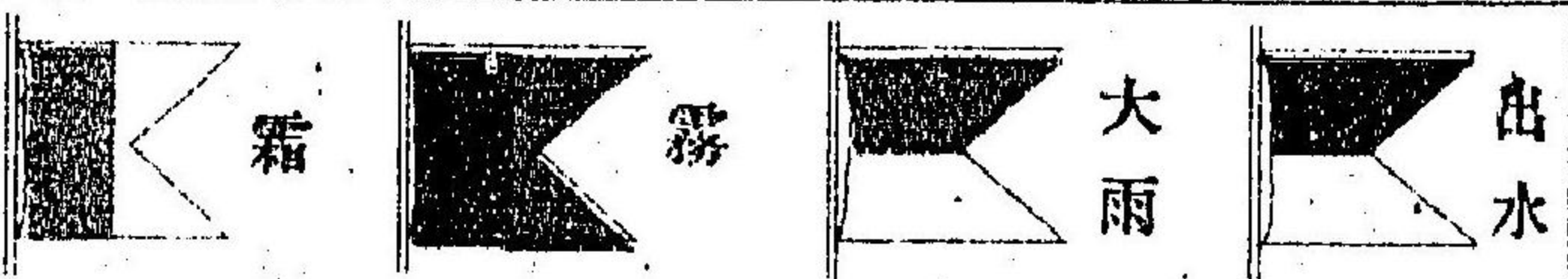
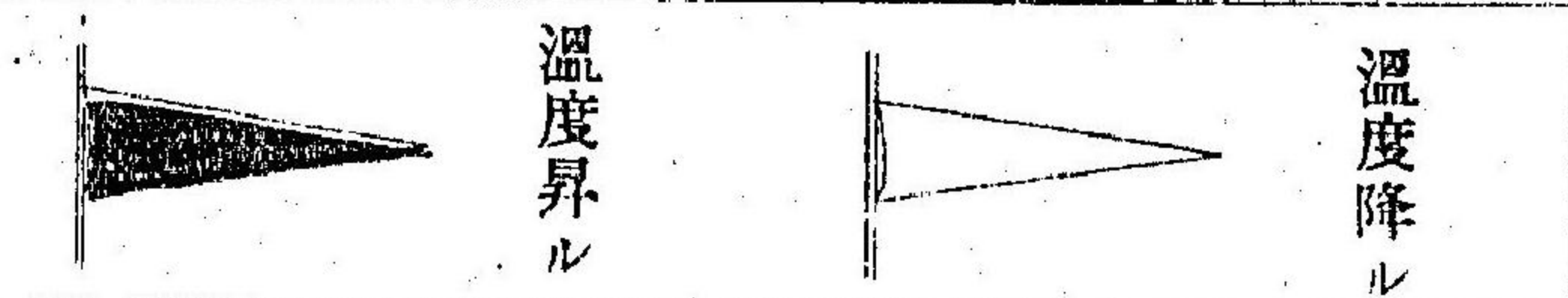
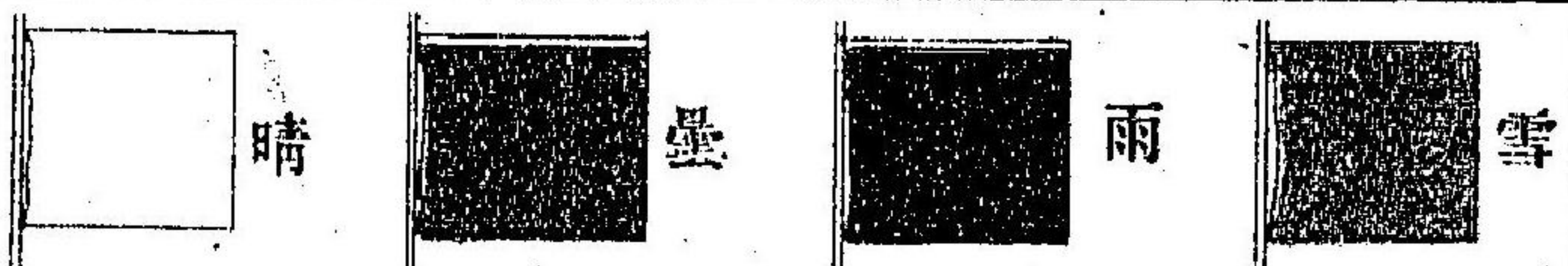
各 國 船 主 旗 一 班

 <p>インドラライン</p>	 <p>メッセル マリタイムズ</p>	 <p>輪船招商局</p>
 <p>北極送ロイド</p>	 <p>英國ロイド</p>	 <p>ケレンライン</p>
 <p>チャーシヤン</p>	 <p>加多々 太平洋 洋鐵道</p>	 <p>インド、 チャイナ</p>
 <p>露國義勇艦隊</p>	 <p>チャイナ、 ミュー アル</p>	 <p>北太平洋</p>
 <p>ロバート、 ダラー</p>	 <p>イースター ライン</p>	 <p>彼阿</p>

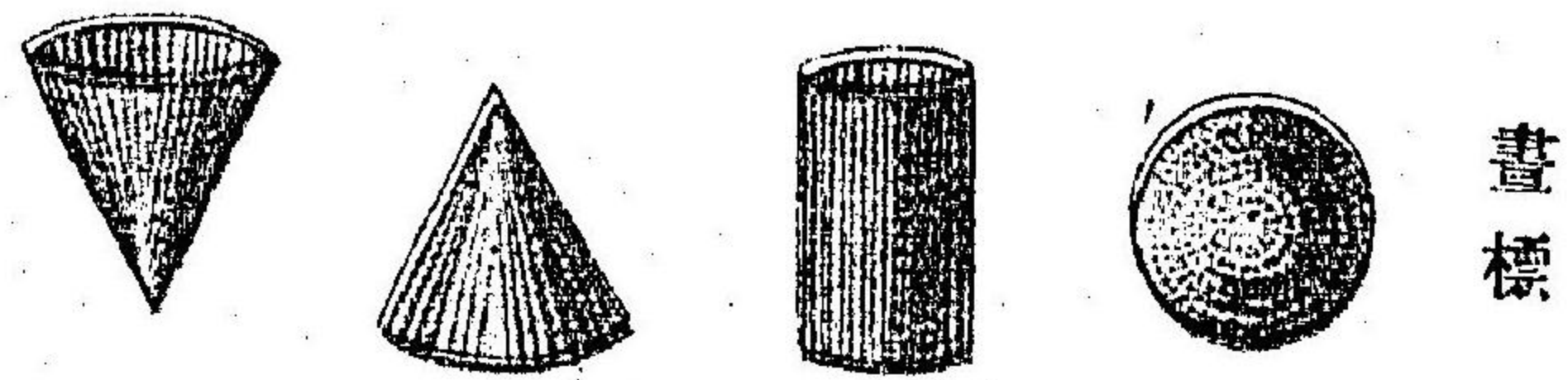
各 國 船 主 旗 一 班

 <p>米亞瀛船會社</p>	 <p>チャーター トランス ポート ライン</p>	 <p>瑞東亞瀛船會社</p>
	 <p>シアイアライン</p>	 <p>ユニオン マリン</p>
	 <p>瓜支目、ライン</p>	 <p>大北瀛船會社</p>
	 <p>アブカー ライン</p>	 <p>パシフィック ケーブル カンパニー</p>
	 <p>ボストン、 ニューヨーク 船會社</p>	 <p>バツクル、 ライン</p>
	 <p>露國東亞瀛船會社</p>	 <p>シエル ライン</p>

天 氣 豫 報 信 號 旗



暴 風 警 報 信 號 標



● ●	● ●	●	●	夜燈
暴風雨ノ ア ヨリ北ニ ラントス	暴風雨ノ ア ヨリ南ニ ラントス	風雨強カラ ントスルノ 虞アリ	風強カラ トスルノ 虞アリ	

明治四十二年六月

改訂
增補

航海指針

海員協會藏版



例言

○本書ハ彙ニ出版シタル航海指針ヲ改訂増補シタルモノニシテ主トシテ海事ニ關スル法律規則ヲ集録シ實務上ノ參考ニ供スルヲ以テ目的トス

○法律規則ハ明治四十一年六月現在ニシテ高潮時表東洋燈臺表ハ客年水路部ヨリ發刊セラレタルモノヨリ採録セリ

明治四十一年六月

編者識

增訂航海指針目次
卷首の部

○海上衝突豫防法	一
○海商法拔萃	二四
○船員法	三五
○船員法施行細則	五六
○水先法施行細則拔萃	七八
○開港港則	八四
○開港港則施行細則	九五
○横濱港規程	一〇一
○横濱報時球信號手續	一〇七
○神戸港規程	一〇八
○神戸報時球信號手續	一一六

明治
41 7 9
丙交

○長崎港規程	一一七
○門司港規程	一二四
○門司港口潮流信號規程	一二四(八)
○若松港取締規則	一二五
○名古屋港取締規則	一三一
○基隆港內取締規則	一四七
○基隆港內取締規則施行細則	一五四
○大連港港則	一五八
○大連埠頭船舶取締規則	一七四
○牛莊入港船舶心得	一八五
○浦鹽港出入船規則	一八八
○船舶通報規則	一九〇
○天氣豫報、暴風警報規程	一九六
○氣象區分割一覽表	一九八

○暴風雨標式	二〇二
○關東都督府天氣豫報信號標	二〇七
○關東都督府暴風警報信號標	二〇九
○萬國普通氣象記號	二一一
○支那海暴風信號繰返法	二一四
○香港暴風信號	二一七
○東洋燈臺表摘要	二二一
○海岸望樓位置	二五八
○漁船公稱馬力算定方法	二五九
○大小諸索、鐵鎖緊張力比較法	二六〇
○淡水量	二六三
○容積量雜件	二六六
○內外度量衡貨比較表	二六九
增補 改訂 航海指針卷首目次終	

改訂 航海指針

○海上衝突豫防法

(明治廿五年六月二十一日法律第五號)

總則

本法は海洋と海洋接續の場所を問はず凡そ航洋船の運航し得べき水上に於ける船舶に適用す

本法中汽船と雖も帆を以て運轉し動力を用ひざるときは帆船と見做し動力を用うるときは帆を用うるに用ひざるの別なく汽船と見做すべし

本法中汽船とは凡そ機關の作用に因て運轉する船舶を云ふ

本法中船舶航行中には碇泊若しくは繫留又は坐礁膠沙に非ざる場合を謂ふ

船燈

本法中船燈に關して見得とは晴天の暗夜に於て認め得るを謂ふ

○海上衝突豫防法

第一條 船燈に關する規定は天氣の如何に關せず日没より日出まで必ず遵奉すべし此時間中は本法に定めたる船燈の外之に紛れ易き燈を掲ぐべからず

第二條 汽船は航行中必ず左の燈を掲ぐべし

(一) 前橋若しくは其の前面に於て又は前橋を具へざるときは本船の前方に於て船體上二十尺より低からざる所に若し船幅二十尺を超ゆるときは其の船幅より低からざる所に亮明の白燈一箇を掲ぐべし然れども船體上四十尺以上の所に掲ぐるを要せず此の燈は常に不同なき光を發して鍼盤の二十點間を照すべく製造し其の射光を左右舷外へ十點間づゝ即船の正首より各舷正横後の二點まで及ぶべき様装置し且つ少くとも五海里の距離より見得べきものをを用うべし

(二) 右舷に綠燈を掲ぐべし此の燈は常に不同なき光を發して鍼盤の十點間を照すべく製造し其の射光を船の正首より右舷正横後の二點まで及ぶべき様装置し且少くとも二海里の距離より見得べきものをを用うべし

(三) 左舷に紅燈を掲ぐべし此の燈は常に不同なき光を發して鍼盤の十點間

を照すべく製造し其の射光を船の正首より左舷正横後の二點まで及ぶべき様装置し且少くとも二海里の距離より見得べきものをを用うべし

(四) 本條第二項第三項の舷燈には其の燈より前に少くとも三尺突出したる隔板を其の燈の内側に装置し右舷の綠光は左舷にある船より左舷の紅光は右舷にある船より見得ざる様に爲すべし

(五) 汽船航行中は本條第一項に規定したる白燈の外に同種の白燈一箇を増掲するを得但し此の場合に於て其兩燈を龍骨線上前後に隔て其の前燈を後燈より少くとも十五尺下方に掲げ其の前後の距離は上下の距離よりも多きを要す

第三條 汽船他船を引きて航行するときは両舷燈を掲ぐるの外に白燈二箇を上下に少くとも六尺を隔て連掲すべし此の白燈は第二條第一項の白燈と同一の構造にして且同一の場所に掲ぐるを要す然れども二艘以上を引きて航行するときは其の引きたる船の船尾を最後に引かるゝ船の船尾との距離六百尺以上の場合に於ては右二個の白燈より上方若しくは下方六尺の所に尙同種の白燈一個を増掲すべし

○海上衝突豫防法

四

本條の引船は引かるゝ船舶の操舵目標として烟突若くは後橋の後面へ小形の白燈一箇を掲ぐるを得

但し此の白燈は本船正横より前面に見得ざる様に爲すを要す

第四條 事變の爲め運轉自由を得ざる船舶は夜間にありて第二條第一項に規定したる白燈と同一の高さに於て最も見得易き所に（汽船ふれば其白燈の代りに）二箇の紅燈を上下に少くも六尺を隔て連掲すべし此の紅燈は周回少くも二海里の距離より見得べきものたるを要す又晝間にありては最も見得易き所に直徑二尺の黒球若くは黒色の形象二箇を上下に少くも六尺を隔て連掲すべし

海底電信線の布設又は引揚に従事する船舶は夜間にありては第二條第一項に規定したる白燈の位置に於て（汽船ふれば其白燈の代りに）三箇の燈を上下に少くも六尺づゝを隔て連掲すべし但し此燈三箇の内上下の二箇は紅色中央の一箇は白色にして周回少くも二海里の距離より見得べきものたるを要す又晝間にありては最も見得易き所に直徑二尺以上の形象三箇を上下に少くも六

尺づゝを隔て連掲し其上下の二箇は紅色球形を用ひ中央の一箇は白色緊菱形を用うべし

本條の船舶全く運行せざるときは舷燈を掲ぐべからず然れども運行するときは必ず之を掲ぐべし

本條規定の燈及形象は運轉自由を得ずして他船の航路を避くる能はざるの信號と認むべし

本條の信號は難船信號と混同す可らず難船信號は第卅一條に於て之を規定す
第五條 航行中の帆船及他船に引かれて運行する船舶は第二條第二項第三項の舷燈のみを掲ぐべし決して同條第一項の白燈を掲ぐべからず

第六條 小形船航行中天氣の模様により綠紅の二舷燈を掲げ置き難きときは何時にても使用し得べき様點火して之を手近かに備へ置き他船の我船に近寄り來るか又は我船の他船に近寄り行くときは衝突を防ぐに充分なる時間を見定めて其の舷燈を他船より最も見得易き様各舷に表示すべし但し此の時綠光は左舷より紅光は右舷より見得す且成るべく各舷正横後の二點より後方へ見得

○海上衝突豫防法

五

ざる様に爲すを要す

此の緑紅の各燈を間違ひなく容易に取扱ふ爲め緑燈は綠色、紅燈は紅色にて外面を塗り且適當の隔板を備置くべし

第七條 總積量四十噸未満の漁船總積量二十噸未満の帆船及櫓を以て運轉する船航行中は必ずしも第二條第一項第二項第三項に規定したる燈を掲ぐるを要せず然れども若し之を掲げざるべきは必ず左の規定に依るべし

一 四十噸未満の漁船

甲 船の前部又は烟突若しくは其前面に於て舷縁上九尺より低からず且最も見得易き所に第二條第一項に規定したる構造装置にして少くも二海里の距離より見得べき白燈一箇を掲ぐべし

乙 第二條第二項第三項に規定したる構造装置にして少くも一海里の距離より見得べき緑紅の二舷燈を掲ぐるか又は船首より各舷正横後の二點まで右舷は綠色左舷は紅色の射光を發すべく製造したる両色燈一箇を掲ぐべし但し此燈は白燈より少くも三尺下方に掲ぐるを要す

二 漁艇は第一項甲の白燈を舷縁上九尺の所より下方に掲ぐるを得然れども其の白燈は乙の両色燈より高きを要す

三 二十噸未満の帆船は帆を用うるに拘はらず一面は綠色一面は紅色の玻璃を用ゐたる燈籠一箇を手近かに備置き他船の我船に近寄り來るか又は我船の他船に近寄り行くときは衝突を防ぐに充分なる時間を見定めて之を表示すべし但し此の時緑光は左舷より紅光は右舷より見得ざる様に爲すを要す

四 櫓を以て運轉する船は櫓を用うるに帆を用うるに拘らず白色の燈籠一箇を手近かに備置き衝突を防ぐに充分なる時間を見定めて臨時之を表示すべし

本條の諸船は第四條第一項及第十一條末項の燈を掲ぐるに及ばず

第八條 水先船水先業務の爲め其の營業所にあるときは他船に要する燈を表示せず周囲より見得べき白燈一箇を櫓頭に掲げ且十五分時を越ゆる短時の間隙を以て閃火一箇若しくは數箇を發すべし

○海上衝突豫防法

八

水先船には點火したる舷燈を用意し置き他船の我船に近寄り來るか又は我船の他船に近寄り行くときは我船の進行する方向を示す爲め短時の間隙を以て之を表示すべし但し此の時綠光は左舷より紅光は右舷より見得ざる様に爲すを要す

水先人を要招する船舶へ直付けすべき水先船は白燈を橋頭に掲ぐる代りに隨時之を表示し又前項の舷燈の代りに一面は綠色一面は紅色の玻璃を用ゐたる燈籠一箇を手近かに備置き前項の規定に依り之を使用するを得免許水先人の業務に專用する水先漁船水先業務の爲め其の營業所にありて碇泊せざるときは第一項の規定に依り水先船に要する燈及閃火の外に橋燈の下方八尺の所に周囲少くも二海里の距離より見得べき紅燈一箇を増掲し且航行中の船舶に要する舷燈を掲ぐべし

前項の水先船水先業務の爲め其の營業所にありて碇泊するときは第一項の規定に依り水先船に要する燈及閃火の外に前項の規定に依り紅燈を増掲すべし但し舷燈を掲ぐべからず

水先船其の營業所にあるも水先業務に従事せざるときは其の積量に相當する他船と同様の燈を掲ぐべし

第九條 漁船は航行中特に本條に規定ある場合を除く外其の積量に相當する航行中の船舶に對して規定したる燈を掲ぐるか又は之を表示すべし

一 無甲板船即ち全部張詰めたる甲板に因りて海水の浸入を防がざる船夜間漁業に従事するに當り其の放出する漁具の端と本船との水平上の距離が百五十尺以内あるときは周囲より見得べき白燈一箇を掲ぐべし無甲板船夜間漁業に従事するに當り其の放出する漁具の端と本船との水平上の距離が百五十尺を超ゆるときは周囲より見得べき白燈一箇を掲げ且我船の他船に近寄り行くとき又は他船の我船に近寄り來るときは其の白燈の下方に少くも三尺を隔て且漁具の結着したる方向に於て水平上少くも五尺を隔て白燈一箇を増表すべし

二 第一に規定したる無甲板船を除く外流し網を用ゐて漁業に従事する船舶は網の全部又は一部水中に投下しある間は最も見得易き所に白燈二箇を掲

○海上衝突豫防法

九

○海上衝突豫防法

十

ぐべし此の両燈は上下の距離六尺より少からず十五尺より多からず且龍骨線にて測りたる前後の距離五尺より少からず十尺より多からざる様其の一燈を他燈の下方に装置し其の下燈は網の方向に掲ぐべし此の両燈は周回少くも三海里の距離より見得べきものたるを要す

總積量二十噸未満の帆走漁船は地中海及日本國並韓國の沿海に於ては必しも両燈中其の下燈を掲ぐるを要せず然れども之を掲げざるときは他船の我船に近寄り來るか又は我船の他船に近寄り行くとき少くも一海里の距離より見得べき白燈一箇を同一の位置(網又は漁具の方向に於て)に表示すべし

三 第一に規定したる無甲板船を除く外延繩を用ゐて漁業に従事するに當り延繩を結著し又は之を曳入るゝ船舶にして碇泊せず又は第八に依り停留せざるものは流し網を用ゐて漁業に従事する船舶と同一の燈を掲ぐべし其の延繩を延べ又は曳繩を用うるものは其の船の種類に應じ航行中の漁船又は帆船に對して規定したる燈を掲ぐべし

總積量二十噸未満の帆走漁船は地中海及日本國並韓國の沿海に於ては必し

も両燈中其の下燈を掲ぐるを要せず然れども之を掲げざるときは他船の我船に近寄り來るか又は我船の他船に近寄り行くとき少くも一海里の距離より見得べき白燈一箇を同一の位置(釣繩の方向に於て)に表示すべし

四 打たせ網(總て海底に漁具を曳くものを包含す)を用ゐて漁業に従事する船舶は左の規定に依るべし

甲 漁船は第二條第一項に規定したる白燈の位置に三色の燈籠一箇を掲げ尙其の下方六尺より少からず十二尺より多からざる所に白色の燈籠一箇を増掲すべし此三色燈は船の正首より左右各二點までは白色其れより各舷正横後の二點まで右舷は綠色左舷は紅色の射光を及すべく製造し且装置するを要し又白燈は常に不同かく亮明の光を發して周回を照すべく製造したるものたるを要す

乙 帆船は常に不同かく亮明の光を發して周回を照すべく製造したる白色の燈籠一箇を掲げ且他船の我船に近寄り來るか又は我船の他船に近寄り行くときは衝突を防ぐに充分なる時間を見定め最も見得易き所に白色の閃

○海上衝突豫防法

十一

火又は炬火一箇を表示すべし

甲及び乙に規定したる諸燈は少くも二海里の距離より見得べきものたるを要す

五 桁網を用ゐて牡蠣採取に従事する船舶其の他桁網を用ゐて漁業に従事する船舶は打たせ網を用ゐて漁業に従事する船舶と同一の燈を掲げ及之を表示すべし

六 漁船は本條に規定したる燈を掲げ及之を表示する外何時にても閃火を用ゐ且漁業用の燈火を用うるを得

七 長さ百五十尺未満の漁船碇泊中は周回少くも一海里の距離より見得べき白燈一箇を掲ぐべし

長さ百五十尺以上の漁船碇泊中は周回少くも一海里の距離より見得べき白燈一箇を掲げ且第十一條に規定したる白燈一箇を増掲すべし

長さ百五十尺未満あると百五十尺以上あるとを問はず碇泊中の漁船漁網其の他の漁具を結着したるときは他船の我船に近寄り來るとき碇泊燈の下方

少くも三尺を隔て且漁網其の他の漁具の方向に於て水平上少くも五尺を隔て白燈一箇を増表すべし

八 漁船漁業に従事中漁具の岩礁其の他障碍物に纏着したる爲め停留するときは晝間にありては第十に規定する晝間信號を引下し夜間にありては碇泊船と同一の燈を表示し又霧中降雪其の他暴雨中は碇泊船に對して規定したる霧中信號を爲すべし(第十五條第四項及末項參照)

九 霧中降雪其の他暴雨中流し網打たせ網桁網又は延繩を用ゐて漁業に従事する總積量二十噸以上の船舶は漁船にありては漁笛若は漁角帆船にありては號角を用ゐ一分時より多からざる間隙を以て一聲を發し之に續きて號鐘を鳴らすべし總積量二十噸未満の漁船は必しも此の信號を爲すを要せず然れども之を爲さるときは一分時より多からざる間隙を以て適宜他の有效なる音響信號を爲すべし

十 網延繩又は打たせ網を用ゐて漁業に従事する船舶航行中晝間にありては最も見得易き所に籃其の他の信號を掲げ近寄り來る他船に其の漁業中なる

○海上衝突豫防法

十四

こゝを表示すべし若し碇泊中の船舶漁具を投下せるときは他船の近寄り來りたるとき同様の信號を他船の航過し得る舷側に於て表示すべし
本條に依り特に規定したる燈を掲げ又之を表示するを要する船舶は第四條第一項及第十一條末項の燈を掲ぐるに及ばず

第十條 他船に追越されんとする船舶は他船に向て船尾より白燈を表示し又は閃火を發すべし

本條に従て表示すべき白燈は豫め船尾に掲げ置くを得然れども此の燈は少くも一海里の距離より見得べきものにして常に不同なき亮明の光を發し鍼盤の十二點間を照すべく製造し船の正後より左右へ六點間宛射光の及ぶべき様隔板を裝置し成るべく舷燈と同一の高さに掲ぐべし

第十一條 長さ百五十尺未満の船舶碇泊中は前方の最も見得易くして船體上より二十尺を越ぬざる所に白燈一箇を掲ぐべし此の燈は常に不同なき亮明の光を發し周回少くも一海里の距離より見得べきものたるを要す
長さ百五十尺以上の船舶碇泊中は前方の最も見得易くして船體上二十尺以上

四十尺以下の所に前項の白燈一箇を掲げ且船尾若くは其最寄に於て前方の燈より少くも十五尺下方に同種の白燈一箇を掲ぐべし
本條船舶の長さは本船船籍證書面の長さに依るべし
船路若くは其最寄に於て乗揚げたる船舶は本條白燈の外尙第四條第一項に規定したる紅燈二箇を掲ぐべし

第十二條 各船他船の注意を喚起する爲め必要ありとするときは本法に規定したる船燈の外尙閃火を發し或は難船信號と混同せざる爆裂信號を發するを得

第十三條 本法船燈の規定は二艘以上の軍艦又は軍艦に護送せらるる船舶に増掲する列位燈及信號燈に關し各國政府に於て特に制定したる規則の施行を妨げず又船舶所有主に於て其の國政府の許可を受け登簿公告の手續を経て私用する識別信號の使用を妨げず

第十四條 瀛船晝間に帆のみを以て運轉するも其烟突を引下げざるときは前方の最も見得易き所に直徑二尺の黒球若くは黒色形象一箇を掲ぐべし

霧 中 信 號

○海上衝突豫防法

十五

○海上衝突豫防法

十六

第十五條 航行中の船舶に關し本條に規定したる信號を爲すには左の信號器を用ゆべし

汽船は汽笛若しくは汽角

帆船及他船に引かれて運行する船舶は霧中號角

本條中長聲とは四秒乃至六秒時間の發聲を謂ふ

汽船は汽力其他之に代用すべきものに因り發聲する適當の汽笛若しくは汽角を音響の妨害物なき所に裝置し且號鐘及機關の作用に因り發聲する適當の霧中號角を備ふべし又總積量二十噸以上の帆船は汽船同様の號鐘及霧中號角を備ふべし

霧中降雪其他暴雨中の晝夜の別なく左の各項に規定したる信號を爲すべし

一 汽船航行中は二分時より多からざる間隙を以て長聲を一發すべし

二 汽船航行中運轉を止めて速力を有たざるときは二分時より多からざる間隙を以て長聲を二發すべし但し其の二發の間隙は大約一秒時たるを要す

三 帆船航行中は一分時より多からざる間隙を以て右舷開かれれば一聲を發し

左舷開かれれば二聲を連發し船の正横後に風を受けたるときは三聲を連發すべし

四 船舶碇泊中は一分時より多からざる間隙を以て大約五秒時間劇しく號鐘を鳴らすべし

五 他船を引きて運航する船舶海底電信線の布設若しくは引揚に従事する船舶及航行中運轉自由を得ずして近寄り來る他船の航路を避け能はざるか又は本法に遵て運轉し能はざる船舶は本條第一項及第三項に規定したる信號の代りに二分時より多からざる間隙を以て三聲を連發し即ち長聲を一發したる後直に短聲を二發すべし又他船に引かれて運航する船舶も此の信號を爲すは妨ふしと雖も他の信號を爲すべからず

六、七、八、九(明治三十年三月法律第四十三號を以て削除す)

總積量二十噸未満の帆船は必ずしも前數項に規定したる信號を爲すを要せず然れども其の信號を爲さざるときは一分時より多からざる間隙を以て適宜他の音響信號を爲すべし

○海上衝突豫防法

十七

霧中速力

第十六條 霧中降雪其他暴雨中は各船現時の状況に注意し適度の速力を以て進行すべし

汽船其正横より前面に方りて他船の霧中信號を聞き其の所在を定め得ざるときは成るべく機關の運轉を止め全く衝突の虞なきに至るまで其の運航に注意すべし

航方

衝突の危険は其の現況により我船に近寄り來る他船の方位を看守して之を豫知するを得若し其の方法慥かに變更するを認めざるときは危険あるものを知るべし

第十七條 二艘の帆船互に近寄りて衝突の虞あるときは其の一船より左の如く他船の航路を避くべし

- 一 一杯に開かざる船は一杯に開きたる船の航路を避くべし
- 二 左舷に一杯に開きたる船は右舷に一杯に開きたる船の航路を避くべし

三 一杯に開かざる二艘の船、風を受くる舷同じからざるときは左舷に風を受けたる船より他船の航路を避くべし

四 一杯に開かざる二艘の船、風を受くる舷同じきときは風上の船より風下の船の航路を避くべし

五 船尾より風を受けたる船は他船の航路を避くべし

第十八條 二艘の汽船正しく真向又は幾んど真向に行逢ふて衝突の虞あるときは兩船とも航路を右舷に轉じ互に他船の左舷の方を行過すべし

本條は兩船正しく真向又は幾んど真向に行逢ふて衝突の虞あるときに限り適用すべし兩船各其航路を保ちて互に替り行くときには適用すべからず本條を應用すべき場合は兩船共に正しく真向又は幾んど真向に行逢ひたるとき即ち晝間にありては我船の橋と他船の橋と一直線又は幾んど一直線に見るとき夜間にありては互に他船の兩舷燈を見ることに限るべし

本條は晝間他船の我航路を横切りて我船の前面に見ゆるとき又は夜間我船の紅燈他船の紅燈に對し或は我船の綠燈他船の綠燈に對するときは又は我船の前

面に綠燈を見ずして紅燈を見或は紅燈を見ずして綠燈を見るときは又は綠紅の
兩燈を我船の前面より他の位置に見るときは適用すべからず

第十九條 二艘の汽船互に航路を横切り衝突の虞あるときは他船を右舷に見る
船より他船の航路を避くべし

第二十條 帆船と汽船と互に近寄り衝突の虞あるときは汽船より帆船の航路を
避くべし

第二十一條 本法航方に依り二船の内一船より他船の航路を避くるときは他船
に於て其針路及速力を保つべし

但し他船に於て天氣密濛又は其他の事故に因り航路を避くる船の處置のみ
にては衝突を避け能はざる程兩船接近したることを認むるときは自ら亦臨
機衝突を避くるに至當の處置を爲すべし

第二十二條 本法航方に依り他船の航路を避くべき船は成るべく他船の前面を
横切るべからず

第二十三條 本法航方に依り他船の航路を避くべき船は他船に近寄りたるとき

時宜に應じて速力を緩め若くは運轉を止め又は後退すべし

第二十四條 總て他船を追越す船は本法航方中前數條の規定に拘はらず他船の
航路を避くべし

總て他船の兩舷正横後の二點以外即ち夜間にありて舷燈を見難き位置より其
船を追越さんとする船舶は之を追越船と爲し其後兩船の位置に變更を來すも
其追越船を以て本法の航路横切船と爲さず故に其の船は他船を全く追越し了
るまで他船の航路を避くべきものとす

晝間他船を追越さんとする船舶にして前項に記載したる方位の内外を辨知し
難きものは本船を追越船と見做して他船の航路を避くべし

第二十五條 汽船狹隘の水道に於て無難に通航し得るときは其の中流の右側即
ち本船の右舷に當る方を航行すべし

第二十六條 航行中の帆船は綱或は繩を用ゐて漁業に従事する帆船の航路を避
くべし但し漁船と雖ども猥に他船の通航すべき線路を妨ぐべからず

第二十七條 本法を履行するに當り運航及衝突に關し百般の危険に注意するは

勿論若し危険切迫して本法を履行し能はざる特殊の場合に於ては其の危険を避くる爲め臨機の處置を爲すことに注意すべし

航路信號

第二十八條 本法中短聲とは大約一秒時間の發聲を謂ふ

航行中の漁船他船に近寄り航路を變ぜんとするときは漁笛若しくは漁角を以て左の信號を爲し他船に我船の航路を通知すべし

短聲一發 我船航路を右舷に取る

短聲二發 我船航路を左舷に取る

短聲三發 我船全速力にて後退す

懈怠の責

第二十九條 本法は點燈、信號又は見張の怠り其他海員の常務又は臨機の處置に必要な注意の怠りより生じたる結果に付船、船主、船長海員をして其責を免れしめざるものとす

特例

第三十條 本法は地方長官に於て規定したる港、川其他内海の運航に関する特別規則の施行を妨げず

難船信號

第三十一條 危難に罹りて他船又は陸地より救助を要する船舶は左の信號を同時又は別々に使用すべし

晝間信號

- 一 大約一分時の間隙を以て砲又は其の他の爆裂發火信號を一發す
- 二 萬國船舶信號書に掲載するN.C.の難船信號を表示す
- 三 方形旗の上又は下に球若しくは之に類似の者を掲ぐる遠隔信號を表示す
- 四 霧中信號器を以て間斷なく音響を發す

夜間信號

- 一 大約一分時の間隙を以て砲又は其の他の爆裂發火信號を一發す
- 二 船上の發煙(タール桶、油樽等)を燃焼するの類
- 三 星火を發する榴彈或は火箭を一次一發つゝ度々打揚ぐ

四 霧中信號器を以て間斷なく音響を發す

附 則

第三十二條 本法中船舶積量噸數に關し日本形船は十石を以て一噸に通算す

第三十三條 本法は明治二十年一月一日より施行す

第三十四條 明治十三年(七月)第三十五號布告海上衝突豫防規則同十四年(五月)第三十三號布告同規則追加同十八年(八月)第二十七號布告同規則改正追加は本法施行の日より廢止す

○海商法抜萃

第二章 船 員

第一節 船 長

第五百五十八條 船長は其職務を行ふに付き法意を怠らざりしことを證明するに非ざれば船舶所有者、僱船者、荷送人其他の利害關係人に對して損害賠償

償の責を免るゝことを得ず

船長は船舶所有者の指圖に従ひたるるときも雖も船舶所有者以外の者に對しては前項に定めたる責任を免るゝことを得ず

第五百五十九條 海員が其職務を行ふに當たり他人に損害を加へたる場合に於て船長は監督を怠らざりしことを證明するに非れば損害賠償の責を免るゝことを得ず

第五百六十條 船長が己むことを得ざる事由に因りて自ら船舶を指揮すること能はざるときは法令に別段の定ある場合を除く外他人を選任して自己の職務を行はしむることを得此場合に於ては船長は其選任に付き船舶所有者に對して其責に任ず

第五百六十一條 船長は發航前船舶の航海に支障ふきや否や其他航海に必要なる準備の整頓せるや否やの検査することを要す

第五百六十二條 船長は左に掲げたる書類を船中に備へ置くことを要す

一 船舶國籍證書

- 二 海員名簿
 - 三 屬具目錄
 - 四 航海日誌
 - 五 旅客名簿
 - 六 運送契約及び積荷に關する書類
 - 七 税關より交付したる書類
- 前項第三號乃至第五號に掲げたる書類は外國に航行せざる船舶に限り命令を以て之を備ふることを要せざるものと定むることを得
- 第五百六十三條 船長は已むことを得ざる場合を除く外自己に代はりて船舶を指揮すべき者に其職務を委任したる後に非ざれば荷物の船積及び旅客の乗込の時より荷物の陸揚及び旅客の上陸の時まで其指揮する船舶を去ることを得ず
- 第五百六十四條 船長は航海の準備が終はりたるときは遲滞なく發航を爲し且必要ある場合を除く外豫定の航路を變更せずして到達港まで航行することを

要す

- 第五百六十五條 船長は航海中最も利害關係人の利益に適すべき方法に依りて積荷の處分を爲すことを要す
- 利害關係人は船長の行爲に因り其積荷に付て生じたる債權の爲め之を債權者に委付して其責を免るゝことを得但利害關係人に過失ありたるときは此限に在らず
- 第五百六十六條 船籍港外に於ては船長は航海の爲めに必要なる一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲す權限を有す
- 船籍港に於ては船長は特に委任を受けたる場合を除く外海員の雇入及び雇止を爲す權限のみを有す
- 第五百六十七條 船長の代理權に加へたる制限は之を以て善意の第三者に對抗することを得ず
- 第五百六十八條 船長は船舶の修繕、救援又は救助の費用其他航海を繼續するに必要なる費用を支辨する爲めに非ざれば左に掲げたる行爲を爲すことを得

す

- 一 船舶を抵當と爲すこと
 - 二 借財を爲すこと
 - 三 積荷の全部又は一部を賣却又は買入すること但第五百六十五條第一項の場合に此限に在らず
- 船長が積荷を賣却又は買入したる場合に於ける損害賠償の額は其積荷の到達すべかりし時に於ける陸揚港の價格に依りて之を定む但其價格中より支拂ふことを要せざりし費用を控除することを要す
- 第五百六十九條 船長が特に委任を受けずして航海の爲めに費用を出だし又は債務を負担したるときは船舶所有者は船長に對して第五百四十四條に定めたる權利を行ふことを得
- 第五百七十條 船籍港外に於て船舶が修繕すること能はざるに至りたるときは船長は管海官廳の認可を得て之を競賣することを得
- 第五百七十一條 左の場合に於ては船舶は修繕すること能はざるに至りたるも

のこ看做す

- 一 船舶が其現在地に於て修繕を受くること能はず且其修繕を爲すべき地に到ること能はざるとき
 - 二 修繕費が船舶の價額の四分の三に超ゆるとき
- 前項第二號の價額は船舶が航海中毀損したる場合に於ては其發航の時に於ける價額として其他の場合に於ては其毀損前に有せし價額とす
- 第五百七十二條 船長は航海を繼續する爲め必要なるときは積荷を航海の用に供することを得此場合に於ては第五百六十八條第二項の規定を準用す
- 第五百七十三條 船長は遅滞なく航海に關する重要なる事項を船舶所有者に報告することを要す
- 船長は毎航海の終に於て遅滞なく其航海に關する計算を爲して船舶所有者の承諾を求め又船舶所有者の請求あるときは何時にても計算の報告を爲すことを要す
- 第五百七十四條 船舶所有者は何時にても船長を解任することを得但正當の理

由なくして之を解任したるときは船長は船舶所有者に對し解任に因りて生じたる損害の賠償を請求することを得

船長が船舶共有者ある場合に於て其意に反して解任せられたるときは他の共有者に對し相當代價を以て自己の持分を買取るべきことを請求することを得
船長が前項の請求を爲さんと欲するときは遅滞なく他の共有者又は船舶管理人に對して其通知を發することを要す

第五百七十五條 船長の船舶所有者に對する債權は一年を経過したるときは時効に因りて消滅す

第二節 海員

第五百七十六條 海員は其雇入の手續が終はりたるときは船長の指定したる時に於て船舶に乗込むことを要す

海員は船長の許可を得るに非ざれば其乗込みたる船舶を去ることを得ず

第五百七十七條 海員の服役中の食料は船舶所有者の負擔とす

第五百七十八條 海員が服役中不行跡其他重大なる過失に因らずして疾病に罹

り又は傷痍を受けたるときは船舶所有者は三ヶ月を超ゆる期間内の治療及び看護の費用を負擔す

前項の場合に於て海員は其服役したる期間に對する給料を請求することを得
但其職務を行ふに因りて疾病に罹り又は傷痍を受けるときは其給料の全額を請求することを得

第五百七十九條 一航海に付き給料を定めたる場合に於て航海の日数を延長し又は不可抗力に因らずして其里程を延長したるときは海員は其割合に應じて給料の増加を請求することを得但航海の日数又は里程を短縮したるときは雖も給料の全額を請求することを得

第五百八十條 海員が就役の後死亡したるときは船舶所有者は死亡の日までの給料を支拂ふことを要す

海員が其職務を行ふに因りて死亡したるときは其葬式の費用は船舶所有者の負擔とす

第五百八十一條 左の場合に於ては船長は海員を雇止むることを得

- 一 發航前海員が其職務に不適任あることを認めたるとき
 - 二 海員が著しく其職務を怠り又は其職務に關し之に重大なる過失ありたるとき
 - 三 海員が禁錮以上の刑に處せられたるとき
 - 四 海員が疾病に罹り又は傷痍を受け其職務に堪へざるに至りたるとき
 - 五 不可抗力に因り發航を爲し又は航海を繼續すること能はざるに至りたるとき
- 前項第一號乃至第三號の場合に於ては海員は其服役したる期間に對する給料を請求することを得
- 第一項第四號及び第五號の場合に於ては海員は其雇止の日までの給料及び雇入港までの送還を請求することを得但第四號の場合に於て海員に過失ありたるときは前項の規定を準用す
- 第五百八十二條 海員が前條第一項に掲げたる事由に因らずして雇止められたるときは其服役したる期間に對する給料の外一ヶ月分の給料を請求することを得

を得若し雇入港外に於て雇止められたるときは雇入港まで歸航するに必要なる期間に對する給料及び雇入港までの送還を請求することを得

第五百八十三條 左の場合に於ては海員は其雇止を請求することを得

- 一 船舶が日本の國籍を喪失したるとき
- 二 自己の過失に因らずして疾病に罹り又は傷痍を受け其職務に堪へざるに至りたるとき
- 三 船長より虐待を受けたるとき

前項の場合に於ては海員は其雇止の日までの給料及び雇入港までの送還を請求することを得

第五百八十四條 航海中船舶の所有者が變更したるときは海員は新所有者に對し雇傭契約に因りて生じたる權利義務を有す

第五百八十五條 海員の雇入期間は一年を超ゆることを得ず若し之より長き期間を以て海員を雇入れたるときは其期間は之を一年に短縮す

海員の雇入は之を更新することを得但其期間は更新の時より一年を超ゆることを得

とを得ず

第五百八十六條 雇入期間の定まるときは海員は特約ある場合を除く外船舶が安全に碇泊し且積荷の陸揚及び旅客の上陸が終はりたる後に非ざれば其雇止を請求することを得ず

第五百八十七條 海員の雇入契約は左の事由に因りて終了す

- 一 船舶が沈没したること
- 二 船舶が修繕すること能はざるに至りたること
- 三 船舶が捕獲せられたること

前項の場合に於ては海員は契約終了の日までの給料及び雇入港までの送還を請求することを得

第五百八十八條 海員が雇入港までの送還を請求する権利を有する場合に於ては送還に代へて其費用を請求することを得

第五百八十九條 第五百七十五條の規定は海員の債權に之を準用す

○船員法

(明治三十二年三月法律第四十七號)

第一章 總 則

第二章 船員手帖

第三章 船 長

第四章 海 員

第五章 紀 律

第六章 罰 則

附 則

船員法

第一章 總 則

第一條 本法は日本船舶の船員に之を適用す但湖川、港灣のみを航行する船舶又は船舶法第二十條に掲げたる船舶の船員に付ては此限に在らず

第二條 本法に於て船員とは船長及び海員を謂ひ海員とは船長以外は一切の乗

○船員法

組員を謂ふ

第二章 船員手帖

第三條 日本に於て船員と爲らんと欲する者は管海官廳に船員手帖の交付を申請することゝを要す

申請人は戸籍吏の書面其他の公正證書に依りて左の事項を證することゝを要す但申請人が其本籍地又は寄留地に於て申請を爲す場合に於て其地の管海官廳が戸籍吏の職務を行ふときは此限に在らず

一 氏名

二 本籍地

三 身分

四 出生の年月日

第四條 未成年者が船員と爲るには其法定代理人の許可を得ることゝを要す

未成年者が船員手帖の交付を申請するには前條第二項に掲げたる事項の外前項の許可を得たる旨を證することゝを要す

第五條 船員と爲ることを許されたる未成年者は雇傭契約に關しては成年者と同一の能力を有す

第六條 外國に於て船員と爲りたる者が日本に到着したるときは其到着の日より一个月内に船員手帖の交付を申請することゝを要す

第七條 船員手帖に記載したる事項にして第三條第二項に掲げたるものに錯誤ありたるとき又は同條第二項第一號乃至第三號に掲げたるものに變更を生じたるときは船員は其事實を知りたる日より一个月内に管海官廳に船員手帖の訂正を申請することゝを要す

船員が日本に在らざる間に於て錯誤又は變更の事實を知りたるときは前項の期間は其船員が日本に到着したる日より之を起算す

第八條 第三條第二項及び第四條の規定は前二條の場合に之を準用す

第九條 船員手帖が滅失したるときは船員は遅滞なく更に其交付を申請することゝを要す

船員手帖が毀損したるときは船員は遅滞なく其書換を申請することゝを要す

第十條 船員が日本に在らざる間に於て船員手帖が滅失又は毀損したるときは船員が日本に到着したる後遅滞なく船員手帖の交付又は書換を申請することを要す

第十一條 第三條第二項及び第四條の規定は前二條の場合に之を準用す但管海官廳に船員手帖の交付又は書換を申請するときは此限に在らず

第十二條 船員が廢業を爲したるときは遅滞なく管海官廳に其船員手帖を返還することを要す

船員が死亡したるときは其船員手帖を保管する者之を返還することを要す

第三章 船長

第十三條 船長は海員を指揮、監督し及び船中に在る者に對し其職務を行ふに必要なる命令を爲すことを得

第十四條 船長は管海官廳の命令ありたるときは商法第五百六十二條第一項に掲げたる書類を提出することを要す

第十五條 船舶が港灣を出入するるとき、狹隘なる水路を通過するるとき其他危険

の虞あるときは船長は甲板に在りて自ら船舶を指揮することを要す

第十六條 日本と外國との間又は外國各港の間を航行する船舶が外國の港に入港し又は日本に到着したるときは船長は二十四時間内に其港の管海官廳、若し其港に管海官廳なきときは其後最初に到着したる港の管海官廳に航海日誌を提出して其檢閲を受くることを要す

前項の規定は船舶が入港の時より十二時間内に發航する場合には之を適用せず

管海官廳は必要なる書類の提出を命じ又は船員、旅客其他船中に在りたる者を呼出たして訊問を爲すことを得

第十七條 左の場合に於ては船長は最初に到着したる港の管海官廳に出頭して其報告を爲すことを要す

- 一 豫定の航路を變更したるとき
- 二 人命又は船舶を救ひたるとき
- 三 衝突其他の海難が生じたるとき

四 船舶が捕獲せられたるとき

五 船中に於て死亡したる者ありたるとき

船舶が豫定せざる港に寄港したるとき又は前項第二號乃至第五號に掲げたる事由が碇泊中に生じたるときは船長は其港の管海官廳、若し其港に管海官廳なきときは其後最初に到着したる港の管海官廳に出頭して其報告を爲すことを要す

前條第三項の規定は前二項の場合に之を準用す

第十八條 前條第一項及び第二項の場合に於ては船長は報告書を作り其認證を申請することを得

第十九條 船舶に急迫の危険ありたるときは船長は人命、船舶及び積荷の保護に必要なる手段を盡し且旅客、海員其他船中に在る者を去らしめたる後に非ざれば其指揮する船舶を去ることを得ず

第二十條 船舶が衝突したるときは船長は互に人命及び船舶の保護に必要なる手段を盡し且船舶の名稱、船籍港、發航港及び到達港を告ぐることを要す但

自己の指揮する船舶に急迫の危険あるときは此限に在らず

第二十一條 船長が航海中救援を求むる船舶を認めたるときは人命を救ふことを要す但自己の指揮する船舶に急迫の危険あるときは此限に在らず

第二十二條 海員が船中に於て死亡したるときは船長は其船中に在る遺産を保管することを要す

第二十三條 外國に駐在する日本の公使、領事又は貿易事務官が法令の定むる所に依り日本臣民を日本に送還すべきことを命じたるときは船長は正當の理由あるに非ざれば之を拒むことを得ず

送還費用の償還に關する規程は命令を以て之を定む

第二十四條 船長は其指揮せんとする船舶に乗込む前に其船員手帖を管海官廳に提出して就職の認證を申請することを得

前項の規定に依りて就職の認證を得たる船長が其職を退きたるときは遲滞なく退職の認證を申請することを要す

第二十五條 船長が死亡したるとき、船舶を去りたるるとき又は之を指揮するこ

と能はざるに至りたる場合に於て他人を選任せざるときは運航に従事する海員は其職掌の順位に従ひて船長の職務を行ふ

第四章 海員

第二十六條 海員の雇入若くは雇止を爲し又は雇入契約の更新若くは變更を爲したるときは管海官廳に海員名簿を提出して公認を申請することを要す

第二十七條 管海官廳が公認を爲すには海員名簿に記載したる事項を當事者雙方に讀聞かせたる後之に署名、捺印せしむることを要す但海員の雇止を爲したる場合に於て正當の理由あるときは當事者の一方が出頭せざるべきと雖も公認を爲すことを得

當事者が印を有せざるときは署名するを以て足る署名することを能はざるときは氏名を代署せしめ捺印するを以て足る若し署名することを能はず且印を有せざるときは氏名を代署せしめ捺印するを以て足る

前項の規定に依り捺印せず又は氏名を代署せしめ若くは捺印したる場合に於ては海員名簿に其事由を附記することを要す

第二十八條 當事者は正當の理由ある場合に限り代理人をして公認を受けしむることを得

第二十九條 公認ありたるときは海員は遲滞なく其船員手帖を管海官廳に提出して公認の認證を申請することを要す

第三十條 海員の雇止に關して争あるときは當事者の一方は管海官廳に其事由を申立て雇止の公認を申請することを得

管海官廳が前項の申請を正當なりと認めたるときは當事者雙方を呼出だし海員名簿及び船員手帖を提出せしめて雇止の公認を爲すことを要す

當事者の一方が出頭せざるときは管海官廳は相手方の中立に因りて雇止の公認を爲すことを得此場合に於ては海員名簿及び船員手帖に其事由を記載することを要す

前二項の場合に於ては管海官廳は海員名簿又は船員手帖の提出を強制することを得

第三十一條 船長は海員の雇入期間中其船員手帖を保管することを要す

第三十二條 海員が雇入期間中脱船したるときは船長は遅滞なく管海官廳に其海員の船員手帖を返還することを要す

第三十三條 海員は雇止ありたる場合に於ては船長に對し其職務の執行又は品行に關する證明書の交付を請求することを得

第三十四條 海員名簿が滅失又は毀損したるときは船長は更に海員名簿を作り之を管海官廳に提出して公認を申請することを要す

第二十七條及び第二十八條の規定は海員名簿及び船員手帖が共に滅失又は毀損したる場合に之を準用す但原管海官廳に公認を申請するときは此限り在らず

第三十五條 海員が雇入期間中第九條又は第十條の規定に依りて船員手帖の交付又は書換を申請したる場合に於て其交付又は書換ありたるときは海員は遅滞なく第二十九條に定めたる手續を爲すことを要す

第五章 紀 律

第三十六條 左の場合に於ては船長は海員を懲戒することを得

- 一 海員が上長に對して尊敬又は従順の道を失ひたるとき
 - 二 海員が其職務を怠りたるとき
 - 三 海員が他の海員の職務執行を妨げたるとき
 - 四 海員が喧争したるとき
 - 五 海員が船長の許可を得ずして船舶を去りたるとき又は船長が指定したる時までには歸船せざりしとき
 - 六 海員が船長の許可を得ずして點火又は焚火したるとき
 - 七 海員が船長の許可を得ずして端艇を使用したるとき
 - 八 海員が食料又は飲料を濫費したるとき
 - 九 海員が船長の許可を得ずして酒類を所持するとき又は吸煙したるとき
 - 十 海員が酩酊して事を省せざるとき
 - 十一 其他海員が船中の秩序に反する行爲を爲したるとき
- 第三十七條 懲戒は左の四種とす
- 一 監 禁

二 上陸禁止

三 加 役

四 減 給

第三十八條 監禁は三日以下とし船中の一室に拘置す

上陸禁止は七日以下とし此期間には船舶の碇泊日数のみを算入す

加役は七日以下とし常務時間外に於て役務に服せしむ但一日二時間を超ゆることを得ず

減給は給料月額十分の一以下とす

第三十九條 前條第一項乃至第三項の期間には初日を算入す

第四十條 懲戒の適用は行爲の輕重に従ひ船長之を定む但二種以上の懲戒を併科することを得ず

第四十一條 海員が兇器、爆發若くは發火し易き物、劇藥其他の危險物又は酒類を所持するときは船長に於て其物を保管又は放棄することを得

第四十二條 海員が人身又は船舶に危害を及ぼすべき行爲を爲さんとするとき

は船長は必要の期間内其海員の身體を拘束することを得

第四十三條 船長は必要あるときは旅客其他船中に在る者に對しても前二條に定めたる處分を爲すことを得

第四十四條 海員が船長の指定したる時に於て船舶に乗込まざるべき又は船長の許可を得ずして之を去りたるときは船長は乗船を強制することを得

第四十五條 船長の命令に服従せざる者ある場合に於て必要と認むるときは船長は海軍の艦船、地方官廳又は管海官廳に援助を求むることを得

第六章 罰 則

第四十六條 詐偽の所爲を以て船員手帖の交付を受けたる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處し貳圓以上貳拾圓以下の罰金を附加す

詐偽の所爲を以て海員名簿に公認を受け又は船員手帖に認證を受けたる者亦同じ

第四十七條 第七條、第九條、第十條、第十二條、第二十九條、第三十二條又は第三十五條の規定に反し船員手帖の交付、訂正若くは公認の認證を申請し又は

船員手帖を返還することを怠りたる者は貳圓以上貳拾圓以下の罰金に處す
第四十八條 虚偽の海員名簿又は船員手帖を行使したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し四圓以上四拾圓以下の罰金を附加す
公認を受けたる海員名簿又は認證を受けたる船員手帖を増減、變換して行使したる者亦同じ

第四十九條 左の場合に於ては船長を十一日以上六月以下の重禁錮に處し又は參拾圓以上參百圓以下の罰金に處す

- 一 船長が正當の理由なくして商法第五百六十二條第一項に掲げたる書類を船中に備へざるべき又は之を毀棄したるとき
- 二 船長が第十四條の規定に反して書類の提出を拒みたるべき
- 三 船長が商法第五百六十二條第一項第二號乃至第五號に掲げたる書類に記載すべき事項を記載せず又は不正の記載を爲したるとき
- 四 船長が第十七條第一項又は第二項の場合に於て虚偽の報告を爲したるとき

第五十條 左の場合に於ては船長を拾圓以上五百圓以下の罰金に處す

- 一 船長が商法第五百六十一條の検査を爲さずして發航を爲したるとき
 - 二 船長が船舶を安全に碇泊せしめ且商法第五百六十三條の規定に従ひ其職務を委任せずして船舶を去りたるべき
 - 三 船長が第十五條の規定に反して甲板に在らざるべき
 - 四 船長が必要なくして豫定の航路を變更したるとき
- 第五十一條 船長が第十六條第一項、第十七條第一項、第二十二條又は第三十一條の規定に違反したるときは五圓以上五拾圓以下の罰金に處す
- 第五十二條 船長が第十九條の規定に違反したるときは二月以上五年以下の重禁錮に處す
- 第五十三條 船長が第二十條の規定に反して人命又は船舶の保護に必要な手段を盡さざるべきは一月以上三年以下の重禁錮に處し又は五拾圓以上五百圓以下の罰金に處す
- 船長が第二十條の規定に反して告知を爲さざるべきは拾圓以上參百圓以下の

○船員法

五十

罰金に處す

第五十四條 船長が第二十一條の規定に違反したるときは十一日以上一年以下の重禁錮に處し又は參拾圓以上參百圓以下の罰金に處す

第五十五條 船舶に急迫の危険ある場合に於て海員が船長の許可を得ずして其船舶を去りたるときは十一日以上三年以下の重禁錮に處す

第五十六條 第十九條又は第二十條の場合に於て船長が人命又は船舶の保護に必要な手段を爲すに當たり海員が上長の命令に服従せざるときは十一日以上二年以下の重禁錮に處し又は五圓以上百圓以下の罰金に處す

第五十七條 船長が第二十三條第一項の規定に反して送還の命令を拒みたるときは參拾圓以上參百圓以下の罰金に處す

第五十八條 船舶所有者又は船長が第二十六條の規定に違反したるときは拾圓以上參百圓以下の罰金に處す

船舶法第三十條及び第三十一條の規定は前項の場合に之を準用す

第五十九條 船長が第三十三條に定めたる證明書を交付せず又は不正の記載を

爲したる證明書を交付したるときは五圓以上五拾圓以下の罰金に處す

前項の罪は被害者の告訴を待て之を論ず

第六十條 船長が第三十四條第一項の規定に違反したるときは五圓以上貳百圓以下の罰金に處す

第六十一條 海員が雇入手續の終はりたる後正當の理由なくして船長の指定したる時に於て船舶に乗込まざるときは貳圓以上貳拾圓以下の罰金に處す

第六十二條 船長が第五章に定めたる處分を爲すに當たり海員に助力を爲すべきことを命じたる場合に於て海員が其命令に服従せざるときは十一日以上六月以下の輕禁錮に處し又は五圓以上百圓以下の罰金に處す

第六十三條 船員、旅客其他船中に在りたる者が本法の規定に依り管海官廳より呼出を受け又は書類の提出を命ぜられたる場合に於て正當の理由なくして之に應ぜざるときは五圓以上五拾圓以下の罰金に處す

第六十四條 海員が船長の許可を得ずして二十四時間以上船中に在らざるときは貳圓以上貳拾圓以下の罰金に處す

○船員法

五十一

海員が脱船したるときは十一日以上六月以下の重禁錮に處す

海員が外國に於て前二項の罪を犯したるときは一等を加ふ

第六十五條 船長が正當の理由なくして船舶を遺棄したるときは一月以上二年以下の重禁錮に處す

船長が外國に於て正當の理由なくして海員を遺棄したるときは一月以上一年以下の重禁錮に處す

第六十六條 海員が船長の許可を得ずして兇器、爆發又は發火し易き物、劇藥其他の危險物を所持するときは五圓以上百圓以下の罰金に處す

第六十七條 故なく船體若しくは機關の要部を毀損し又は重要なる屬具を毀損若しくは放棄したる者は十一日以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五拾圓以下の罰金を附加す

前項の罪を犯し因て船舶の運航を妨げたるときは一等を加へ船舶を覆没し又は人を死に致したるときは重懲役に處す

第六十八條 船舶の運航を妨ぐる目的を以て前條第一項の罪を犯したる者は重

懲役に處し因て船舶を覆没し又は人を死に致したるときは刑法第六十九條の例に依りて處斷す

第六十九條 海員が上長に對して脅迫の罪を犯したるときは刑法各本條の例に照し一等を加ふ

刑法第三百二十九條の規定は前項の場合には之を適用せず

第七十條 海員が上長に對して毆打創傷の罪を犯したるときは刑法各本條の例に照し一等を加ふ

第七十一條 船長が旅客、海員其他船中に在る者に對して其職權を濫用し又は虐待を爲したるときは十一日以上三月以下の重禁錮に處し又は拾圓以上參百圓以下の罰金に處す

前項の罪を犯し因て人を疾病、死傷に致したる時は前條の例に依りて處斷す

七十二條 海員が相黨與して左の行爲を爲したるときは各號の區別に依りて處斷し首魁は一等を加ふ

一 職務に服せず又は上長の命令に服従せざるときは十一日以上六月以下

の重禁錮に處す

二 脱船したるときは一月以上一年以下の重禁錮に處す

三 第六十九條又は第七十條の罪を犯したるときは各本條の例に照し一等を加ふ

第七十三條 船員が著しく其職務を怠り因て毀損若くは覆没し又は人を死傷に致したるときは一月以上五年以下の重禁錮に處し又は拾圓以上千圓以下の罰金に處す

第七十四條 本章の規定中船長に適用すべきものは船長に代はりて其職務を行ふ者にも亦之を適用す

附 則

第七十五條 本法は商法施行の日より之を施行す

石數を以て積量を表示する船舶に關しては勅令を以て別に本法施行の期日を定むることを得

第七十六條 明治十二年第九條布告西洋形船海員雇入雇止規則は本法施行の日

より之を廢止す但本法施行前に同規則に定めたる罰則を適用すべき行爲ありたるときは本法施行の後と雖も其罰則を適用す

第七十七條 船員は本法施行の日より六ヶ月間は船員手帖の交付を申請することを要せず

前項の期間經過の後には船員は遲滞なく船員手帖の交付を申請することを要す
第七十八條 從來の海員名簿は本法施行の日より六ヶ月間は商法に定めたる海員名簿と同一の效力を有す

前項の期間内に公認ありたるときは其期間經過の後と雖も其後始めて公認あるまでは從來の海員名簿は仍ほ其效力を有す

第七十九條 本法の規定に依り管海官廳が行ふべき事務に付ては主務大臣は市町村長、市制又は町村制を施行せざる地方に在りては戸長又は之に準すべき者をして其事務を行はしむることを得

第八十條 本法の施行に關する細則は主務大臣之を定む

○船員法施行細則

(明治三十二年六月)
遞信省令第二十五號

第一章 總 則

第一條 船員法又は本則の規定に依る申請は特に明文を掲ぐる場合を除く外書面又は口頭を以て之を爲すことを得

第二條 代理人に依りて前條の申請を爲すときは代理人は其權限を證する書面を管海官廳に差出すべし

第三條 船員法及本則中最初に到着したる港の管海官廳を稱するは最初に到着したる管海官廳ある港の管海官廳を謂ふ

第四條 本則第二章乃至第四章の事務は管海官廳に於て當事者の申請に依り理由ありと認むるときは休暇日と雖も之を行ふことあるべし

第二章 船員手帖

第五條 船員法第三條第一項又は第六條に依り船員手帖の交付を申請せんとする者は第一號書式の申請書を最寄管海官廳に差出すべし

船員法第三條第二項但書の場合を除くの外申請者は同項に掲ぐる事項を證する戸籍吏の書面其他の公正證書を申請書に添附すべし但申請書に其證明を受けたるときは此限にあらず

第六條 未成年者は前條の規定に従ふ外左の事項を記載し法定代理人の署名捺印したる書面を申請書に添附すべし

- 一 未成年者の氏名及本籍地
- 二 船員と爲ることを許したる旨
- 三 船員と爲ることを許したる年月日
- 四 法定代理人の本籍及住所

第七條 船員法第七條に依り船員手帖の訂正を申請せんとする者は船員手帖を添へ同法第三條第二項但書の場合を除く外訂正を要する事項を證する戸籍吏の書面其他の公正證書を最寄管海官廳に差出すべし

第八條 船員法第九條又は第十條に依り船員手帖の交付又は書換を申請せんとする者は其事由及從來受有の船員手帖を交付したる管海官廳の名稱を最寄管

海官廳に説明し且書換を申請する場合には船員手帖を差出すべし
第五條第二項及第六條の規定は前項の場合に之を準用す但船員法第十一條但書の場合は此限にあらず

海員雇入期間中第一項の申請を爲すには書面を以てし船長之に連署すること
を要す

第九條 船員法第十二條又は第三十二條に依り船員手帖を返還せんとする者は
其事由を説明し最寄管海官廳に船員手帖を差出すべし

第十條 船員手帖餘白ふきに至りたるときは船員は現に受有する船員手帖を最
寄管海官廳の檢閲に供し更に其交付を申請すべし

第十一條 本章に掲ぐる申請は日本に於ける管海官廳に之を爲すべきものとす
第十二條 船員手帖の様式は第二號書式に依る

第三章 船 長

第十三條 船長は海員名簿、屬具目錄、航海日誌又は旅客名簿を船中に備へた
るとき遅滞なく書式に従ひ必要なる事項を之に記載すべし

前項に依り記載したる事項に変更を生じたるときは船長は遅滞なく之を訂正
すべし

第十四條 左の場合に於て船長は事實の發生後遅滞なく書式に従ひ航海日誌に
事實の顛末、發生の年月日時、場所其他關係の事項を記載すべし

- 一 豫定の航路を変更したるとき
- 二 人命又は船舶を救ひたるとき
- 三 衝突其他の海難に罹りたるとき
- 四 豫定せざる港に寄港したるとき
- 五 船舶に急迫の危険ありたる爲め船長に於て船舶を去りたるとき
- 六 船長に於て海員を懲戒したるとき
- 七 船員法第四十一條乃至第四十四條に依りて處分を爲したるとき
- 八 船員法第四十五條に依り援助を求めたるとき
- 九 船中に於て犯罪ありたるとき
- 十 船中に於て出生ありたるとき

十一 船中に於て死亡ありたるとき及死亡者の遺産を處分したるとき

十二 前各號に掲ぐる場合の外船中に於て異常の事變發生したるとき

第十五條 船長は旅客乗船したるときは其乗船後、下船したるときは其下船後遅滞なく旅客名簿に書式に定むる事項を記載すべし

第十六條 本章に掲ぐる書類を記載するに當り文字を訂正、挿入又は削除したるときは欄外に其旨及字數を記載し船長之に認印し訂正又は削除したる文字は之を讀み得べき様抹消すべし

第十三條第二項に依り書類を訂正したるときは前項の規定に従ふ外其行端に訂正を爲したる年月日を記載し船長之に認印すべし

第十七條 管海官廳に於て船員法第十六條第一項に依り航海日誌の檢閲を爲したるときは之に檢閲を爲したる旨及檢閲の年月日を記載し管海官廳の印を捺して之を船長に還付す

第十八條 船員法第十七條第一項又は第二項の報告は書面を以て之を爲すことを要す

前項の書面及船員法第十八條の報告書には左の事項を記載し船長之に署名捺印することを要す

一 船舶の番號、種類及名稱

二 船籍港

三 船舶所有者の氏名又は名稱

四 船長の氏名、住所並海技免狀の種類及機關に關する事項に付ては機關長の氏名、住所並海技免狀の種類

五 船舶の發航港並到達港及報告すべき事實の發生したる場所並年月日時

六 報告すべき事實の顛末

第十九條 報告書の認證は報告書に認證を爲したる旨及認證の年月日を記載し管海官廳の印を捺して之を爲す

第二十條 海員船中に於て死亡したるときは船長は遅滞なく重立ちたる海員二名以上の立會を以て其遺産を取調べ遺産目録を作るべし

遺産目録には左の事項を記載し船長之に署名捺印し遺産の取調べに立會ひたる

海員之に連署することを要す

- 一 死亡したる海員の氏名、本籍地、住所及死亡の年月日時
- 二 遺産の品名及各品の數量、若し金錢あるときは其金額
- 三 遺産目録を作りたる年月日

第二十一條 船長は戸籍法の規定に依り死亡に關する航海日誌の謄本を戸籍吏公使又は領事に送付する場合に於ては其港の管海官廳、其港に管海官廳なきときは其後最初に到着したる港の管海官廳に遺産目録を差出すべし

船中に死亡者ありたるも前項に掲ぐる謄本の送付を要せざるときは船長は遺産目録を作りたる港の管海官廳、其港に管海官廳なき場合又は航行中之を作りたる場合に在りては其後最初に到着したる港の管海官廳に遺産目録を差出すべし

第二十二條 前條に依り遺産目録を受けたるときは管海官廳は其管海官廳又は其指定する管海官廳に遺産を差出すべきことを船長に命ずることを得

第二十二條之二 船員法第二十三條第一項に依り日本臣民の送還すべきことを

命ぜられたる船長が公使、領事又は貿易事務官の指定したる港に到着したるときは其港に於ける警察署に送還の事由を説明し被送還者を引渡すべし
前項に依り被送還者を引渡したる船長が被送還者より送還費用の償還を得ざるときは被送還者の氏名、出生年月日、出生地、身分、本籍地、住所、扶養義務者の氏名、住所及送還の事實を記載したる書面を作り之を被送還者を引渡したる警察署に提出して其證明を申請することを得

船長が明治三十三年勅令第四百十五號の規定に依り臺灣總督府、北海道廳又は府縣に送還費用の請求を爲す場合には請求書に前項の書類を添附すべし

第二十三條 船長が就職又は退職の認證を申請せんとするときは第九條書式の申請書に就職又は退職及其年月日を證する書面を添へて船員手帖を最寄管海官廳に提出すべし

就職の認證を申請せんとする場合には船長は前項の規定に従ふ外其海技免狀を管海官廳の檢閲に供すべし

第二十四條 第十九條の規定は前條の認證の場合に之を準用す

第四章 海員

第二十五條 海員雇入の公認を申請せんとするときは雇者は海員名簿に書式に定むる事項を記載し左の書類を添へて雇入港の管海官廳、其港に管海官廳なきときは其後最初に到着したる港の管海官廳に之を提出すべし

一 第三號書式の申請書

二 被雇者海技免狀を有するときは其免狀

第二十六條 海員名簿及前條第一號の書面に被雇者の氏名及之に關する事項を記載するには左の順序に従ふべし

第一 甲板部海員

第二 機關部海員

第三 事務部海員

同一の部に屬する海員間に在りては上長を先にすべし

第二十七條 當事者代理人をして海員雇入の公認を受けしめんとするときは其理由を記載し且其權限を證する書面を代理人に交付し代理人は之を管海官廳

に差出すべし

第二十八條 海員雇入の公認を爲すに當り管海官廳に於て海員名簿に記載したる事項を當事者に讀聞かすには被雇者に付ては第二十六條の順序に依り之を爲す

當事者をして署名捺印せしむるには雇者を先にし被雇者を後にす被雇者間に在りては第二十六條の順序に依る

第二十九條 被雇者總員署名捺印したるときは管海官廳は海員名簿に海員雇入の公認を爲したる年月日を記載し管海官廳の印を捺して第二十五條第二號の書類と共に之を雇者に還付す

第三十條 船員法第二十九條に依り雇入の公認の認證を申請せんとするときは海員は船員手帖に書式に定むる事項を記載し公認を爲したる管海官廳に之を提出すべし

第三十一條 船員法第三十五條に依り公認の認證を申請せんとするときは海員は書式に従ひ船員手帖に現在の契約條項其他の事項を記載し最寄管海官廳に

之を提出すべし

前項の場合に於て船長は現在の契約條項を記載したる海員名簿を管海官廳に提出すべし

第三十二條 船員法第六條に依り船員手帖の交付を申請したる者其雇入期間中船員手帖の交付ありたるときは遅滞なく前條第一項の手續を爲し公認の認證を申請すべし

前條第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第三十三條 左の場合に於ては海員雇止の公認を申請すべし

- 一 海員雇入期間が満了したるとき
- 二 海員が死亡したるとき
- 三 海員雇入契約を解除したるとき
- 四 海員雇入契約が終了したるとき
- 五 雇入期間中に船舶が船員法の適用を受くることを要せざるに至りたる
とき

第三十四條 海員雇止の公認を申請せんとするときは雇者は海員名簿に書式に定むる事項を記載し左の書類を添へて前條に掲ぐる事實の發生したる港の管海官廳、其港に管海官廳なきときは又は航行中其事實發生したるときは其後最初に到着したる港の管海官廳に之を提出すべし

- 一 第四號書式の申請書
- 二 被雇者に關し記載を爲したる航海日誌

第三十五條 第二十六條乃至第二十八條及第三十條の規定は海員雇止の公認の場合に之を準用す

第三十五條の二 管海官廳あらざる港に於て雇止められたる海員は船長に對し左の事項を記載したる證明書の交付を請求することを得

- 一 雇入年月日
- 二 職務
- 三 雇止年月日
- 四 雇止事由

五 雇止地

前項の請求を受けたる船長は證明書を作り署名捺印して之を請求者に交付し其後第三十四條及第三十五條に依り該海員の雇止公認を受けたるときは遅滯なく其公認ありたる管海官廳の名稱及年月日を該海員に通知すべし
第一項に掲ぐる海員が前項の證明書及雇止公認の通知を受けたるときは船員手帖に書式に定むる事項を記載し前項の證明書及通知書を添へ其後最初に到着したる港の管海官廳に提出して雇止公認の認證を申請すべし

第三十六條 被雇者總員又は船員法第二十七條第一項但書の場合に在りては出頭したる當事者總員署名捺印したるときは管海官廳は海員名簿に海員雇止の公認を爲したる年月日並當事者の一方出頭せずして公認を爲したるときは其事由を記載し管海官廳の印を捺して第三十四條第二號の書類と共に之を雇者に還付す

第三十七條 船員法第三十條第一項に依り雇止の公認を申請する者は其中立を確むべき證據あるときは之を管海官廳に提出すべし

第三十八條 管海官廳に於て船員法第三十條第二項に依り當事者雙方を呼出したるときは當事者の争に關し各申立を爲さしむべし此場合に於て申請者の相手方は其中立を確むべき證據あるときは之を提出することを得

第三十九條 管海官廳に於て前條の手續を爲したる後申請を理由ありとするときは海員名簿に書式に定むる事項、船員法第三十條に依り海員雇止の公認を爲したるとき及公認の年月日を記載し管海官廳の印を捺して之を雇者に還付す

第四十條 海員雇入契約更新の公認を申請せんとするときは雇者は海員名簿に書式に定むる事項を記載し左の書類を添へて更新を爲したる港の管海官廳其港に管海官廳ふきとき又は航行中更新を爲したるときは其後最初に到着したる港の管海官廳に之を提出すべし

- 一 第五號書式の中請書
- 二 第二十五條第二號の書類
- 三 第三十四條第二號の書類

第四十一號 海員雇入契約變更の公認を申請せんとするときは雇者は海員名簿に書式に定むる事項を記載し左の書類を添へて變更を爲したる港の管海官廳其港に管海官廳なきときは又は航行中變更を爲したるときは其後最初に到着したる港の管海官廳に之を提出すべし

一 第六號書式の申請書

二 契約の變更被雇者の職務に係る場合に於て被雇者海技免狀を有するときは其免狀

第四十二條 第二十六條乃至第二十九條の規定は海員雇入契約の更新又は變更の公認の場合に之を準用す

第四十條第二號及第三號の書類又は前條第二號の書類は更新又は變更の公認ありたるときは之を雇者に還付す

第四十三條 海員雇入又は雇止の公認の認證を申請したるときは管海官廳は海員名簿又は船長の證明書に依り船員手帖の記載事項を調査し正當と認むるときは船員手帖に公認並公認の認證の年月日、管海官廳の名稱及第三十一條、第

三十二條又は第三十五條の二の場合に在りては公認の認證の事由を記載し管海官廳の印を捺し雇入の場合には之を雇者に交付し雇止の場合には之を海員に還付す

海員雇入契約の更新又は變更の公認の認證を申請したるときは管海官廳は海員名簿に依り船員手帖に更新又は變更の要旨、場所、年月日及公認の認證の年月日を記載し管海官廳の印を捺して之を雇者に交付す

管海官廳は年月日及管海官廳の名稱を刻したる印を以て第一項の公認の認證の年月日、管海官廳の名稱の記載及捺印に又第二項の公認の認證の年月日の記載及捺印に代ふることを得

第四十三條の二 船員が船員手帖を滅失又は毀損したるときは法令に特別の規定なき場合に於ても管海官廳に申請して船員手帖に原手帖に記載ありたる事項に關する認證を受くることを得

前項の申請を爲すには認證を受くべき事項を船員手帖に記載して提出し公認ありたる海員名簿、船長に於て證明したる海員名簿の謄本、毀損したる船員

手帖又は相當官廳の證明書を管海官廳の檢閲に供すべし

第一項の規定に依り認證の申請を爲したるときは管海官廳は前項の書類に依り新手帖の記載事項を調査し正當と認むるときは前條の手續に依り且認證の事由を記載して認證を爲す

第四十四條 船員法第三十四條第一項に依り公認を申請せんとするときは左の書類を添へ海員名簿を作りたる港の管海官廳、其港に管海官廳なきときは又は航行中之を作りたるときは其後最初に到着したる港の管海官廳に之を提出すべし

一 第七號書式の申請書

二 第二十五條第二號の書類

三 被雇者の船員手帖現存するときは其手帖

前項の海員名簿には現に雇入期間中に係る海員に付て書式に定むる事項及原管海官廳に海員名簿を提出する場合に在りては被雇者總員の氏名、其他の場合に在りては前項に依り提出する船員手帖を受有する被雇者の氏名を之に記

載すべし

第二十六條の規定は前二項の場合に之を準用す

第四十五條 第二十七條及第二十八條の規定は被雇者全部又は一部の船員手帖滅失又は毀損したる場合に之を準用す但原管海官廳に前條の海員名簿を提出するときは此限にあらず

第四十六條 船員法第三十四條第一項の申請に依り公認を爲したるときは管海官廳は海員名簿に同項の公認を爲したること及公認の年月日を記載し管海官廳の印を捺して第四十四條第二號及第三號の書類と共に之を船長に還付す

第四十七條 第十六條第一項の規定は認印及欄外の記載に關する規定を除く外第二十五條第三十條第三十一條第三十二條第三十四條第三十五條第四十條第四十一條又は第四十四條第二項に依り海員名簿又は船員手帖に記載を爲すに當り文字を訂正、挿入又は削除したる場合に之を準用す此場合には管海官廳に於て公認又は公認の認證を爲すに當り之に認印するにあらざれば文字の訂正、挿入又は削除は其效を有せず

第四十八條 公認及公認の認證は管海官廳に於て當事者の申請に依り理由ありと認むるときは管海官廳外の場所に於て之を行ふことあるべし

第五章 手数料

第四十九條 手数料の額左の如し

- 一 船員手帖の交付又は書換 一部に付 船員法第三條第二項の事項一箇に付 貳拾錢
 - 二 船員手帖の訂正 一通に付 五錢
 - 三 報告書の認證 一件に付 壹圓
 - 四 船長就職又は退職の認證 被雇者一人に付 貳拾錢
 - 五 公認 被雇者一人に付 拾錢
 - 六 公認の認證 一件に付 五錢
- 但船員法第三十四條の場合に於ては 被雇者一人に付 五錢
- 外國に於て手数料を納付すべきときは其額は左の規定に依る
- 一 報告書の認證 一通に付 貳圓
 - 二 船長就職又は退職の認證 一件に付 四拾錢

三 公認

但船員法第三十四條の場合に於ては

四 公認の認證

前二項の手数料は第四條又は前條の場合に於ては前二項に定むる所の二倍とす

第五十條 前條第一項第一號の手数料は第八號書式の手数料納付書に其金額に相當する收入印紙を貼用して之を納付すべし

前條第一項第二號乃至第六號の手数料は遞信大臣の告示する場所に於ては前項の規定に依り、其他の場所に於ては現金を以て之を納付すべし

前二項に依り貼用したる印紙は管海官廳に於て消印を爲すべきものとす但申請者に於て自己の便宜上消印を爲すは妨ふし

第六章 罰則

第五十一條 第十三條第二項第二十條第一項第二十一條第二十二條の二第一項第三十一條第二項又は第三十二條に違反したる者第二十二條の命令に違反し

○船員法施行細則

七十六

て管海官廳に遺産を差出さざる者又は第三十五條第二項に定めたる證明書の交付又は公認の通知を爲さざる者は貳圓以上貳拾圓以下の罰金に處す

附 則

第五十二條 本則は船員法施行の日より之を施行す

第五十三條 從來の海員名簿を提出して海員雇入の公認を申請せんとするときは雇者は被雇者(海員)氏名、浦役人檢印及事故摘要の欄を除く外其各欄に相當の事項を記載すべし

第五十四條 前條の場合に於ては雇者は明治年月日雇主と記載したる下、被雇者は被雇者(海員)氏名の欄に署名捺印すべし

第五十五條 從來の海員名簿を提出して海員雇止の公認を申請せんとするときは本則施行前に雇入の公認を受けたる者あると否とを問はず雇止の事由、場所及年月日を之に記載すべし

第五十六條 前條の規定は從來の海員名簿を提出して海員雇入契約の更新又は變更の公認を申請せんとする場合に之を準用す

第五十七條 前二條の場合に於て當事者をして署名捺印せしむるには各條の記載を爲したる次行に之を爲さしむべし

第五十八條 海員の雇止、雇入契約の更新又は變更の公認に關し第三十六條第三十九條第四十二條又は第四十六條に依り管海官廳に於て爲すべき記載及捺印は前條の署名捺印を爲したる次行に之を爲す

第五十九條 船員法施行の日より六个月内に海員雇止の公認を爲したるときは管海官廳は左の事項を記載し管海官廳の印を捺したる書面を海員に交付すべし

- 一 船舶の名稱、番號、積量、船籍港及船舶所有者の氏名又は名稱
 - 二 海員の氏名及本籍地
 - 三 雇入の公認ありたる年月日、場所、海員の従事したる職務及給料
 - 四 雇止の公認ありたる年月日、場所及雇止の事由
- 第六十條 從來の海員名簿にして二葉以上の用紙を綴合せたるものには管海官廳に於て公認を爲すとき其各葉に契印すべし

○船員法施行細則

七十七

第六十一條 第四章中海員名簿に關する規定は前八條に於て特に明文を掲ぐる場合を除く外從來の海員名簿に付て之を準用す

第六十二條 最後の雇止の公認ありたることを證する海員雇止證書又は第五十九條の書面に船員法施行後六个月内に雇入の公認を受くる場合及該期間満了後初めて雇入の公認を受くる場合に雇者より之を管海官廳に提出すべし
前項に依り提出したる海員雇止證書又は第五十九條の書面には管海官廳に於て雇入の公認を爲したるとき其裏面に公認の年月日及船舶の名稱を記載し管海官廳の印を捺して之を雇者に還付すべし (書式略)

○水先法施行細則拔萃

第二章 水先區

第十三條 水先區は左の七種とす

一 東京灣水先區 安房國洲の崎より相模國城ヶ島西端を経て諸磯崎に引

きたる線を以て境界とす

二 和泉灘水先區 紀伊國田倉崎より淡路國生石鼻に引きたる線及淡路國

江崎より播磨國明石川口の西岸に引きたる線を以て境界とす

三 内海水先區 紀伊國田倉崎より淡路國生石鼻に引きたる線淡路國潮崎より阿波國大磯崎に引きたる線伊豫國佐田岬より高島を経て豊後國地藏崎に引きたる線及長門國網代崎より筑前國岩屋崎に引きたる線を以て境界とす

四 下關水先區 豊前國部崎より北東に引きたる線及筑前國岩屋崎より長門國網代崎に引きたる線を以て境界とす

五 長崎港水先區 肥前國福田崎より伊王島北端に引きたる線及同國沖の島南端より香燒島南端を経て深堀に引きたる線を以て境界とす

六 島原海灣水先區 肥前國國崎より肥後國鵜瀬崎に引きたる線を以て境界とし三角港を包含せしむ

七 函館港水先區 渡島國尾花岬より葛登支岬に引きたる線を以て境界とす

○水先法施行細則拔萃

す

第三章 水先案内料

第十四條 水先案内料は總噸數千噸又は千噸未滿にして喫水十二呎又は十二呎未滿の船舶に付きては第一號表に定むる所に依り總噸數千噸若しくは千噸未滿又は喫水一呎若しくは一呎未滿を増す毎に同表に定むる額に百分の三を加ふ

第十五條 前條に於て喫水と稱するは各水先區に付き水先人水路を嚮導する爲め船舶に乘込みたるときより其嚮導を終るまでの間に於て船首又は船尾の有したる最深の喫水を謂ふ

第十六條 水先人船長の便宜に依り第一號表に掲ぐる各航路の一部を嚮導したるときは特約ある場合を除く外其全部に對する水先案内料を請求することを

第十七條 水先人水路嚮導中海難其他不可抗力に依り第一號表に掲ぐる各航路の全部を嚮導すること能はざるときは水先案内料は嚮導したる里程の割合に應ずべきものとす

第一號表

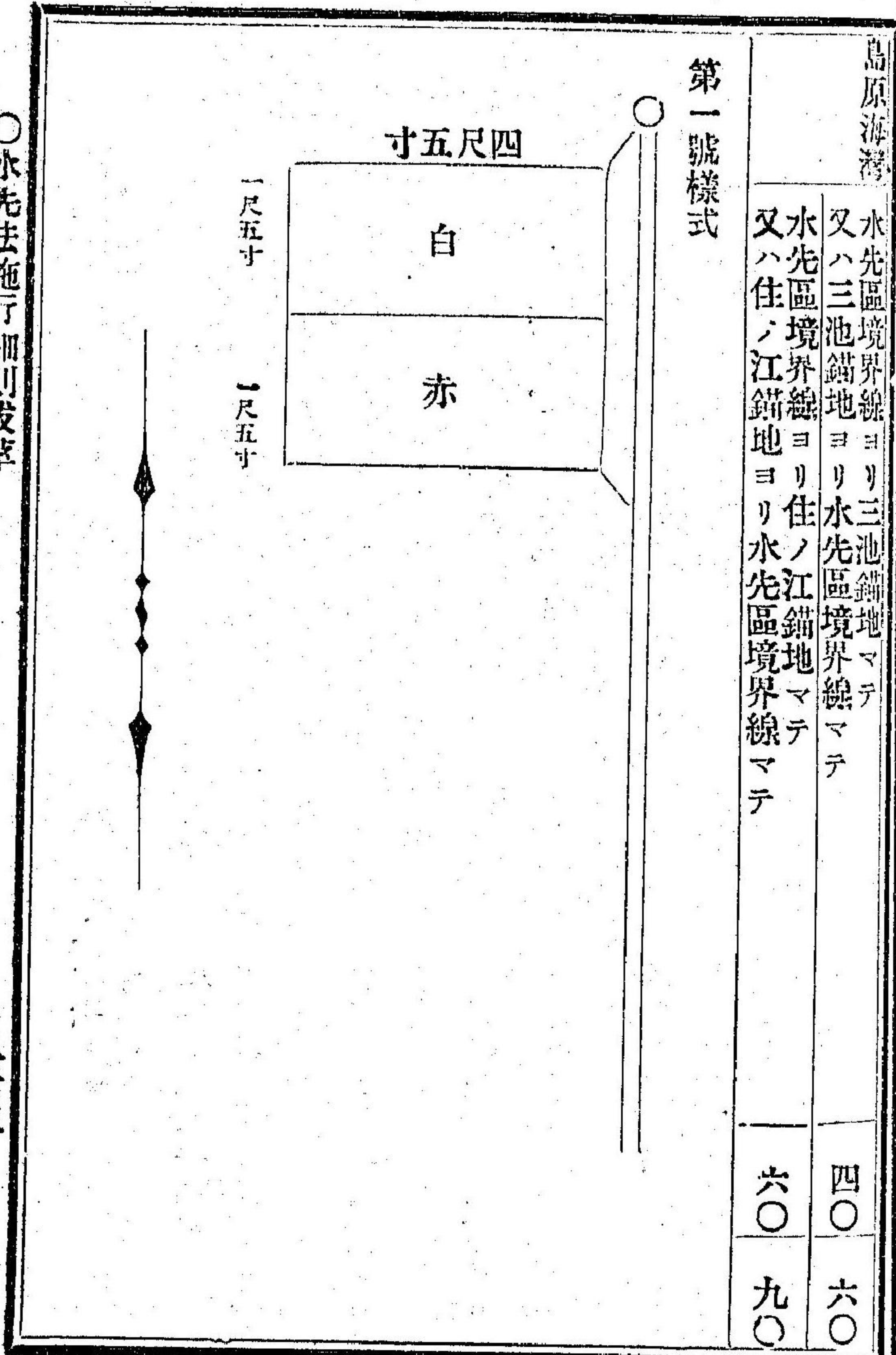
水先區	航路	水先案内料	
		汽船	帆船
東京灣	水先區境界線ヨリ横濱錨地マテ	三〇	五〇
	又ハ横濱錨地ヨリ水先區境界線マテ		
	水先區境界線ヨリ品川錨地マテ	四〇	六〇
	又ハ品川錨地ヨリ水先區境界線マテ		
	横濱錨地ヨリ品川マテ	一五	二五
	又ハ品川錨地ヨリ横濱錨地マテ		
	友ヶ島水道ヨリ神戸錨地マテ	三〇	五〇
	又ハ神戸錨地ヨリ友ヶ島水道マテ		
	友ヶ島水道ヨリ大阪錨地マテ	四〇	六〇
	又ハ大阪錨地ヨリ友ヶ島水道マテ		
	神戸錨地ヨリ大阪錨地マテ	二〇	三〇
	又ハ大阪錨地ヨリ神戸錨地マテ		
神戸錨地ヨリ門司若クハ下關錨地マテ	一〇〇	一七五	
又ハ門司若クハ下關錨地ヨリ神戸錨地マテ			
神戸錨地ヨリ内海水先區西境界線マテ	一〇〇	一七五	
又ハ内海水先區西境界線ヨリ神戸錨地マテ			
神戸錨地ヨリ若松錨地マテ	一一〇	一八五	
又ハ若松錨地ヨリ神戸錨地マテ			

○水先法施行細則拔萃

○水先法施行細則拔萃

和泉灘 内海	下	長崎港	函館港
門司、下關若クハ若松錨地ヨリ下關水先區西境界線マテ	二五	水先區境界線ヨリ港内錨地マテ	水先區境界線ヨリ三池錨地マテ
又ハ下關水先區西境界線ヨリ若松、下關若クハ門司錨地マテ	三五	又ハ港内錨地ヨリ水先區境界線マテ	又ハ三池錨地ヨリ水先區境界線マテ
門司若クハ下關錨地ヨリ若松錨地マテ	三五	又ハ津口ノ津錨地ヨリ水先區境界線マテ	又ハ住ノ江錨地ヨリ水先區境界線マテ
又ハ若松錨地ヨリ下關若クハ門司錨地マテ	二五	又ハ口ノ津錨地ヨリ水先區境界線マテ	又ハ住ノ江錨地ヨリ水先區境界線マテ
門司若クハ下關水先區東境界線ヨリ下關水先區東境界線マテ	二五	又ハ口ノ津錨地ヨリ水先區境界線マテ	又ハ住ノ江錨地ヨリ水先區境界線マテ
又ハ下關水先區東境界線ヨリ下關若クハ門司錨地マテ	三五	又ハ口ノ津錨地ヨリ水先區境界線マテ	又ハ住ノ江錨地ヨリ水先區境界線マテ
下關水先區東境界線ヨリ若松錨地マテ	四五	又ハ口ノ津錨地ヨリ水先區境界線マテ	又ハ住ノ江錨地ヨリ水先區境界線マテ
又ハ若松錨地ヨリ下關水先區東境界線マテ	四五	又ハ口ノ津錨地ヨリ水先區境界線マテ	又ハ住ノ江錨地ヨリ水先區境界線マテ
下關水先區西境界線ヨリ下關水先區東境界線マテ	四〇	又ハ口ノ津錨地ヨリ水先區境界線マテ	又ハ住ノ江錨地ヨリ水先區境界線マテ
又ハ下關水先區東境界線ヨリ下關水先區西境界線マテ	四〇	又ハ口ノ津錨地ヨリ水先區境界線マテ	又ハ住ノ江錨地ヨリ水先區境界線マテ
豐後水道北口ヨリ下關水先區東境界線マテ	五〇	又ハ口ノ津錨地ヨリ水先區境界線マテ	又ハ住ノ江錨地ヨリ水先區境界線マテ
又ハ下關水先區東境界線ヨリ豐後水道北口マテ	五〇	又ハ口ノ津錨地ヨリ水先區境界線マテ	又ハ住ノ江錨地ヨリ水先區境界線マテ
豐後水道北口ヨリ神戶錨地マテ	一〇〇	又ハ口ノ津錨地ヨリ水先區境界線マテ	又ハ住ノ江錨地ヨリ水先區境界線マテ
又ハ神戶錨地ヨリ豐後水道北口マテ	一七五	又ハ口ノ津錨地ヨリ水先區境界線マテ	又ハ住ノ江錨地ヨリ水先區境界線マテ
水先區境界線ヨリ港内錨地マテ	二〇	又ハ口ノ津錨地ヨリ水先區境界線マテ	又ハ住ノ江錨地ヨリ水先區境界線マテ
又ハ港内錨地ヨリ水先區境界線マテ	二〇	又ハ口ノ津錨地ヨリ水先區境界線マテ	又ハ住ノ江錨地ヨリ水先區境界線マテ
水先區境界線ヨリ津口ノ津錨地マテ	一五	又ハ口ノ津錨地ヨリ水先區境界線マテ	又ハ住ノ江錨地ヨリ水先區境界線マテ
又ハ口ノ津錨地ヨリ水先區境界線マテ	一五	又ハ口ノ津錨地ヨリ水先區境界線マテ	又ハ住ノ江錨地ヨリ水先區境界線マテ
水先區境界線ヨリ三角錨地マテ	二五	又ハ口ノ津錨地ヨリ水先區境界線マテ	又ハ住ノ江錨地ヨリ水先區境界線マテ
又ハ三角錨地ヨリ水先區境界線マテ	三五	又ハ口ノ津錨地ヨリ水先區境界線マテ	又ハ住ノ江錨地ヨリ水先區境界線マテ

第一號樣式



○水先法施行細則拔萃

○開港港則

(明治三十一年七月
勅令第百三十九號)

第一條 左に記載する外國通商を許したる諸港の經界は左の如く之を定む
横濱の港界は十二天(マングリン、プラフ)より燈船まで夫より正北に向ひ鶴
見川口の東岸まで引きたる一線内に含まる
神戸の港界は脇の濱の東角より西南に引きたる一線と和田岬より北東に引き
たる他の一線との二線を經界とふしたる面積内
新潟の港界は燈臺を中心とし二海里半の半徑を有する圓圈の一弧内に含まる
夷港の港界は椎泊村より北五十里村外界まで引きたる一線と加茂湖東岸港町
より同湖北西岸加茂村まで引きたる一線との内に含まる
大阪の港界は武庫川口目標(ツリー、ポイント)より南微西に向ひ引きたる一
線と大和川口より引きたる一線と武庫川口目標(ツリー、ポイント)より六海
哩大和川口より五海里の所に於て相接する其二線内に含まる
長崎の港界は小瀬戸浦の南東端より鼠島の外端を経て長刀岩まで夫より東微

南に引きたる線以内

函館の港界は阿野間崎より南方沖合半海里の所より上磯村有川口の東岸まで
引きたる一線内に含まる

清水の港界は眞崎より正北に引きたる一線以内

武豊の港界は布土村より正東に引きたる一線以内

名古屋港界は西突堤燈臺を中心として二海里半の半徑を有する圓圈の一弧内
四日市の港界は燈臺を中心として二海里半の半徑を有する圓圈の一弧内

糸崎の港界は糸崎よりカイノ山の巔に引きたる一線以内

下の關の港界は彦島弟子待の鼻より巖流島の南東端まで夫より北東微北に向
ひ引きたる一線及彦島海士浦の鼻より北東に引きたる一線以内

門司の港界は白木崎より北西四鏈の所より門司崎に引きたる一線と正南に引
きたる他の一線との二線を經界とふしたる面積内

若松の港界は燈臺を中心として二海里の半徑を有する圓圈の一弧内及平野川
口の東岸より北西に引きたる一線以東

○開港港則

八十六

博多の港界は殘島の北端より滿切に引きたる一線及小戸鼻より殘島の南端に引きたる一線以内
唐津の港界は高島の北端より正東及正西に引きたる二線以内
口の津の港界は宮崎鼻より正南に引きたる一線と白間崎より正東に引きたる他の一線との二線を經界とふしたる面積内
三池の港界は北突堤燈臺を中心として一海里半の半徑を有する圓圈の一弧内
三角の港界は瀬戸の鼻より大矢野島コンピラ鼻まで際崎の鼻より戸馳島野崎まで同島兎鼻より千束島六四郎鼻まで夫より大矢野島塔ヶ崎まで引きたる四線以内
嚴原の港界は虎崎より耶良崎(一名寢釋迦鼻)に引きたる一線以内
佐須奈の港界は立塚崎よりトロク崎に引きたる一線以内
鹿見の港界は長崎島より塔崎に引きたる一線以内
那覇の港界は先原崎より千の瀬の北端に引きたる一線及安里川口より千の瀬の北端に引きたる一線以内

濱田の港界は黒崎より馬島の西端に引きたる一線と馬島の北端(千疊敷鼻)より入道鼻に引きたる一線以内
境の港界は燈臺を中心として一海里半の半徑を有する圓圈の一弧内及外の江の西端より正北に引きたる一線以東
宮津の港界は片島鼻より日置崎に引きたる一線以内
敦賀の港界は赤崎より蛭子崎に引きたる一線以内
七尾^南灣の港界は能登島松ヶ崎より東南に引きたる一線以西及屏風崎峽以東
伏木の港界は燈臺を中心として一海里半の半徑を有する圓圈の一弧内
小樽の港界は平磯岬よりカヤシバ岬に引きたる一線以内
釧路の港界は燈臺より正西二海里に引きたる一線以北及該線の西端より正北に引きたる一線以東
室蘭の港界はエンルム崎より大黒島を經てホテイシ崎に引きたる一線以内
第二條 各船舶は入港するに當り其國旗及信號符字を揚ぐべし定期郵便船は會社旗を以て信號符字に代用するこゝを得

○開港港則

八十七

○開港港則

八十八

右國旗及信號符字又は會社旗は船舶の着港を港長に届出たる後にあらざれば之を引下すべからず

着港届は日曜日及大祭日を除くの外着港後二十四時間内に之を差出すべし但し着港届を差出したる後にあらざれば如何なる船舶たりとも税関手續の便利を與へざるものとす

第三條 各船長は其着港に際し自由交通の許可を受くるまでは其船舶と他の船舶或は陸地との間に於ける一切の交通を差止むべし

第四條 港長の端艇は港の入口近傍に出向き居り港長は各船舶の入港するに當り其泊船所を示定すべし而して各船舶は止むことを得ざる場合を除くの外特許なくして其泊船所を去るべからず但し港長に於て必要と認むるときは船舶をして其泊船所を移さしむることを得

第五條 港長は其執務の間常に制服を著け其端艇には別紙雛形の如き旗を掲ぐべし

港長は何時たりとも船舶の運動繫船の適否及碇泊所に關する指揮が果して實

行せられ居るや否を檢查することを得

第六條 如何なる船舶も公けの航路に投錨し若くは其他航海の自由を障礙すべからず

「ダブ、ブームス」を接き出したる船舶にして其「ダブ、ブームス」が航海の自由を障礙するときは港長の請求に従ひ之を取込むべし

第七條 港界内に碇泊し又は運航する各船舶は日没と日出の間には海上衝突豫防に關する法令に規定したる各種の船燈を掲ぐべし

第八條 暴雨風の來らむるとき或は警報信號を掲げたるときは各船舶に於て直に一箇又は一箇以上の豫備錨を投下するの準備を爲すべし尤も漁船は此外別に蒸氣を發生せしむべし

第九條 常用に超過し爆發物又は容易に燃焼すべき物料を積載したる一切の船舶は港界外に來り其處にて港長の指揮を待べし斯く指揮を待つ間右船舶は日出と日没の間にはBの信號を日没と日出の間には紅燈を前檣の頂上に掲べし各船舶は港長の指定したる場所にあらざれば前記の物料を積入れ又は荷卸す

○開港港則

八十九

○開港港則

九十

べからず

港長は港界内に於て前項の場所を指定し難しと認むるときは港界外に於て適當の場所を指定することを得

前項に依り指定したる場所は港界内に在るものと看做す

第十條 休繋中又は修繕中の船舶及總て「ヤット」、倉庫船、貨船及端艇等は特に港長の指定したる泊船所に碇泊すべし

第十一條 船舶が港界内に於て火を失したるときは救援の來るまで船鐘を打鳴すべし且つ日出と日没の間にはN.M.の信號を掲げ日没と日出の間には斷りず紅燈を上下すべし

警察官の救援を要するときは日出と日没の間にはG.の信號を掲げ日没と日出の間には藍火若くば閃火を示すべし

前記の如き信號に用ゆる場合の外港長の允許を得るにあらざれば港界内に於て銃砲及煙火等を發すること得ず

第十二條 帝國政府に於て流行病若くば傳染病（虎列刺、天然痘、黃熱、猩紅熱、ペストの類）ある地

と布告したる地より來着し又は航海中船中に該病ありたる船舶は港界外に來り日出と日没の間には黃旗を日没と日出の間には紅白二燈を上下に連れ前橋の頂上に掲ぐべし又前記の船舶は當該衛生官吏の臨檢を受くべし

衛生官吏臨檢の爲め其船舶に近寄りたるときは適當の豫防を施し得る爲めに航海中現に該病發生の有無及該病の性質如何を該官吏に通知すべし

右船舶は自由交通の允許を受くるまで黃旗若くば前記の燈火を引下すべからず且つ當該衛生官吏の允許を得るにあらざれば何人たりとも上陸せしめ又は一切他の船舶と交通するを許さず

前數項の規定は港界内に碇泊する船舶中に於て前記の流行病及傳染病の内何病にても發生したるときに之を適用す

右船舶は港長より其旨命令に接するときは其泊船所を移轉すべし

牛羊等傳染病ある地方より來着し又は航海中該病を發生したる船舶は當該衛生官吏の允許を得るにあらざれば牛羊等又は其死體、皮革又は骨を陸揚し又は他船に積換ゆることを許さず

○開港港則

九十一

○開港港則

九十二

第十三條 港界内に於て死體、荷足、灰燼、塵芥等を海中に投棄すべからず
石炭、荷足其他之に類する物料を積卸するときは其海中に脱落するを防ぐ爲
め必要の豫防を爲すべし

何船舶にても港に害ある一切の物料を海中に投棄し又は怠慢に依り脱落せし
めたるときは港長より其旨命令に接せば該船舶に於て之を取除くべし若し取
除かざるに於ては港長は該船舶の費用を以て之を取除かしむることを得

第十四條 船舶出港せんとするときは其旨港務局に届出て且つ出帆旗を引揚ぐ
べし

一定の時日に出帆する漁船は其着港及出帆に對し單に一回の届出を爲すを以
て足れりとす

第十五條 一港内又は其附近の公けの航路の妨害とふるべき總ての難破物又は
其他の物件は港長の指定せる時間内に其所有主に於て之を取除くべし若し港
長の指定せる時間内に此命令を遵行せざるに於ては港長は所有主の費用を以
て之を取除かしめ又は破壊せしむることを得

第十六條 港務局は定期郵便漁船の爲めに適切にして且つ充分なる浮標の繫船
器若干を備へ置き之を使用する所の船舶をして成規の使用料を拂はしむべし

第十七條 燈船、信號用浮標又は立標には鏈、綱其他の船具を繋ぐべからず
船舶若し燈船、浮標、立標埠頭及其他の造營物に乗掛け又は之を毀損したる

ときは其修繕又は再設の爲めに必要の費用は該船舶に於て之を支辨すべし

第十八條 本則の規定を犯したるときは貳圓以上貳百圓以下の罰金に處す

第十九條 船舶に科する罰金、使用料又は費用に付ては船長も亦其責を負ふも
のとす

第二十條 本則に依り船舶に科したる罰金、使用料又は費用を完納するか或は
之に對し港長の満足すべき擔保物を港長に差出すにあらざれば其船舶の出港
を許さず

第二十一條 本則に於て港長と稱するは助役及代理者をも包含し船長と稱する
は其名稱の何たるを問はず船舶を指揮監督する者の義にして港と稱するは本
則第一條中に列記せる諸港の一を指す

○開港港則

九十三

第二十二條 各港に於て其一部分を軍艦の碇泊所として取除け置くべし

第二十三條 本則の規定中軍艦に適用せらるべきものは第四條、六條、十二條

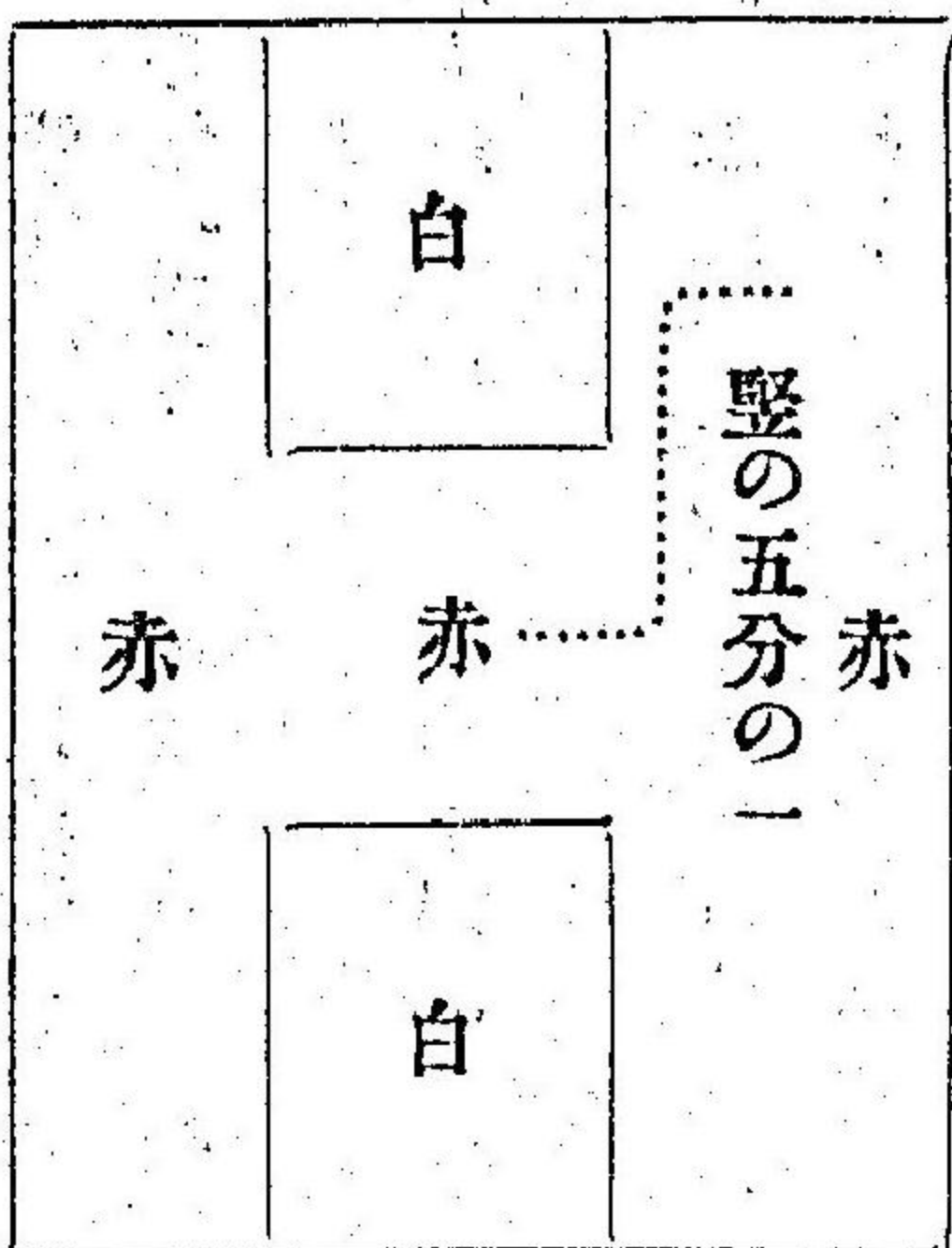
第二十一條の規定及第十三條第一項及二項の規定に限る

第二十四條 本則施行の時期及場所は遞信大臣之を告示す

本則實施に關する細則は遞信大臣之を發布す

(別紙)

第五條の旗章雛形



豎の五分の一

流れの三分の一

流れの三分の一

○開港港則施行細則

(明治三十一年九月 遞信省令第十六號)

第一條 港務局官吏船舶に臨檢したるときは檢疫に關する許可證を査閱すべし

第二條 港長の示定したる泊船所を移轉せんとするときは船長は願書を港務局に差出し豫め允許を受くべし

第三條 船舶の着港届は第二號書式に依り港務局に差出すべし

第四條 開港港則第九條に於て爆發物と稱するは「フランスマチングセラチン」、
彈藥包、爆發管、「ダイナマイト」、烟火、導火管、「セリクナイト」、「ナイトロ
カリセリン」、火藥、綿火藥、無烟火藥、雷管の類を謂ひ容易に燃焼すべき物
料と稱するは生石油(「ブルマ」油、「ラングリン」)、石油、「ナフタ」、的列並底油、
依的兒、偏蘇爾、石油偏陳、「アセトン」、酒精及硫化炭素の類其他華氏九十五度
以下の熱度に依り發火すべき氣體を發するものを謂ふ

第五條 船舶に設備する大砲一門毎に火藥五十發分導火管類七十箇、小銃一挺
毎に火藥百發分雷管百五十箇及信號用の榴彈、火箭、焰管、救命焰を除く

外爆發質の物料は總て之を常用外き看做す

容易に燃焼すへき物料は船舶所用の目的を證明し得るものの外總て之を常用外き看做す

第六條 信號用の外港界内に於て銃砲及烟火等を發せんとするときは願書を港務局に差出し豫め允許を受くべし

第七條 港界内に於て船舶を休繋し又は修繕せんとするときは豫め其旨を港務局に届出つべし

第八條 開港港則第十二條第六項の船舶及碇泊中獸類傳染病の發生したる船舶は速に其旨を港務局に届出つべし

第九條 動物の死體灰燼塵芥等を取棄んとする船舶は港務局に於て承認したる塵船を使用すべし

塵船を使用せんとする船舶は船内見易き處にFの信號若くは藍を掲げて目標となすべし

第十條 繫船浮標を使用せんとする船舶は豫め港務局の允許を受くべし

前項の允許を受けたる船舶は港務局の告知を受けたるときは遲滯なく成規の使用料を納入すべし

繫船浮標使用料に關する規程は別に之を定む

第十一條 繫船浮標使用の允許を受けたる船舶は港長の指定したる繫船浮標に限り之を使用することを得

港長は必要に依り使用すべき浮標の變更を命ずることを得

第十二條 船舶出港せんとするときは第四號書式の出港届を港務局に差出すべし

第十三條 一定の日時に發着する漁船にして其着港及出港に付一回の届出を爲す者は第六號書式に依るべし

第十四條 出港したる船舶避難修繕其他事故の爲め出港後十二時間内に歸港したるときは其事由を記載したる届書を港務局に差出し着港届に代ふることを得

第十五條 開港港則第二十條に規定する擔保物は帝國の通貨及帝國政府の公債

○開港港則施行細則

證書に限る

第十六條 本則の規定は第二條第八條及第九條を除くの外軍艦には之を適用せず

第十七條 第一條の規定は沿海通航船には之を適用せず

第十八條 船籍證書を受有するに及ばざる船舶及一定の港津間に往復する沿海通航船は船主より豫め港務局に届出て允許を受くるに於ては第三條及第十二條第一項の手續を省略することを得

第十九條 警報信號、正午標準時、港界内の航路、泊船所碇泊所の區域、船舶の運動及繋船の方法は各港に付き港長之を定む

第二號書式

- 一 着 港 届
- 一 船の種類
- 一 船 名
- 一 船 主

第四號書式

- 一 國 籍
 - 一 船籍港名
 - 一 總噸數
 - 一 登簿噸數
 - 一 發航地名(原發航地)及發航年月日
 - 一 發航地名(最後發航地)及發航年月日
- 右 年 月 日 時當港に入船候間此段及御届候也
- 年 月 日 時當港に入船候間此段及御届候也
- 何港務局宛
- 何港務局宛
- 出 港 届
- 一 船 名
- 右 年 月 日 時(何地)へ向け當港出船可致候間此段及御届候也
- 年 月 日
- 何港務局宛
- 船 長 某
- 船 長 某

○開港港則施行細則

○開港規則施行細則

第六號書式

着發届

一船名

一船主

一國籍

一船籍港名

一總噸數

一登簿噸數

一發航地名(原發航地)及發航年月日
一到達地名(最後發航地)

右年月日時當港入船年月日時出船可致候間此段及御届候也

年月日

船長某

何港務局宛

○横濱港規程

(明治四十一年六月五日)

第一條 横濱港界内を別て四區とす

第二條 北方防波堤上立標より南三十五度西に向ひ新波止場まで直線を引き此の線より北五十五度西に當る防波堤内を第一區とす

前項直線より南五十五度東に當る防波堤内を第二區とす

東防波堤上白色燈臺より北八十五度東に向ひ港界線まで引きたる一線より南方に當る防波堤外を第三區とす

北防波堤上赤色燈臺より北八十五度東に向ひ港界線まで引きたる一線より北方に當る防波堤外を第四區とす

第三條 前條に定むる第一區及第二區を汽船總噸數三百噸未満の帆船及雜種船の碇泊所とす

第三區を軍艦の碇泊所とす

第四區を爆發物又は容易に燃燒すべき物料を搭載する船舶及總噸數三百噸以

○横濱港規程

上の帆船の碇泊所とす

驅逐艦及水雷艇は第一區又は第二區内に於て港長の指定したる場所に碇泊することを得

第四條 港長は港内の状況に依り必要と認むるときは前條の規程に拘らず泊船所を指定することあるべし

第五條 防波堤内に入る航路は兩防波堤の極端に在る各燈臺より北八十五度東及南八十五度西に走る二竝行線内とす但し航路の延長は防波堤外に於ては該燈臺より半海里防波堤内に於ては二鍾半とす

第六條 前條の航路内に於ては入港船は防波堤外に於て出港船の航路を避くべし

曳船は航路内に於て被曳船を放つべからず帆船は航路内に於て縫航すべからず

第七條 入港の船舶は港界線沖繫泊の番船附近に來り港長より錨地の指定を受くべし

荒天の場合に於ては港長は番船に於て萬國船舶信號を以て入港船舶の泊船所又は假泊所を指定することあるべし

第八條 港内に碇泊する船舶は常に双錨を投じて碇泊すべし但し港長の許可を得たるものは此の限にあらず

第九條 泊船所の指定を受くべき船舶日没後來着したるときは日出まで防波堤外に於て航路を避け停船すべし但し定期郵便船其の他緊急を要する船舶にして港長より入港の許可を得たるものは此の限にあらず

總噸數八百噸未満の沿海通航船は晝夜に拘らず港長の指定を待たずして豫め所定の泊船所に入進することを得

第十條 漁船港界内に入りたるときは速力を減じ防波堤の入口を通過し若し防波堤内を運航するときは船の安全なる針路を保つに足るの速力に止め又帆船は帆を減じ若し曳船を用ゐて徐行すべし

第十一條 船舶は港界内に於て二艘以上竝航すべからず又航路内及防波堤内に於て他船の前路を横切り又は追越を爲すべからず

第十二條 埠頭棧橋の突端又は繫留船の一端を回航する船舶は之を右に見て航行するときは小廻り左に見て航行するときは大廻りを爲すべし

第十三條 繫船浮標に繫留中の船舶機關の回轉を試みんとするときは浮標に損害を及ぼさざる様相當の措置を爲すべし

荒天に際し尙ほ本船の錨を投ぜむとするときは浮標に結着したる錨鎖を適宜に延長したる後投錨すべし

第十四條 船舶機裝休繫又は修繕の場合に於て必要と認むるときは港長に於て相當の船員を乗込ましむることあるべし

第十五條 船舶は浮標又は棧橋等に綱を取るに際し必要外に之を延長し又必要の時間外に渉るべからず

第十六條 本規程に定むるもの、外船舶の航方に關しては海上衝突豫防法に依るべし

第十七條 港界内に在る船舶風波災害其の他止むを得ざる場合に於て港長の許可を待たずして錨地を變じたるときは遲滯なく其の事由を港長に届出べし

第十八條 船舶は濫りに他船の船尾若は船側に繫留し水路の妨害を爲すべからず

第十九條 防波堤内に於て曳船を爲さむとするものは解船端船等は五艘其の他の船舶は一艘に限る但し港長の許可を受けたるものは此の限にあらず

第二十條 港界内に於て漁艇解船端船其の他樁權を以て運行する船舶は漁船及帆船の航路を避くべし

第二十一條 防波堤内に於て爆發物若は容易に燃焼すべき物料を運搬せむとするものは港長の許可を受くべし

第二十二條 船舶搭載せる竹木を港界内水上に卸さむとするときは又は筏及水面に浮びたる竹木を港界内に繫留し又は夜間運行せむとするときは港長の許可を受くべし

第二十三條 船舶は海上衝突豫防法の規定其の他法令に規定ある場合を除くの外濫りに漁笛若は漁角を吹鳴することを得ず

第二十四條 船舶は西波止場税關棧橋の周圍六百尺以内に停留すべからず

○横濱港規程

- 第二十五條 第五條の航路内及其の周圍一鏈以内の海面に於ては漁獵を爲し又は船舟を停留すべからず
- 第二十六條 港界内に於て特設信號を用ゐむとするものは港長の許可を受くべし
- 第二十七條 港界内及港界附近に於て難破物又は沈没品を引揚げむとするものは港長の許可を受くべし
- 第二十八條 船舶は埠頭運河の入口船渠又は棧橋等に向ひ航行するもの、外は濫りに其の附近に停泊又は繫留すべからず
- 第二十九條 解船端船夜間港界内を航行するときは舷上見得易き所に燈火を掲ぐべし
- 第三十條 警報信號は西波止場神奈川県測候所構内に在る信號竿に之を掲ぐ
- 第三十一條 報時信號は別に定めたる手續に依り東波止場に設置したる報時球に依り本邦中央標準時の正午時を報ず
- 第三十二條 本規程の方位は凡て眞方位とす

第三十三條 第五條、第六條、第七條第一項、第八條、第九條第一項、第十條乃至第十六條に違背したる者は十圓以下の罰金に處し第十七條乃至第二十九條に違背したる者は拘留又は科料に處す

附 則

- 第三十四條 本規程は明治四十一年七月一日より之を施行す
- 第三十五條 明治三十一年九月横濱港務局告示第一號横濱港規程は本規程施行の日より之を廢止す

○横濱報時球信號手續

- 一、報時球は日曜日及大祭日を除き毎日本邦中央標準時の正午時（東經百三十五度に於ける平時正午時即ち英國綠威平時の十五時）に墜下せしむ
- 二、報時球の位置は北緯三十五度二十六分四十秒九八八東經百三十九度三十九分零秒三三〇とす

○横濱報時球信號手續

○神戸港規程

百八

- 三、報時球の球は黒色に塗り櫓は白色とす
- 四、球は常に下部横木上に据置き正午時約五分前(午前十一時五十五分)より之を上部横木下まで引揚げ東京天文臺より電氣作用を以て之を墜下せしむ其の墜下し始むる瞬時を以て正午時とす
- 五、報時信號に過誤ありたるとき又は故障の爲め該信號を爲し能はざるときは球櫓の下桁端に萬國船舶信號W旗を掲ぐ

○神戸港規程

(明治四十一年六月五日)

- 第一條 神戸港の經界は北東は脇ノ濱に南西は和田岬に建設したる立標を以て之を表示す
- 第二條 神戸港界内を三區に分ち第六條に規程する航路を除き軍艦商船及雜種船の碇泊所とす
- 一、第一區は海上より舊湊川尻東端に建設したる頭部圓形赤黒横線立標を北

- 八十九度四十三分西(眞方位以下同じ)に見たる一線より北方一圓とす
- 二 第二區は海上より前記の立標を北八十九度四十三分西に見たる一線と同立標を北零度十七分東に見たる一線との中間とす
- 三 第三區は海上より前記の立標を北零度十七分東に見たる一線より西方一圓とす

第三條 前條に定むる第一區及第三區を商船及雜種船の碇泊所とし第二區を軍艦の碇泊所とす

港内第一區の極東部と第三區の極南部を航洋帆船及容易に燃焼すべき物件を搭載せる船舶の碇泊所に充つ

第四條 雜種小形船は第一區及第三區の沿岸に沿ふて碇泊すべし

第五條 港長は港界内の狀況に依り必要と認むるときは前二條の規程に拘らず泊船所を示定することあるべし

第六條 總噸數八百噸以下の漁船にして神戸第三波止場及兵庫陸揚場又は其の附近に往復するものは左の航路を取るべし

○神戸港規程

百九

○神戸港規程

百十

- 一 第一種航路は舊湊川尻北岸に建設したる頭部三角形二基白色立標を海上より北四十九度四十三分西に見通したる一直線と同所南岸に建設したる頭部三角形二基の赤色立標を海上より北四十九度四十三分西に見通したる一直線との一鏈間とす
 - 二 第二種航路は辨天濱防波堤端と同所海岸北端に建設したる頭部三角形二基の白色立標を第一種航路より北十九度四十三分西に見通したる一線の東方半鏈間とす
 - 三 第三種航路は兵庫島上町に建設したる頭部三角形二基の赤色立標を第一種航路より南八十五度十七分西に見通したる一直線の東方半鏈間とす
- 第七條 入港の各船舶は和田岬沖繫泊の番船附近に來り港長より錨地の示定を受くべし
- 前項の示定は該番船に於て信號旗を掲げ之を爲すことあるべし
- 大阪方面より入港の各船舶に對しては舊湊川尻見張所に於て前項の信號を掲げ錨地を指示す

總噸數八百噸未満の沿海航通船は本條の錨地示定を受けず入港することを得但開港港則第九條及第十二條に該當するものは此限にあらず

第八條 信號を以て泊船所を示定するときは特定信號に依る

前項の特定信號は別に之を定む

第九條 泊船所の示定を受くべき船舶日没後來着したるときは日出まで港界外に於て停船すべし但定期郵便船其他緊急を要する船舶にして港長より入港の許可を得たるものは此限にあらず

第十條 第六條に規程する漁船及其他の漁船帆船等にして第二種航路運行に際し川崎造船所船渠の埠頭に設置したる旗竿に「ILF」の萬國船舶信號旗を掲げたるときは第二種航路外を通行すべし

夜間紅白緑の三燈を各三尺宛隔て、縦に連掲したるとき亦同じ

第十一條 漁船港界内に入りたるときは速力を減じ又帆船は帆を減じ若ば曳船を用ひて徐行すべし

第十二條 總噸數五百噸以上の船舶は常に双錨を投じて碇泊すべし但港長の許

○神戸港規程

百十一

可を得たるものは此限にあらず

第十三條 埠頭棧橋の突端又は繫泊船の一端を廻航する船舶は之を右に見て航行するときは小廻り左に見て航行するときは大廻りを爲すべし

第十四條 港界内に於て特設信號を用ひむとするものは港長の認可を受くべし

第十五條 港界内及港界附近に於て難破物又は沈没品を引上むとするものは港長の許可を受くべし

第十六條 港界内に在る船舶風破災害其の他止を得ざる場合に於て港長の許可を待たずして錨地を變じたるときは遲滞なく其の事由を港長に届出べし

第十七條 港界内に於て爆發物若は容易に燃焼すべき物件を運搬せむとするものは港長の許可を受くべし

第十八條 港界内に於て曳船を爲さむとするものは舢舨端船等は五艘其の他の船舶は一艘に限る但港長の許可を受けたるものは此限にあらず

第十九條 船舶は埠頭運河の入口船渠又は棧橋等の附近に濫りに停泊又は繫留すべからず

第二十條 船舶は濫りに他船の船尾若は船側に繫留し水路の妨害を爲すべからず

第二十一條 繫船浮標に繫留中の船舶機關の回轉を試むとするときは浮標に損害を及ぼさざる様相當の措置を爲すべし

荒天に際し尙本船の錨を投ぜむとするときは浮標に結着したる錨鎖を適宜に延長したる後投錨すべし

第二十二條 船舶は浮標又は棧橋等に綱を取るに際し必要外に之を延長し又は必要の時間外に渉るべからず

第二十三條 第六條第一項に規程したる漁船にして海上より兵庫陸揚場に至らむとするに際し神戸第三波止場より海上に向ひ航行する同種の漁船と舊湊川尻附近に於て行達ふときは漁笛短聲を四發して其の兵庫陸揚場に至るべきことを他船に示すべし

第二十四條 船舶は海上衝突豫防法其他の法令に規定ある場合を除くの外濫りに漁笛若は漁角を吹鳴することを得ず

○神戸港規程

百十四

第二十五條 港界内に於て漁艇解船端船其他櫓權を以て運行する船舶は漁船及び帆船の航路を避くべし

第二十六條 船舶其の搭載せる多數の竹木を水上に卸さむとするとき及び筏又は多數の竹木を港界内に繋留し若は運行せむとするときは港長の許可を受くべし

第二十七條 解船端船夜間港界内を航行するときは舷上見易き所に常に亮明の白燈一個を掲ぐべし

第二十八條 港界内に於て船舶艤裝休繋又は大修繕を爲す場合に於て必要と認めるときは港長に於て相當船員の乗込を命ずることあるべし

第二十九條 本規程に定むるもの、外船舶の航方に關しては海上衝突豫防法に依るべし

第三十條 本規程第六條第七條の一項第九條第十條第十一條第十二條第十三條第二十二條第二十三條第二十八條及第二十九條を犯したるものは拾圓以下の罰金に處し第四條第十四條乃至第二十一條第二十四條乃至第二十七條を犯し

たるものは拘留又は科料に處す但法人に係るときは代表者を以て被告人とす
附 則

第三十一條 本令は明治四十一年七月一日より之を施行す

第三十二條 明治三十一年神戸港務局告示第一號神戸港規程及明治十二年八月二十二日甲第三百三十九號神戸出入蒸氣船吹笛規則は本規程施行の日より廢止す

○特定信號

- A 第一區内に適宜投錨すべし
- B 第二區内に適宜投錨すべし
- C 第三區内に適宜投錨すべし
- D 第二區神戸部に適宜投錨すべし
- E 第二區兵庫部に適宜投錨すべし
- F 第一區の極東部に投錨すべし
- G 第三區の極南部に投錨すべし

○神戸港規程

百十五

○神戸報時球信號手續

百十六

- 小野濱棧橋に維繫すべし
- T 鐵道棧橋に維繫すべし
- W 和田棧橋に維繫すべし
- 一官設繫船浮標に示定するときは港務部旗の下に萬國船舶信號の數字信號法に依り繫留すべき浮標の番號を表示す
- 一私設繫船浮標に示定するときは所有會社旗の下に繫留すべき浮標名に該當せる萬國船舶信號旗を表示す

○神戸報時球信號手續

- 一、報時球は日曜日及大祭日を除き毎日日本邦中央標準時の正午時（東經百三十五度に於ける平時正午時即ち英國綠威平時の十五時）に於て降下す
- 二、報時球の位置は北緯三十四度四十一分十秒八二三東經百三十五度十分四十八秒〇二五
- 三、報時球の球は赤色に塗り橋は白色とす

- 四、報時球の球は常に下部横木上に据置き正午時約五分前（午前十一時五十五分）より之を上部横木下まで引揚げ東京天文臺より電氣作用を以て之を降下せしむ其降下し始むる瞬時を以て正午時とす
- 五、報時信號に過誤ありたるるとき又は故障の爲め該信號を爲し能はざるときは球橋の下桁端に萬國船舶信號のW旗を掲ぐ

○長崎港規程

（明治四十一年五月二十二日）

- 第一條 長崎港界内を左の三區に分つ
- 第一區 小菅修船所入口北角の立標より遠見鼻立標に引きたる一線以北
- 第二區 女神立標より神崎鼻立標に引きたる一線以北第一區境界線迄
- 第三區 港界線以内第二區境界線迄
- 第二條 第一區は漁船及總噸數五百噸未満の帆船並雜種船の碇泊所とす但し總噸數八百噸未満の沿海通航漁船は銅座川口より浦上川口に引きたる一線以東帆船、雜種船は沿岸附近に限る

○長崎港規程

百十七

第二區は軍艦の碇泊所とす但し總噸數五百噸未満の帆船及雜種船は戸町澳に限り碇泊することを得

第三區は軍艦の豫備碇泊所並總噸數五噸以上の帆船及爆發物若は容易に燃焼すべき物料を積載し又は粉塵を飛散すべき物料を積卸する船舶の碇泊所とす但し總噸數五百噸未満の帆船及雜種船は沿岸に限り碇泊することを得

第三條 入港船舶は女神外に於て港長より其の碇泊所の示定を受くべし
總噸數八百噸未満の沿海通航船は碇泊所の示定を受けずして入港し規定の區域内に碇泊することを得但し開港港則第九條及第十二條に該當するものは此の限に在らず

第四條 港長は港内の狀況に依り必要ありと認むるときは前二條の規定に拘はらず碇泊所を示定することあるべし

第五條 碇泊所の示定を受くべき船舶日没後來着したるときは日出まで港内第三區に於て航路を避け碇泊すべし但し定期郵便船其の他緊急を要する船舶にして港長より入港の許可を得たるものは此の限に在らず

第六條 港長は時宜に依り入港船舶に對し女神見張所より特定信號を以て碇泊所を示定することあるべし其の特定信號は別に之を告示す

第七條 港界内に出入する漁船及總噸數五百噸以上の帆船は左の航路を取るべし但し香焼瀬戸を通過するものは第一號の航路に依らざることを得

一 神崎鼻以外に在りては高鋒島及神崎鼻の南東端を連ぬる一線（方位北六十五度東）と陸の尾島北西端と女神鼻の約南西に突出する地點の外端とを連ぬる一線（方位北六十一度東）との中間

二 神崎鼻以内に在りては神崎鼻と女神鼻の約南西に突出する地點の外端とを連ぬる線上に於て神崎鼻を約一鏈離れたる點より警報信號標を北四十五度東の方位に見通し第一區の境界線に至る一線と該線より南東へ一鏈離れ之に並行する一線との中間

第八條 港界内を運航するときには漁船は速力を減じ帆船は帆を減じ若は曳船を用ひて徐行すべし

神崎鼻以内に於ては逆風に溯り帆走することを不得す

第九條 岬角、埠頭、棧橋の突端又は碇泊船の一端を回航する船舶は之を右舷に見て航行するときは小廻りを爲し左舷に見て航行するときは大廻りを爲すべし

第十條 港界内に於て二艘以上の汽船同一の方向に航行するときは並行すべからず

第十一條 港界内に於ては汽艇、發動機艇及櫂櫂を以て運轉する船舶は汽船帆船の航路を避け帆船は汽船の航路を避くべし

第十二條 船舶は埠頭、河口、船渠又は棧橋に向ひ航行せんとするときは除くの外濫りに其の附近に停泊し若し繫留すべからず

第十三條 船舶は濫りに他船の船尾若し船側に繫留し通航の妨害を爲すべからず

第十四條 船舶は濫りに繫船浮標に繫留すべからず
船舶繫船浮標に繫留中機關の回轉を爲さむとするときは浮標に損害を及ぼさざる様相當の措置を爲すべし

荒天に際し仍本船の錨を投ぜむとするときは浮標に結着したる錨鎖を適宜に延長したる後投錨すべし

第十五條 船舶は浮標又は棧橋に繫留するに際し必要以外に其の綱索を延長し若し必要の時間外に渉るべからず

第十六條 船舶は港界内に於て海上衝突豫防法其他特に法令の規定ある場合を除くの外濫りに汽笛又は汽角を吹鳴すべからず

第十七條 港界内に於て曳船を爲すときは港長の許可を得たる場合を除くの外繫船端船は三艘水船倉船は二艘航洋船は一艘を越ゆることを得ず

第十八條 夜間港界内を航行する總噸數二十噸未満の帆船及櫂櫂を以て運轉する船舶は船上見易き箇所に白燈一箇を掲ぐべし但し縣令に別段の規定あるものは此の限に在らず

第十九條 港界内に於ては總噸數五百噸以上の船舶は双錨泊を爲すべし但し港長の許可を得たるときは此の限に在らず

第二十條 港界内に於て漁業を爲すべからず但し陸岸より竿釣、投釣又は投網

を爲すは此の限に在らず

港長は漁業の種類に依り支障ふしと認むるときは前項の規定に拘はらず之を許可することあるべし

第二十一條 港界内に於ては港長の許可を得たる場合を除くの外燈場以外に於て燈船を爲すべからず

第二十二條 港界内に於て爆發物を運搬せむときは港長の許可を受くべし

第二十三條 船舶に積載せる竹木を港界内水上に卸さむときは港長の許可を受くべし筏又は水面に浮びたる竹木を港界内に繫留又は運搬せむときは亦同じ

第二十四條 港界内並港界附近に於て難破物若は沈没品を引揚げむときは港長の許可を受くべし

第二十五條 港界内に於て定繫場を設けむときは港長の許可を受くべし

第二十六條 港界内に於て特設信號を用ぬむときは港長の許可を受くべし

第二十七條 船舶艀装、休繋又は修繕の場合に於て必要ありと認むるときは港長は相當船員の乗込を命ずることあるべし

第二十八條 港界内に於て瀛船を進水し若は船渠に出入せむときは其の旨港長に届出づべし

第二十九條 港界内に於ける船舶風波、災害其の他止むを得ざる事由に依り許可を待たずして錨地を變更したるときは遲滞なく其の事由を港長に届出づべし

第三十條 港界内に於ける船舶の航方に關しては本令に定むるもの、外海上衝突豫防法の規定に依るべし

第三十一條 廢船其の他船舶に等しき形体を有する工作物は船舶に非ずと雖も本令の規定を準用す

第三十二條 本令に定むる方位は眞方位とす

第三十三條 警報信號は長崎縣廳構内に在る正式警報信號標に之を掲ぐ

第三十四條 第三條、第七條、第八條第一項、第九條、第十條、第十四條第二項第三項、第十五條、第十九條、第二十七條、第三十條に違背したる者は拾圓以下の罰金に處す

第三十五條 第八條第二項、第十一條乃至第十三條、第十四條第一項、第十六條乃至第十八條、第二十條乃至第二十六條、第二十八條、第二十九條に違背したる者は拘留又は科料に處す

第三十六條 本令の罰則は之を法人に適用す法人を罰すべき場合に於ては其の代表者を以て被告人とす

附 則

第三十七條 本令は明治四十一年七月一日より之を施行す

第三十八條 明治三十九年縣令第五十六號長崎港規程は本令施行の日より廢止す

特定信號

A 第一區内に適宜投錨すべし

B 第二區内太田尾灣に航路を避け投錨すべし

C 第二區内戸町灣に航路を避け投錨すべし

D 第三區内に航路を避け適宜投錨すべし

一官設繫船浮標に示定するときは港務部旗の下に萬國船舶信號の數字信號旗を掲げ繫留すべき浮標の番號を表示す

一私設繫船浮標に示定するときは所有會社旗の下に繫留すべき浮標名に該當せる萬國船舶信號旗を表示し浮標の名稱なきものは單に所有會社旗のみを表示す

○門司港規程

(明治四十一年六月十日)
福岡縣令第二十六號

第一條 門司港界内を分ちて左の三區とす

第一區 白木埼標柱より北二十二度二十七分東距離壹鏈十分の八の處に碇置せる紅色柱燈浮標に該浮標より北四十七度二十七分東距離七鏈十分の一の處に碇置せる白色柱燈浮標に及び夫より南七十一度三十三分東門司稅關波

止塲標柱に引きたる各線内

第二區 第一區以外にして柁ヶ鼻より南四十二度二十七分西彦島弟子待標柱に向ひ引きたる一線と白木崎標柱より北二十七度三分西に引きたる他の一線と相會したる線内

第三區 第二區以外港界線内

第二條 前條に定むる第一區は總噸數八百噸未満の船舶第二區は總噸數八百噸以上の汽船第三區は軍艦及總噸數八百噸以上の帆船の碇泊所とす但驅逐艦及水雷艇の碇泊所は第一區内の中央以西とす

第三條 總噸數五十噸未満若くは積石數五百石未満の船舶及舢舨は前條の規程に拘らず白木崎標柱より北五十四度二十七分東門司税關波止塲標柱に引きたる線内及該標柱より北一度三十三分西陸軍兵器製造所大煙突に引きたる線内に碇泊すべし

第四條 下關海峽西口より入港せんとする船舶は六連島燈臺の附近に又同東口より入港せんとする船舶は部崎燈臺の附近に來り各其國旗及信號符字を掲げ

港長より泊船所の示定を受くべし

第五條 荒天に際し入港せんとする船舶に對しては見張所にある旗竿の下桁に信號旗を掲げ泊船所を示定す

前項の信號は告示を以て之を定む

第六條 若松港及下關港より入港せんとする船舶は港界外に來り其國旗及信號符字を掲げ港長より泊船所の示定を受くべし

第七條 總噸數八百噸未満の沿海通航船は港長の示定を待たずして第二條及第三條に規定せる泊船所に入り投錨することを得

第八條 港長は港界内の狀況に依り必要と認むるときは規程の區域に拘はらず泊船所を示定することあるべし

第九條 泊船所の示定を受くべき船舶は日出前日没後入港することを得ず但定期郵便汽船又は緊急を要する船舶に對しては港長其入港を許可することあるべし

第十條 下關海峽東口より入港せんとする汽船は壇ノ浦燈臺に並びたるときよ

り又港界内より東口に向ひ出港せんとする漁船は柁ヶ鼻に並びたるときより何れも門司崎を通過する迄漁笛又は漁角長聲を三發宛間斷なく吹鳴すべし

第十一條 總噸數五百噸以上の船舶は常に双錨泊を爲すべし但特に港長の許可を受けたるものは此限りにあらず

第十二條 港界内にある船舶風波災害其他止むを得ざる場合に於て港長の許可を待たずして錨地を變更したるときは遲滞なく其事由を港長に届出べし

第十三條 繫船浮標に繫留せる船舶機關の運轉を爲さんとするときは浮標に損害を及ぼさざる様相當の措置を爲すべし

荒天に際し尙ほ本船の錨を投ぜんとするときは浮標に結着したる錨鎖を適宜に延長したる後投錨すべし

第十四條 船舶は濫りに左の場所に停留すべからず

一 門司洲北東浮標(紅白横線)より四分の三鏈の圈内

二 門司洲南西浮標(黑白横線)より南西二鏈以内

三 船溜の入口又は棧橋附近

第十五條 漁船港界内に入りたるときは速力を減じ又帆船は帆を減じ若くは曳船を使用して徐行すべし

第十六條 港界内に於て漁艇浮船端船其他櫓權を以て運航する船舶は漁船及帆船の航路を避くべし

第十七條 港界内に於て曳船を爲さんとするときは港長の許可を受けたる場合を除くの外左の制限に従ふべし

一 航洋船は一艘

二 浮船又は端船は四艘

三 被曳船を横列して曳くときは二列二艘

第十八條 棧橋の突端又は繫泊船の一端を回航する船舶は之を右舷に見て航行するものは小廻り之を左舷に見て航行するものは大廻りを爲すべし

第十九條 港界内に於て爆發物又は容易に燃焼すべき物件を運搬せんとするときは港長の許可を受くべし

第二十條 船舶に搭載せる多數の竹木を港界内水上に卸さんとするときは港長

の許可を受くべし筏又は水面に浮びたる竹木は港長の許可を受くるにあらざれば港界内に繋留し又は夜間運航することを不得す

第二十一條 船舶休繋若しくは修繕等の場合は港長に於て必要なる船員の乗組を命ずることあるべし

第二十二條 船舶又は其他の物件を濫りに他船の船側若しくは船尾に繋留して水路の妨害を爲すべからず

第二十三條 船舶は港界内に於て海上衝突豫防法其他法令に規程ある場合の外濫りに漁笛又は漁角を吹鳴すべからず

第二十四條 港界内に於ては曳網を以て漁業を爲すことを不得す

第二十五條 港界内に於ける船舶の航方に關しては本規程に定むるもの外海上衝突豫防法に依るべし

第二十六條 港界内及其附近に於て難破物又は沈没品の引揚を爲さんとする者は港長の許可を受くべし

第二十七條 港界内及其附近に於て特設の信號を用ゐんとする者は港長の認可

を受くべし

第二十八條 港界内及其附近に於て海難其他の事變發生したる場合は速に港長に届出づべし

第二十九條 本規程に定むる方位は眞方位とす

第三十條 本規程第四條第六條第九條乃至第十一條第十三條第十五條第十八條第二十一條の命令及第二十五條に違背したる者は拾圓以下の罰金に處す

第三十一條 前條の規程は之を法人に適用す法人を罰すべき場合に於ては其代表者を以て被告人とす

第三十二條 本規程は明治四十一年七月一日より之を施行す

特別 信號

A 第一區内に碇泊すべし

B 第二區内に碇泊すべし

C 第三區内に碇泊すべし

D 第二區内若しくは第三區内に適宜碇泊すべし

E 第二區内門司洲南西浮標の正南以東に碇泊すべし

○門司港口潮流信號規程

百二十四ノ八

- F 第二區内門司洲南西浮標の正南以西に碇泊すべし
- G 第三區内白木崎沖に碇泊すべし
- H 港界外葛葉沖に碇泊すべし
- K 第一號浮標に繫留すべし
- L 第二號浮標に繫留すべし
- M 第三號浮標に繫留すべし

○門司港口潮流信號規程

(三十七年十一月二十六日) 福岡縣告示第二九六號

本縣港務部六連島及部崎の両出張所信號竿に來る十二月一日より晝間左記特別信號を掲げ下關海峽早瀬瀬戸に於ける潮の漲落及潮流の概況を示す

信號

- (一) 漲潮中は白色球を掲げ落潮さふれば之を卸す
- (二) 潮流東より西へ流るゝときは赤色圓錐の尖部を上方に向け又西より東なるときは逆に之を掲げ憩潮さふれば之を卸す
- (三) 大潮時に於て潮流の極めて激甚なる間は白色旗を増揚す
- (四) 事故の爲め信號をふし得ざる場合には赤色旗を揚ぐ

明治三十七年十一月二十六日

福岡縣知事 河嶋 醇

○若松港取締規則

第一條 若松港を分ちて内港、本港及外港とし其區域左の如し

- 一 金比羅山下標柱と牧山鼻標柱との連結線以西港界線迄の水面を内港とす
- 二 若松町渡船場の標柱より河畔島(通稱中の島)西端を経て戸畑町渡船場の標柱に至る連結線以西金比羅山下標柱と牧山鼻標柱と連結線までの水面を本港とす
- 三 若松町渡船場の標柱より河畔島西端を経て戸畑町渡船場の標柱に至る連結線以东港界線までの水面を外港とす

第二條 本港を更に左の二區に分ち第一區内白色浮標を以て圍まれたる線以内

を漁船(總噸數七十噸未満)の碇泊所とし其他の部分及第二區を總噸數七十噸未満の漁船及帆船雜種船の碇泊所とす

- 一 第一區は航路の以南本港と内港及本港と外港との限界線及陸岸により圍まれたる區域内

○若松港取締規則

百二十五

○若松港取締規則

百二十六

二 第二區は航路の以北陸岸により圍まれたる區域内

第三條 港界内の航路は黒赤色の浮標に依り區劃したる水面を以て本航路とす若松町より戸畑町に接續する國道筋渡船及若松町字辨財天海岸並に若松税關支署側面波止場より往復する小蒸瀛船小廻船の航路其他滯船の出入口は航路を開き置くべし

第四條 總て船舶は左に掲ぐるものを除く外航路内に碇泊若しくは停船することを得ず

一 港内の工事に従事する船舶

二 沈没品の引揚に従事する船舶

三 遭難船舶の救助に従事する船舶

四 事變の爲め運轉自由を得ざる船舶

前項第一號乃至第四號に掲ぐる船舶(總噸數十噸未滿積石數百石未滿を除く)航路内に碇泊若しくは停船中は海上衝突豫防法第四條第一項の規定に依り船燈又は形象を掲ぐべし

第五條

着港したる船舶(總噸數百噸以上積石數千石以上)は其船の種類、船名、船主、國籍、船籍港名、總噸數、登簿噸數、發航地名、寄港地名及發航年、月、日、時を記し出港のときは船名及出航年、月、日、時、出向地名を記し船長又は其代理者より所轄警察署に届出べし

定期に航海する船舶は豫め前項の届出をふし以後之を省略することを得

第六條 入港せんとする瀛船(總噸數百噸以上)は突堤終端沖に於て晝間に在ては國旗及信號符字を掲げ夜間に在ては瀛笛長聲を三發すべし但定期郵便船は晝間會社旗を以て信號符字に代用することを得

前項の國旗及信號符字又は會社旗は瀛船の着港を所轄警察署に届たる後に非ざれば之を引下すことを得ず

出港せんとする瀛船は其旨所轄警察署に届出且出船旗を引揚ぐべし

第七條 總て瀛船は港界内に於て規定ある場合の外猥りに瀛笛を吹鳴すべからず

第八條 入港せんとする船舶は「ヤード」を旋回し「ダブーム」を引入れ端艇を

○若松港取締規則

百二十七

取入るべし但他の船舶の障礙ならざる場合は此限に非ず

前項の船舶は両船首錨及船尾に豫備錨の準備を爲すべし

第九條 總て船舶は外港を除く外双錨を投じて碇泊すべし

本港第一區に於て繫留船浮標に繫留する汽船は其首尾を繋ぐべし

此場合は前項に依るを要せず

第十條 港界内に於ては荷足、灰燼、塵芥等を海中に投棄す可らず

船舶に於て石炭、荷足其他之に類する物料を積卸しするときは其海中に脱落せざる様豫め必要の防備を爲すべし

第十一條 港の妨害さふるべき難破物又は海中に投棄若くは脱落したる物料は

當該船舶又は其所有者に於て直に之を取除くべし

第十二條 燈船、燈臺、浮標又は立標には鏈、網其他の船具を繫留す可らず

第十三條 港内に於ては汽船は他船に危害を加ふる如き速力を以て航行す可からず又帆船は減じて徐行し若し曳船を使用すべし

第十四條 滯船は港界内に在ては四隻以上連結して並行することを得ず

第十五條 總て船舶は港界内に於て他船の航行及投錨を妨げ又は前路を横切ることを得ず

第十六條 荷船、端艇又は小蒸氣船は止むを得ざる場合の外他船の後部に接して繫留すべからず

第十七條 船舶航界に於て火を失したるときは救援の來るまで船鐘を打鳴すべし且晝間はNMの信號を掲げ夜間は斷へず紅燈を上下すべし

第十八條 港界内に於ては海上衝突豫防法の規定に依り信號に用ゆる場合の外銃砲及烟火等を發することを得ず

第十九條 常用に超過し爆發物及容易に燃焼すべき物料(爆發物と稱するは「グラスチング、セラチン」彈藥包、爆發管、「ダイナマイト」烟火、無烟火藥導火管「セリクナイト」「ナイトロログリセリン」火藥、棉火藥、雷管の類を謂ひ容易に燃焼すべき物料と稱するは生石油(ブルマ)油(ラングーン) 石油「ナイタ」的列並底油、依的兒、偏蘇爾、石油偏陳、「アセトン」酒精及硫化炭素の類其他華氏九十五度以下の熱度に依り發火すべき氣體を發するものを謂ふ)を積載する船

○若松港取締規則

百三十

船は外港に於て航路を避け碇泊すべし但特に警察官の許可を得たるときは此限にあらず

前項の船舶港界内に碇泊し又は航行するときは晝間はBの信號旗夜間は紅燈を前檣の頂上に掲ぐべし

第二十條 港界内に於て曳船を爲す漁船は左の制限を越ゆることを得ず

一 被曳船が航洋船なるときは一隻

二 前項以外の船舶あるときは其積量二十万斤以上に在ては三隻其以下に在ては二列五隻單列のとき亦た同じ

第二十一條 前條曳船を要する曳綱の長さは曳船と被曳船第一船との距離を十六尋以内とし其以下相互間の距離を十二尋以内とす

第二十二條 小廻船は漁船の船側に接して四隻以上並列すべからず

第二十三條 港界内の航路に於ては漁業をふすことを得ず

第二十四條 警察官に於て必要と認むるときは碇泊中の漁船に臨檢し又は一時船舶の航行を停止せしむることあるべし

第二十五條 第三條第二項第四條第九條第十條第十一條第十三條第十四條第十

五條第十九條第二十條に違背し又は第二十四條の臨檢を拒み若は航行停止の命令に従はざる者は拾圓以下の罰金に處す

第二十六條 第五條第六條第七條第八條第十二條第十六條第十八條第二十一條

第二十二條第二十三條に違背したる者は科料に處す

第二十七條 船舶に在ては海員の行爲と雖も船長若は船長の事務を行ふもの其責に任ず

附 則

第二十八條 明治三十三年(五月)縣令第三十七條若松港灣取締規則は本則施行の日より廢止す

○名古屋港取締規則

(愛知縣令第百號)
明治四十年十一月二十日

縣令第百號 明治四十年十一月二十日

○若松港取締規則○名古屋港取締規則

百三十一

名古屋港取締規則左の通定め明治四十年十二月一日より施行す

但第十二條第一項に依る入港汽船は當分の内名古屋市築地燈臺に向て信號すべし

第一章 總 則

第一條 明治四十年勅令第三百三十三號名古屋港の區域を内港及外港に區分す

内港は東西兩突堤を以て抱擁したる水面の區域とす

外港は内港に屬せざる水面の區域とす

第二條 内港は更らに之を二區に分つ

一 第一區は紅白色の浮標を以て圍まれたる線以内とし之を總噸數五十噸及其以上の汽船の碇泊所とす

二 第二區は第一區の區域以外とし之を總噸數五十噸未滿の汽船及帆船雜種船の碇泊所とす但當分の内百噸までの汽船は東突堤船通内濠筋附近に碇泊することを得

第二區に碇泊すべき船舶は揚荷若は積荷の都合に依り其の積卸を終る迄一時

第一區内に碇泊するを得

第三條 港内にある船舶にして風波其他災害の爲め避難せんとする場合に限り適宜所定の碇泊場を變更することを得但其の事故の止みたるときは速かに所定の碇泊區域に移錨するものとす

第四條 港内の秩序を保持する爲め必要あるときは特に碇泊場を指定するこゝとあるべし

第五條 東西兩突堤頭部より第一區に達する迄の航路は紅白の浮標に依り區劃したる中央水面を以て本航路とす

第六條 警察官に於て必要と認むるときは碇泊中の船舶に臨檢し又は一時船舶の航行を停止せしむることあるべし

第七條 總て船舶は航路内に碇泊若くは停船することを得ず

總て船舶は左に掲ぐる場所に於て投錨若くは停留することを得ず

- 一 東西兩突堤頭部より第一區に達する航路
- 二 棧橋の附近

三 運河口及各湊筋

左に掲ぐる事項に該当する船舶は第一項及第二項の規定を妨げず

- 一 港内の工事に従事するとき
- 二 沈没品の引揚に従事するとき
- 三 遭難船舶の救助に従事するとき
- 四 災害の爲め運轉自由を得ざるとき

前項各號の一に該当する船舶航路内に碇泊若し停船中は海上衝突豫防法第四條第一項の規定に依り船燈又は形象を掲ぐべし

第八條 棧橋は鐵棧橋の全体及其付屬器具器械を總稱す

埠頭は張石全部建築物及其他の地上物件を總稱す

共同物揚場は其付屬物件を包含するものとす

第二章 港灣取締

第九條 港内に於て左の各號の一に該当する行爲を爲すべからず

- 一 航路第一區及防砂堤の各浮標、立標、浮杭、測量標、量水標、燈臺、燈

竿、運河橋梁、人造石護岸又は堤塘、水刎、東西両突堤に船舶又は浮筏の類を繫留すること但繋船輕繫船環を除く

- 二 港灣内に設置したる各種の浮標、立標、標杭を損壞し移轉し其性質を變更し之を蔽遮し若し之に船筏其の他の物を衝突せしめ攀躋し之を汚穢すること

三 石塊の類を以て錨に代用すること

- 四 土砂、瓦礫、塵芥、灰燼、荷足、神佛供物其の他汚穢物死屍を投棄すること

五 傳染病患者の排泄物及之に觸接したる衣類器物の類若し之を洗滌したる汚水等を投棄すること

- 六 東西両突堤、人造石護岸、堤塘、護岸捨石等に附着する介藻の類を採取すること

七 端艇其の他船舶の競漕を爲すこと但し警察官署の許可を得たる場合は此限にあらず

- 八 銃砲及烟火等を發すること。但祝砲又は海上衝突豫防法の規定に依り信號に用ふる場合又は特に警察官署の許可を得たるときは此限にあらず。
 - 九 特に規定ある場合を除く外猥りに流笛を吹鳴すること。
 - 十 東西両突堤及人造石護岸上に於て舟筏を曳くこと。
 - 十一 東西両突堤人造石護岸及堤塘の法先き十間以内に於て「ゴカイ」及其他の海虫を掘捕ること。
 - 十二 第七條第二項各號の場所及第一區若は其附近に於て捕魚採藻及引網等を爲すこと。
- 第十條 港内に於て左の各號の一に該當する行爲を爲さんとする者は其の位置方法期限を記載し圖面を添へ警察官署の許可を受くべし。
- 一 竹木を立て又は足場其の他一時の工作場を設けんとすること。
 - 二 潜水機其の他器械類を用ひ沈没物件の引揚を爲さんとするとき。
 - 三 日本形二百石積以上西洋形二十噸以上の船舶を進水せんとするとき。
 - 四 施餓鬼又は船行列を爲さんとするとき。

五 修船を爲さんとするとき。

六 桴筏竹木を繋留せんとするとき。

前項第一號、第六號の場合其の所有者若は管理者の住所氏名を記載したる標札を見易き箇所に附着すべし。

第十一條 常用超過する爆發物及容易に燃焼すべき物料を積載する船舶は外港に於て浮筋を避け碇泊すべし但特に警察官署の許可を得たるときは此限にあらず。

前項の船舶港界内に碇泊し又は航行するときは晝間はBの信號旗夜間は紅燈を前橋に掲ぐべし。

爆發物は「プラスチックセラチン」彈藥包爆發管「ダイナマイト」烟火、無烟火藥、導火管、「セリグナイト」「ナイトログリセリン」火藥、綿火藥、雷管の類とし容易に燃焼すべき物料は生石油（「ブルマ油」「ランクーン油」「ロワク」油を包含す）石油「ナフタ」「ターペンタイン」依的兒、偏蘇爾、石油偏陳、「アセトン」、酒精及硫化炭素の類其の他華氏九十五度以下の熱度に依りて發火すべき氣体を發す。

るものゝ類とす

第十二條 内港に入港せんとする漁船は總て西突堤燈臺に向ひ晝間に在ては國旗及信號符字を掲げ夜間に在ては漁笛長聲を三發し燈臺よりの信號を待て航路に入るべし但總噸數五十噸以下及自己の便宜に依り第二區に碇泊せんとし東突堤船通しより入るものは此限にあらず

前項の國旗及信號符字は漁船の着港を警察官署に届出たる後に非ざれば之を引下すことを得ず

出港せんとする漁船は其の旨警察官署に届出且つ出帆旗を引揚ぐべし

第十三條 入港せんとする船舶は「ヤード」を旋回し「チプアーム」を引入れ端艇を取入るべし但他の船舶の障礙を妨ぐる場合は此限にあらず

前項の船舶は船首兩錨及船尾豫備錨の準備をなすべし

第十四條 總て船舶は第一區に於ては雙錨を投じて碇泊すべし

但し棧橋及繫船浮標に繫留する漁船は其首尾を繫ぐべし

第十五條 着港したる船舶總噸數五十噸以上積石數五百石以上は其の船の種類

船名、船主、國籍、船籍港名、總噸數登簿噸數發航地名寄港地名及發航年月日時を記し出港のときは船名及出港年月日時出向地名を記し船長又は其の代理者より警察官署に届出べし

定期に航海する船舶は豫め前項の届出をなし以後之を省略することを得

第十六條 總て船舶は港界内に於て左の行爲を爲すべからず

- 一 他船の前路を横切ることを
 - 二 他船の後部に接近して通航すること
 - 三 他船と併行して通行すること
 - 四 他船を追越すことを
 - 五 他船に危害を加ふる如き速力を以て通航すること
 - 六 前各號の外他船の通航又は投錨の妨害を爲すべき行爲港界内に於て急行せんとする船舶は其合圖を爲すべし
- 港界内を航行する船舶若くは探筏に於て前項の合圖を受けたるときは適宜其航路を譲るべし

港界内に於て船舶互に行達ふときは其逆潮の者より又舟筏互に行達ふときは船より其航路を譲るべし

第十七條 港界内を通航する帆船は帆を減じて除行し若は曳船を使用すべし

第十八條 浮船は港界内に在ては二隻以上連結して並行することを得ず

第十九條 港内に碇泊し又は運航する船舶は日没より日出までの時間は海上衝突豫防に關する法令に規定したる船燈を掲ぐべし但通船浮船等の小形船繋留の場合は此限りにあらず

第二十條 通船端艇及浮船又は小蒸氣船は止むを得ざる場合の外他船の後部に接して繋留すべからず但船側に繋留する場合も雖も並列して船舶運航の妨害を爲すべからず

浮船は瀛船の舷側に接して四隻以上並列すべからず

第二十一條 船舶探筏竹木の繋留を忽にし又は他に引曳せらるゝ船舶浮筏の操舵を忽にすべからず

第二十二條 船舶の繋留に際しては必要以外に其の綱を延長すべからず

第二十三條 港の防害とふるべき難破物又は海中に投棄若は脱落したる物件は當該船舶又は其の所有者に於て直ちに之を取除くべし

第二十四條 船舶港界内に於て火を失したるときは救援の來るまで船鐘を打鳴すべし且晝間はNMの信號を掲げ夜間は斷へず紅燈を上下すべし

第二十五條 船舶通行の妨害若くは危険の虞ある場所に膠砂し沈没、又は顛覆したる船舶物件は之を除却すべし但し之を除却する迄は相當の標識を附し夜間は點燈すべし

第二十六條 船舶にして石炭、荷足其の他之に類する物件を積卸するときは脱落を妨ぐ爲め豫め必要なる装置を爲すべし

第二十七條 港界内に於て曳船を爲す瀛船は左の制限に従ふことを要す

- 一 本航路及第一区内若は第一區と大瀬子渡し間に在ては單列にして曳きたる船の船尾と最後に曳かるゝ船の船尾との距離四百尺以内とす
- 二 前號以外の區域に在ては曳きたる船の船尾より曳かるゝ船の船尾との距離六百尺以内とす但船幅六尺以内の船は二列にするも妨げなし

第二十八條 前條曳船に要する曳綱の長さは曳船と被曳船第一船との距離を一百尺以内とし其の以下相互間の距離を七十尺以内とす

第三章 棧橋及繫船浮標取締

第二十九條 許可を受くるにあらざれば船舶を棧橋又は繫船浮標に繫留すべからず

第三十條 棧橋に繫留することを得るは左に掲ぐる船舶に限る

一 漁船

二 漁船以外の船舶にして特に繫留を許されたるもの

第三十一條 棧橋上に於て左の各號の一に該當する行爲を爲すべからず

- 一 爆發質若は高度燃焼質の物品並に他物を汚染すべきものと認むる貨物の積卸を爲すこと
- 二 諸車物品を放置し又は作業を爲すこと
- 三 轉轍機其他備付の器具に猥りに手を觸るること
- 四 不潔の行爲を爲すこと

第三十二條 棧橋より積卸すべき荷物は速に積込又は運搬し棧橋上に停置すべからず

第三十三條 棧橋上には棧橋使用料を納付したる船客荷主送迎人荷物及船客取扱人の外入ることを許さず但左に掲ぐるものは此限りにあらず

- 一 棧橋を管理する官吏々員
- 二 港灣取締に従事する官吏々員
- 三 特に許可を受けたるもの

第三十四條 船舶棧橋に發着の際は勉めて微速力を以て操従すべし

第三十五條 二船以上同時に棧橋に繫留せんとし又は棧橋より離隔せんとするときは互に避讓し棧橋を傷害せざる様注意すべし

第三十六條 棧橋に繫留中は舷外と棧橋との間に相當の「フェンター」をふし磨擦を防備すべし

第三十七條 故意怠慢又は船舶操縦の不注意に因り棧橋及附屬物件若は繫船浮標を亡失毀損せしめたるときは加害者の費用を以て其の修繕又は新調を爲さ

しむることあるべし

第三十八條 縣に於て必要ある場合は一時棧橋及繫船浮標に船舶の繫留を停止し若し離隔せしむることあるべし

第三十九條 棧橋は天候險惡又は其虞あるとき其他故障ありと認めたるとき一時前條の規定を適用することあるべし

第四章 埠頭及物揚場取締

第四十條 埠頭及共同物揚場は一般に共用するものとす但必要ある場合は縣に於て之を専用することあるべし

第四十一條 爆發物及容易に燃燒すべき物料石灰、糞尿、肥料骨、糞糞其の他の不潔物は縣に於て特に指定したる場所に於て揚卸を爲すべし其區域は標柱を以て之を區劃す

第四十二條 埠頭及共同物揚場は使用者互に便宜を與へ他の妨害を爲すべからず

第四十三條 埠頭及共同物揚場に於て左の各號の一に該當する行爲を爲すべからず

らす

一 不潔の行爲を爲すこと

二 物品を洗滌し又は干物を爲すこと

三 魚介の類を捕獲すること

四 荷主の使用に屬するもの、外牛馬を繋ぎ諸車物品を放置し又は荷造其他の作事を爲すこと

五 物品を陳列して賣買を爲すこと

第四十四條 埠頭及共同物揚場には陸揚又は船積の物品を五時間以上留置することを得ず但其の物品の種類により五時間内に他に運搬すること能はざる事由あるものは警察官署の承認を得て五日以内の期間に限り之を留め置くことを得

前項但書により承認を受けたる物品には其の承認を受けたる者の住所氏名及承認を受けたる年月日を標榜し置くべし

第四十五條 警察官署は承認を與へたる後と雖も埠頭又は共同物揚場の公用に

妨害ありと認むるときは期限を指定し留置物品の撤去を命ずることあるべし

第四十六條 埠頭及共同物揚場に陸揚又は船積の物品を堆積する者は顛倒せざる如く堅牢なる装置を爲すべし

第四十七條 埠頭及共同物揚場を使用する者は常に清潔に掃除を爲し炎天及風日には時々撤水すべし

第四十八條 埠頭及共同物揚場に於て運搬する物品は墜落漏出又は飛散せしむべからず

第四十九條 故意怠慢又は船舶操縦等の不注意に因り埠頭及共同物揚場を毀損亡失せしめたるときは加害者の費用を以て其の修繕又は新調を爲さしむることあるべし

第五十條 重大の物品を揚げ卸せんとするときは埠頭又共同物揚場を毀損せざる様豫め相當の設備を爲すべし

前項の設備を缺き埠頭又は共同物揚場に毀損を生ぜしめたる者は其者の費用を以て原形に復する爲め必要なる修理を加ふべし

第五十一條 埠頭又は共同物揚場に於て夜間船積又は陸揚を爲すときは標燈を掲出し置くべし

第五十二條 埠頭及物揚場を私設せんとするときは若し其の修理を爲さんとするときは現場の圖面及び仕様書を添へ縣廳へ願出許可を受くべし

第五十三條 私有埠頭及物揚場には其の場所の區域並に所有者若し借地人の住所氏名を記載せる標柱を建つべし

第五十四條 埠頭又は共同物揚場以外の官有地又は縣有地に於て船積又は陸揚を爲し又は貨物竹木瓦石の類を置くことを得ず但借地の許可を得たるものは此限りにあらず (以下略)

○基隆港内取締規則

(臺灣總督府令第六十二號
明治三十六年九月十七日)

第一條 基隆港内は基隆縣長之を取締る

基隆港内とは萬人堆鼻より北東微東二分の一東に向ひ中山の西北端に引きた

る一線と尖山鼻より南西微南に向て引きたる一線との内部を謂ふ

第二條 各航洋船舶は入港するに當り其の國旗及信號符字を掲ぐべし

前項國旗及信號符字は第一號書式の着港届を基隆廳に差出したる後にあらざれば之を引下すべからず

第三條 基隆廳長に於て必要と認むるときは各船舶の碇泊所を指定し若は之を移轉せしむることあるべし

第四條 港内に於ては如何なる船舶と雖も公の航路に投錨することを得ず但し許可を受けたるときは此の限りにあらず
公の航路とは左に掲ぐる區域内を謂ふ

(一) 石花礁浮標より北微西二分の一西に引きたる一線と其の線に並行して

東方半鐘を隔て、畫したる線との中間

(二) 石花礁浮標、赤色浮標(E浮標より北東微東)旗竿(赤白一旗の旗を)及

停車場地先假棧橋北側にある第一の繫船浮標とを連結したる線とA浮標、C浮標、D浮標及停車場地先假棧橋南側にある第一の繫船浮標と

を連結したる線との中間

第五條 各船舶は他船の運航若は投錨の自由を妨碍し又は衝突の虞あるときは追越を爲すべからず

第六條 港内に碇泊し又は運航する各船舶は日没より日出までの間は海上衝突豫防法に規定したる各種の船燈を掲ぐべし

第七條 漁船港内を運航するときは其の針路を保つに足るの速力に止め帆船に在りては帆を減じ徐行すべし但し漁艇は此の限にあらざ

第八條 航洋船舶其の碇船所に到達したるときは必ず雙錨を投じて碇泊すべし但し六時間以内に出港せんとするものは廳長の許可を得て單錨を投じて碇泊することを得

第九條 常用に超過する爆發物又は容易に燃焼すべき物料を積載したる一切の船舶は港口に於て日出より日没までの間はBの信號旗、日没より日出までの間は紅燈を前檣の頂上に掲げて基隆廳長の指揮を待つべし

第十條 漁艇、荷船、水船、端艇又は舢舨は已むを得ざる場合を除くの外船舶

○基隆港内取締規則

の後部に繫留すべからず

第十一條 漁船港内に於て曳船を爲さむとするときは特に基隆廳の許可を受けたる場合を除くの外左の制限に従ふべし

- 一 端艇若し舢舨は三艘以内荷船水船は二艘以内を限り曳くことを得
- 一 航洋船及漁艇は一艘を限り曳くことを得

第十二條 各船舶の船長若し其の代理者は荒天の徴あるときは之が豫防の設備を爲すべし

第十三條 船舶港内に於て火を失したるときは救援の來る迄船鐘を打鳴し日出より日没迄はN Mの信號を掲げ日没より日出迄の間には斷せず紅燈を上下すべし

警察官の救援を要するときは日出より日没迄の間はGの信號を掲げ日没より日出迄の間は藍火若し閃光を示すべし

前項の外基隆廳長の許可を受くるにあらざれば港内に於て銃砲及烟火等を發するを得ず

第十四條 港内に於て動物の死體、荷足、灰燼、塵芥等を海中に投棄すべからず前項の物件を取り捨つる爲塵船を使用せんとする船舶は船内見易き所にFの信號若し籃を掲げて目標を爲すべし

石炭、荷足其の他に之に類する物品を積卸する船舶は其の水中に脱落するを防止爲め必要の豫防を爲すべし

第十五條 航洋船舶出港せんとするときは第二號書式の出港届を基隆廳に差出し出帆旗を引揚ぐべし

第十六條 港内又は其の附近に於て通航を妨げ若し危險の原因となるべき總ての難破物其の他の物件は基隆廳長の指定する期間内に其の所有主に於て之を取り除くべし若し其の期間内に取除かざるときは基隆廳に於て之を取り除き又は破壊し所有主をして其の費用を辨償せしむべし

第十七條 信號用浮標又は立標には鏈、綱又は其の他の船具を繫ぐべからず何等の船舶と雖も前項の浮標、立標又は其の他の造營物に乗掛ければ之を毀損したるときは其の修繕又は再設に要する費用は之を辨償せしむべし

○基隆港内取締規則

○基隆港内取締規則

第十八條 本則の規定に違背したるときは船長又は其の代理者を貳圓以上貳百圓以下の罰金に處す

第十九條 本則に違反し告發を受けたる者裁判の確定若は執行前出港せんとするときは廳長の満足すべき擔保物を提供するにあらざれば出港することを得ず費用の辨償を命ぜられ完納せざるとき又同じ

第二十條 築港用船舶に對しては作業上已むを得ざる場合に限り本則を適用せず

第二十一條 本則施行に關する細則は基隆廳長之を定む

第一號書式

着 港 届

- 一 船の種類
- 一 船 名
- 一 船 主
- 一 國 籍

- 一 船籍港名
- 一 總噸數
- 一 登簿噸數
- 一 發航地名(原發航地)及發航年月日

右 年 月 日 時 當港に入船候間此段及御届候也

年 月 日

基隆廳長宛

船 長 某

第二號書式

出 港 届

- 一 船 名

右 年 月 日 時(何地)へ向け當港出船可致候間此段及御届候也

年 月 日

基隆廳長宛

船 長 某

○基隆港内取締規則

○基隆港内取締規則施行細則

(基隆廳令第二號)
明治三十七年二月三日

第一條 基隆港内取締規則第二條の航洋船舶着港届は其着港後速に本廳に差出すべし

第二條 航洋船舶は着港後警察官吏の臨檢を受くるに非ざれば貨物の積卸又は他船若は陸地との交通を爲すべからず

第三條 本島各地に於て傳染病又は獸疫流行地と告示せられたる地方を發し若は其地方を経て來著したる船舶は船長又は其代理者より速に本廳に届出検査を受くべし航海若は碇泊中該病疫發生したるとき亦同じ

第四條 本廳の指定したる碇泊所を移轉せんとする船舶は船長又は其代理者より其旨願出許可を受くべし

第五條 基隆港内取締規則第九條に於て爆發物と稱するは「プラスチック」油、「ロツク」油を包含す「石油」、「ナフタ」的列並底油、依的兒、偏蘇爾、石油偏陳、「アセントン」、酒精及硫化炭素等の類其他華氏九十五度以下の熱度に依り發火すべき氣體を發するものを謂ふ

第六條 船舶に設備する大砲一門毎に火藥五十發分導火管類七十箇小銃一挺毎に火藥百發分雷管百五十箇及信號用の榴彈、火箭、焰管、救命焰を除くの外爆發質の物料は總て之を常用外と看做す

容易に燃焼すべき物料は船舶所用の目的を證明し得るもの、外總て之を常用外と看做す

第七條 基隆港内取締規則第十四條の動物の死體、荷足、灰燼、塵芥等を取捨んとする船舶は本廳の承認を受けたる塵船に非ざれば使用することを得ず

第八條 基隆港内取締規則第十五條の航洋船舶出港届は其出港四時間前に本廳に差出べし但し定期に出港する航洋船舶は其變更ある場合を除くの外豫め出港の日時を届出時々の届出を省略することを得

○基隆港内取締規則施行細

百五十六

第九條 航洋船舶出港の際健康證書の必要あるときは船長又は其代理者より本廳に申請することを得

第十條 基隆港内取締規則第十七條の信號用浮標又は立標若は其他の造營物に乗掛け又は之を毀損したる船舶は船長又は其代理者より速に本廳に届出べし

第十一條 基隆港内取締規則第十九條に規定したる擔保物は帝國通用の貨幣又は帝國政府の公債證書に限る

第十二條 出航したる航洋船舶避難修繕其他事故の爲め出港後十二時間内に歸港したるときは其事由を記載したる届書を以て着港届に代ふることを得

第十三條 左の各號に該當する行爲を爲さんとする者は設計書及圖面を添へ本廳に願出許可を受くべし

- 一 繫船浮標を設置又は變更せんとするとき
- 二 棧橋を架設又は變更せんとするとき
- 三 波止場、物揚場、石垣、柵、石垣根止等を築造又は變更せんとするとき
- 四 標燈其他目標を建設又は變更せんとするとき

- 五 波止杭繫船杭又は筏等の繫留杭を建設若は變更せんとするとき
- 六 浚渫又は土砂を採掘せんとするとき
- 七 沈没船又は其他の物品を引揚んとするとき
- 八 船舶の修繕場又は其修場若は游泳場其他足代を設けんとするとき
- 九 地曳網又は張網を以て漁業を爲さんとするとき
- 十 波止場、物揚場又は海面若は海岸に一日以上舟車其他長大の物品を置かんとするとき

第十四條 左の各號に該當する行爲を爲さんとする者は豫め本廳に届出べし

- 一 繫船浮標、棧橋、波止場、物揚場、石垣、柵、石垣根止、標燈、目標、波止杭、繫船杭又は筏等の繫留杭を修理せんとするとき
- 二 船舶の進水式を行はんとするとき
- 三 端艇の競漕を行はんとするとき
- 四 潜水器を使用せんとするとき
- 五 物品を筏に組み運搬せんとするとき

○基隆港内取締規則施行細則

百五十七